見てから掃除しなさいと言つたんじやないですか、

その蒲団のことを言つているんでしようか。

いや、その蒲団のことも干しなさいと言つたでしよう、それから齊藤さんが三階の窓からアーケードの上を見てね、その後にアーケード上を掃除しなさいと言うことを言うたんじやないか、

はい、そうです。

あなた方が、アーケードの上を掃除し始めた時ね、ダルマバチンコの三階の所と、大賀薬局なり、堀内万年筆店なり、三階の下に当るアーケードの上と、どつちが汚れていましたか、

そんな事は感付かなかつたですが。

掃除するのに、こう、見えましようもん、

見えるけど、どつちが汚れていたと言うことは……。

ダルマバチンコも光バチンコも一緒にしたね、そのダルマバチンコと光バチンコの三階の下のアーケードの上だけが汚れてね、万年筆屋だの、大賀薬局の方は、掃除しようにも、する必要のない程度じやあなかつたの？

私達の三階がゴミ棄てゝいたから、あの汚れているんです。

他は三階のは、使つてなかつたんじやないか、

使つてない様にもあります。

それだつたらね、ゴミが堀内万年筆屋だの、大賀薬局のアーケードの上に、ゴミが散らかる筈がないんでしようね、理屈からしてね？

はい。

あんまりきたないので掃除しなさいと言つたんじやないか、

きたないから掃除しなさいと言われたんです。」と供述致しておりますので、右記に依つて、

前記の偽証の項に、

「どう言う訳で、掃除させられたんです、

はい、ガラスがあつて危いから片付けてくれと言つて……」

と供述致して、（最初からガラスの破片を掃除を命じた様に供述して）いることが、全く出鱈目の偽証の供述である事が、明白に立証されていますと共に、私が前記事実の項に於て、

「私が三階の窓の下アーケードの上の紙片やキャラメルの空箱や硝子の破片等を掃除させたのは、私が山下祥子の病状を見舞に行つた時、部屋の角に焼け残りの濡れた布団が置いたまゝになつていたのに気付いて、その焼布団を窓の外に乾す様に命じた時に、私が窓の外に（アーケードの上）紙片やキャラメルの空箱等が、一杯捨てゝあつたのに気が付き（こんな事では、又誰かゞヒョット窓の外に煙草の吸掛けでも投げすて、見事にでもなつたら大変だと思い）私は、早速注意をしながら、掃除させたところ、下の方からガラスの破片が出て来たのであります。」と記述致している事が事実である事が明白に立証されているのであります。

田原寛治の偽証、誣告の供述八項目について、立証致します。

偽証誣告の供述内容、一項、

㈠ 田原寛治の公判記録の二二六七丁乃至二二七六丁までに、

「……最后の二十二日か三日か、齊藤さんの奥さんが、甘木の方に帰られた晩、自分が、呼ばれて放火に、自分に話をされたわけです。

八月二十三日の夜だね、齊藤さんが奥さんを里の甘木に帰らしたと云うわけだね、

はい、そうです。

その晩に、齊藤が君を呼んだわけだね、

はい。

……（中略）……二二六九丁二五行目以下に、

八月二十三日の晩、そう云う話があつて、けつきよく、どうなつたのか、

その晩は、けつきよく話がつかんやつたわけです。

それで又二十四日の日に、仕事が終つて呼ばれた訳です。

又、呼ばれたわけだね、

はい。

そうしてどんな話があつたのか、

前の二十三日と同じような話で頭が上らん助けてくれ、と言われたんです。それで自分は嫌だから、そう言うことをしてもと、留めたけど、結局「それじやあ、自分の友達に相談してやろう。」と云う事になつた訳です。

……（中略）……

そうして、結局君が友達に相談してみると、いうところまでいつたんだね、

はい、そうです。

……（中略）……二二七五丁以下に

二十五日の出来事は、

……（中略）……

それが何時頃か、

十一時か、その頃やつたと思います。

そして浦塚の家にすぐ行つたわけだね、

はい、そうです。

……（中略）……二二七六丁以下に

浦塚は、おつたかね、

おりませんでした。夏ではあるし、疲れもあるし、その二階で寝ていたんです。そして四時か、五時頃、目を覚した時、浦塚が入つてきとつたわけです。

そして、浦塚に齊藤さんから、こう言う話があつたと話したんです。

(二)

次は田原寛治の福岡高等裁判所に於て証人としての供述の、公判記録一〇丁一二行以下に、

「証人が、浦塚に放火を頼んだのはいつ頃か、

昭和三十年八月二十四日か二十五日の午前十時頃、ではなかつたかと思います。

齊藤の妻が田舎に行つた翌日は断つたのか、

はい。

その翌日の何時か、

仕事が終つてからでしたから夜中の十二時頃だつたと思います。

一審では「齊藤の妻が田舎に行つた夜、私が後片づけをしていると、齊藤が呼びに来たと云つたが、

はい。

その日は拒絶した、だが翌日又頼まれたので引受けたと言つているのは事実か、

はい。……（中略）……

裁判長……

証人は昭和三十三年六月八日原審第二十二回公判で「齊藤の妻が、甘木に行つたのは、二十二、三日」と答えている、原審の裁判長の問が「齊藤から頼まれたのは、二十三日だね」と言つているが、放火の事について、齊藤が、証人に依頼したのは二十二日が本当か、二十三日が本当か、三日が本当と思います。

被告人……

齊藤の妻が田舎に行つた夜、齊藤から放火を頼まれて拒絶したが、又翌日たのまれたと云つているが、それは本当か、

それは本当です。」と供述。

右記一項の偽証誣告を裏づける証拠事項。

㈠ 事実は私が、（齊藤）昭和三十年十月十日付中橋正に対する供述調書の第七項と第八項に、

「然し田原に対しては、あくまでやつてはいかんと、火をつける事については極力止めたのであります。」

……（中略）……第八項には、

一応は、その様にそんな事はするなと、制止して居たのであります」と供述。

㈡ 次は、私（齊藤）の昭和三十二年四月十一日付の上申書の四二丁、一七行目乃至四九丁目までに、記述の通りでありますが、その要点の一部を参照致します。四八丁二三行乃至四九丁三行目迄に、「馬鹿が、その様な事を他人に言われることが考えてみれもし、そんな事が他人に分つたら俺の顔は丸つぶれだぞ、冗談にも、そんな事は（他人に）言うなよと、申しました。又俺は今、天神町市場の警邏部長もしているから（そんな事をいつているのが他人に判つたら）俺の責任問題に成るぞ（今後そんな事は）冗談にでも言うな、俺の人格にかゝわる事だぞと、申しましたところ、田原は頷いて自分の部屋に帰りました」と供述。

……（中略）……次は四九丁四行目乃至五八丁一三行目までに、（私の二十五日の行動は記述の通りでありますが、その要点の一部を参照致します）

五四丁六行目乃至一三行目までに、

「私は、何を言うか、『貴様友達が金に困つているから、俺の家を焼くと言うのか、馬鹿が、お前はちよつと気の狂つては、いないか、と申しました。田原がオイサンは、口ではそんな事を言つているが、本当は家が焼けた方が良いだろうと申しました。私が、火災になつて何が良いか馬鹿な事を言うな、もし私家から火元どんしてみれ、俺達は天神町には、居られん様に成つて仕舞うぞと申しました。田原は黙つていました。私はこの様に家屋の接見致している市場内で、火事が起きたら必らず一軒では終らんから火元致した所は皆から怨まれて、もう天神町にはおられなくなるぞと申して又、冗談にでも放火のことを話していると、本当に火事に成つた時にも、放火致したと思われるから（今後そんな事は）冗談にでも言うなよと、申しました、」と供述。

㈢ 次は、私（齊藤）の控訴趣意書の二丁乃至六丁までに供述の通りで、

「八月二十四日（齊藤の妻久枝が田舎に行つた）夜と、翌二十五日の夜との二回に亘り、田原から放火の話を持掛けられたので、私はその時、その放火の話を制止する為にも、私も放火の話を致しました。だがそれは、放火の依頼話ではなく、持ちかけられた放火の話を制止致す為に放火の話を致したのであり、私はその時、以外に、田原から放火の話を持掛

けられた事もなく、放火の依頼は全くいたしておりません、」のので
前記偽証の一項に、
「八月二十三日（齊藤の妻久枝が田舎に行つた）夜、齊藤から放火の依頼を受けたので、私（田原）が断つたので、齊藤はその夜は放火致す事を思いとゞまりましたが、翌二十四日の夜、齊藤が又放火の依頼を致したので、私（田原）がその夜放火の依頼を引受けて二十五日の午前十時浦塚の家に放火の依頼に行つた」と供述致している事は、全く出鱈目の偽証の供述でありますので、その事実を以下、公判記録、その他の証拠に依つて之を立証致します。
右記の事実を裏付ける証拠事項。

(一) 参考人杉村義之の警察官に対する供述調書の第七項公判記録の三三六丁以下に、
「ヒサエが最初来ましたのは、前申しました通りで、八月二十四日晩方で、来た晩を合わせて、三晩目の夜であります。八月二十七日早朝の私方のラジオ放送で、天神町市場内で、齊藤パチンコ店附近から火元（大火）である事が判りました。」と供述。

(二) 次は、証人齊藤久枝の昭和三十年十月一日付警察官に対する供述調書、公判記録の四六九丁以下に、
「火災発生時の私の行動についてお話申しますと、私は前に実家より現金七万円也を借用しておりました。その金は、毎月二十四日に、元利四、二〇〇円を支払う事にして五、六、七月迄は、その通りにして来ておりました。八月二十四日も、元利共四、二〇〇円也を支払いせねば出来ない日に成つておりましたので、前日より主人と話しておりましたが、主人も所持金が、無いらしく其の日の午後五時過ぎ頃、スマートボールの売上金も少なく、手持金もなかつたので、使用人の杉村政一さんに頼んで主人が自分のシャツ上下二着（ラクダ）を出して、入質してくれる様たのんでおりました。そして現金二千円を質屋で作つて来て貰い主人は、自分の懐より（店の売上金を思う）現金三千二百円を出して呉れましたので、子供三名を連れ、合計五千二百円を貰つて午後七時二十分の博多駅前発の杷木行バスに乗つて実家に向いました。午後八時過ぎに、家に到着後現金四、二〇〇円を実父に手渡し、その日は一泊しました。出発する折は、二十五日に帰るかも知れない、或いは、二十六日になるかも知れんと約束して家を出ました。自宅に帰つて後、翌二十五日は、流れ寛助（精霊流しの様なもの）になつて居りますので、家人にとめられて又一泊する事に決めました処が、その日雨で中止になりましたので、また一泊して二十六日の花火大会等を見物して午後十時頃、実家に引上げ、翌二十七日朝起きて、午前八時頃、洗濯中にラジオニュースを聴き、天神町市場の火災を知り騒いでおる時に義兄小塚金次よりの電報により父母と同道して（午後九時半頃に）福岡に到着して初めて、火災の現場に行き知りました」と供述。

(三) 次は、浦塚運之の昭和三十年十月二日付警察官に対する供述調書の第五項に、
「先ず、私が田原寛治から頼まれて「火をつける」様になつた、いきさつから申述べますと、実はあの「火つけ」をやつたのが、本年八月二十七日午前三時過ぎ頃でありましたので、確か八月二十四日であつたと思います。午后か午前かわかりませんが、昼間であつた事は間違いありません。田原が私の家にやつて来ました」と供述。
次に同人の昭和三十年十月十四日付警察官に対する供述調書の第九項に、
「此の前も申述べました様に八月二十四日の昼に田原が私の家に参りまして、火付の相談を持ちかけられ、此の時は、まだ実行するか、せんかはよく判りませんでした。そして八月二十五日夕方、田原が来ました。私に今晩やつて呉れんかと、いゝますので、そんなに簡単に出来るもんじやない、明日でも、良かろうがと、云つて明日する事にいいますと、田原はどうしても、今晩の方が良い、実は奥さんや子供が里に帰つているからといつて今晩やつて貰いたい様な事を申しました。
それで、私は今晩は出来んから明日やつてやる明日でも、良かろうもん、と云いますと田原は如何にも仕方ない様な、

表情をしまして、それじや明日頼みます、と云つて帰りました」と供述。

次に同人の昭和三十年十月十九日付検察官に対する供述調書の第五項（五行目以下に）

「最初私が田原から、火付けの依頼を受けたのは、八月二十四日だつたと思います。多分午前中、田原が私方を尋ねて来て齊藤のやつている店に火をつけて焼こうと思つていると言いました」と供述。

次は、同人の公判記録の二〇三九丁乃至二〇四〇丁までに、

「そうすると、最初頼まれたのは、二十四日か、二十五日か判らんのか、

さあ、確かに、二十四日に来て待つていたんじやないかと思います。

二十四日ね、……

はい。

それは昼来たのか、晩来たのか。

私が仕事から帰つて来た夕方ですから、夕方早くから来て待つておつたと云うことで、私の家の二階におりました

から……」と供述致していますので、

右記杉村義之と齊藤ヒサエの供述に依つて、

「齊藤の妻久枝が、田舎に行つたのが、昭和三十年八月二十四日であること」が明白に立証されております。

尚前記浦塚運之の供述に依つて、

「田原が浦塚に最初、放火の依頼（放火の方法を習い）に行つたのが、二十四日の昼間であつた事が明白に立証されていますので、田原が齊藤から放火の依頼を受けて浦塚に放火の依頼に行つたものではなく、田原が齊藤に無断で、齊藤に隠

れて、浦塚に放火の依頼（方法を習い）に行つたものであることが、明白に立証されています。したがつて右記に依つて、

前記偽証、誣告の供述一項に、

「八月二十三日（齊藤の妻が田舎に行つた日）の夜、齊藤から放火の依頼を受けたので、私（田原）が断つたので、齊藤もその夜は、放火致すことを思い止まつたが、又、翌二十四日の夜、放火の依頼をしたので、私（田原）が、その夜、放火の依頼を引受けて、二十五日の午前十時頃、浦塚に放火の依頼を致した、」と供述している事が全く、出鱈目の偽証誣告の供述である事が明白に立証されております」と共に、

私が前記事実の項に、

「私は八月二十四日（齊藤の妻久枝が田舎に行つた日）の夜と、翌二十五日の夜との二回に亘り、田原から放火の話を持掛けられたので、私は、その時、その放火の話を制止致す為に、私も放火の話は致しました。だが、それは、放火の依頼話ではなく、持ち掛けられた放火の話を制止致す為に話したのであり、私はその時以外に、田原から放火の話を持掛けられた事はなく、放火の依頼は、全く致しておりません」と供述致しております事が事実であります事が明白に立証されて居ります。

偽証誣告の供述内容二項、

田原寛治の昭和三十年十月六日付警察官に対する供述調書の第一〇項、公判記録の一七六三丁一三行目乃至一七六四丁までに、

「翌二十六日は朝、普通の通り、スマートボールに行き、午前九時半か十時頃、大将（齊藤）が呼びに来て、住家の方に、帰り質屋に行つて来て呉れと、相談され、子供の依頼を持つて万町真鍋質店に行き、三千円位を借りて、帰り、齊藤

に渡し五万円の金は夕方迄に作るが、一応五千円丈、渡して呉れと云つて、五千円を渡され、

……（中略）……

家を出て行く時、大将が頼んで置くからのIと云われました。

浦塚さん方に午前十一時頃着き、浦塚さんが、待つており、真先に、金は出来たか、云つたので、私が取敢えず五千円丈け持つて来た」と供述。

次は同人の公判記録の二三二六丁乃至二三二八丁までに、

「それで、翌日の二十六日のことを聞くが、二十六日は、どんなことがあつたかね、……（中略）……

それは何時頃か、

十時か、十時半頃だつたと思います。

……（中略）……

そして、それを、真鍋質店に、持つて行つてどうした、

三千円か、その位借つて来たと思います。

そして、齊藤に渡したのか、

はい、渡しました。

それから、……

そして、質屋に行つたお金と前の日の売上げを、合わせて、五千円くれました。そして、これを浦塚に、渡してくれといつてから渡したと思います。

それで、浦塚のうちに行つたのか、

はい。

浦塚はおつたかね、

はい、おりました。

朝だつたかね、

十一時か、十一時半頃浦塚の家に行きました。」と供述。

次は、同人の福岡高等裁判所に於いて証人としての供述公判記録の五丁以下に、

「証人は、火をつける前に報酬の一部として、五千円を、浦塚に渡したか、

はい。

それは何時、何処で渡したか、

はつきり覚えてません。

その金の出所は、

質に入れて作つた金と思います。

その経緯は原審で述べた通りか、

その通り相違ありません。」と供述。

右記偽証誣告の供述二項の事実を裏付ける証拠事項、

㈠ 事実は、私の昭和三十年十月十日付警察官中橋正に対する供述調書の第九項に、

「そこで、今度は、八月二十六日であります、前の晩田原から金の事を云われて居りましたので、何とかしなくてはと、思い、昼頃、私の子供の毛糸物を包んで、田原に持たせて、入質にやり、三千円程借りて来らせまして、此のうち二千円

程、田原に渡し」と供述。

(二) 次は私の昭和三十二年四月十一日付上申書の六〇丁八行目乃至二三行目までに、

「私が昼食が終り、自分の室に行き、田原を呼び、お前、入質に行つて来てくれと申しました。田原が俺の金を作りに、行くのならば、入質に行かんでもよいばい、俺はスマートボールの売場にあるだけで良いと申しましたので、私が「今日は俺も朝日会館に招待を受けているから、又植山さんも（植山梅三郎）一緒だから二次会に行くと思うから、俺も、小使銭が二、三千円は必要だから、入質に行つて来てくれ、と申しまして、私の洋服ダンスの中に準備していた品物を取り出して、点数をかぞえて田原に渡しました。十五点か、十六点かあつたと思います。」田原は入質に行き三千円を借用して来ました。

私は、金を受け取りながら、お前は、何時帰つて来るのか、と、申しました。田原が「今日の五時か六時頃は帰つて来る。」と申しました。私は田原が、今日宮田の義兄の家に行かない事が判りました。私は「お前は、今日帰つて来るとなら、今日、金は、二千円で良くないか」と申しました。田原が、二千円で良いと申しましたので、私は二千円を渡しながら、「俺は、六時か六時半頃朝日会館に出掛けるから、俺が朝日会館に出掛けた後、お前が、用がないならば、店を見とつてくれないかと申しました。ところ、田原が「帰つて来たら用事はないから、店を見とく」と申しました。「又、オイサンは、二次会に行つて遅く成つたら泊つて来るとな」と申しました。」と供述。

(三) 次は、私の原審公判廷に於いての供述（丁数不明）

(四) 次は、私の控訴趣意書の五丁乃至一一丁までに、記載致しております通りで、

「私は、八月二十六日の昼食を私が終つて（引田和子等が、まだ、昼食中に）田原を私の部屋に呼んで、田原を入質に行かせて、三千円借用させて、その内二千円を田原の小使銭に渡したのであります。」ので、

前記偽証誣告の項に

「八月二十六日の午前九時半か、十時頃、斉藤から入質に行つて来て呉れと頼まれ、万町真鍋質屋に行き三千円位を借りて帰り斉藤に渡したところ、斉藤が、浦塚に渡してくれと云つて、五千円を渡したので、私がその五千円を二十六日の、午前十一時頃浦塚方に持つて行き、浦塚に渡した。」と供述している事は、全く、出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を以下、公判記録その他によつて之れを立証致します。

右記事実を裏付ける証拠事項。

(一) 浦塚運之の昭和三十年十月十二日付警察官に対する供述調書の第七項に、

「そして、八月二十六日朝の十時頃、又田原が、私の家に、やつて来て、二階の六畳の間に上がり、今日は、之れ丈しか出来ませんから、と云つて千円札五枚、五千円渡してくれました。」と供述。

(二) 次は浦塚運之の昭和三十年十月十四日付警察官に対する供述調書の第九項に、

「そして八月二十六日朝十時頃、田原がやつて来まして、田原が、今、之れ丈けしか、金がないと云つて、千円札五枚出して渡して此のうちから、千円、田原が自分でとり……」と供述。

(三) 次は、浦塚運之の昭和三十年十月十九日付検察官に対する供述調書の第六項に、

「八月二十六日午前十時頃、田原が私方に来ました。そこで金が出来なかつたから、取敢えず之れ丈けやつて、置くと云つて五千円出しました。」と供述。

(四) 次は、浦塚運之の公判記録の二〇四九以下に、

「そしてその次が、八月二十六日になる訳か、

はい、八月二十六日の朝に金が、今晩まで、延期に、なつたから、今晩来た時に渡すから一応、これで品物を購入

して用意してくれという事で、五千円持つて来た訳です。

それがいつ頃か、二十六日の……

確か、その日が朝だつたと思います。」と供述。

(五) 次は田原寛治の公判記録の二九四一丁に、

「私が質屋に行かしたのは、あなたを私の部屋に呼んで、準備していた物を渡して、今、食事をしているから、なるだけ、わからん、ように行つて来てくれということを私が云つたでしよう、

はい、そうです。」と供述。

(六) 次は、証人柴田儀蔵の公判記録の三二五丁以下に、

「本年八月二十六日の昼頃、齊藤さん方の店員で、田原寛治さんが、店に来られたので」と供述致してありますので、前記浦塚運之の供述に依つて、

「八月二十六日の午前十時頃、田原が浦塚の家を訪れて、浦塚に五千円渡していることが事実であることが明白に立証されています。」

又前記田原寛治と柴田儀蔵の供述に依つて、

「八月二十六日に田原が入質に行つた時刻が十二時頃（田原が入質に出掛ける時、まだ誰かゞ昼食中で）であつたこと」が明白に立証されていますので右記に依つて前記偽証誣告の二項に、

「八月二十六日の午前九時半か十時頃、齊藤から入質に、行つて来てくれと頼まれ、万町真鍋質店に行き三千円位を借りて、帰り、齊藤に渡したところ、齊藤が浦塚に渡して呉れと云つて、五千円を渡したので、私が同日の午前十一時頃、浦塚方に、その五千円を持参致し浦塚に渡した。」と供述していることが全く、出鱈目の偽証誣告の供述である事が明白に

立証されていますと、供に前記事実の項に、

「私は八月二十六日の昼食が終つて引田和子等が、まだ食事中に田原を、私の部屋に呼んで、田原を入質に行かせて三千円借用させて、その内の二千円を、田原の小使銭に渡したので、あります。」と記述致している事が事実である事が明白に立証されて居ります。

（田原が右記五千円を何処で如何して都合致したのかに、ついては私には、皆目判かりません。）

偽証誣告の供述内容三項。

田原寛治の公判記録の二四七〇丁七行目乃至二四七一丁までに、

「浦塚が仕掛けたとおりに、仮に火が出たとすれば、もう少し一階の火がひどくて、店の方、表の方に火がもうちよつと、出るはずではないかと思われるんですが、あなたはどう云うふうに思われますか、

はあ、私もそういうふうに思います。

どういうふうに思う……

私が起きた時間と三階に寝ておつた人が起きた時間と同じ時間だつたと思います。

私が先程から疑問をもつておつたのは、何にか、表の方に火が出るのをさえぎる仕切壁とか、何かあれば、これは出るはずが、ないのだか、何か、火をさえぎるようなものが、あつたかどうか、それは疑問なんだが、それは、なかつたんですか、

ございませんでした。

ない？

はい。」と供述。

右記三項の偽証誣告と、その事実を裏付ける証拠事項。

㈠ 事実は、私は昭和三十二年四月十一日付の上申書の二四丁二六行目乃至二五丁二行目までに、

「八月二、三日頃だるまの家と、今度買つた家を続けさせていました時、大城さんと奈須さんが来られまして、私が買主の所で（二号に）喫茶店を開業させる名目で、（北野さんから）家を買受けて来たのだから、今暫くは、家の中が、外から見えない様にして、（表の方に何か張つて）居きなさいと申されました。」と供述……致しております通り、

「私は大城さんからだるまパチンコ店と、元の光パチンコ店の家の中が表から見えない様に何か表の方に張つておきなさいと、注意を受けたので、私は以前、パチンコ機械かスマートボール機械かを包んで移送して来た包装紙、厚紙を本町の、王磨工場（現在の小塚金次方）の二階に置いていたので、その日、早速その原紙を誰かにもつて来させ、その原紙をだるまパチンコ店と元の光パチンコ店の表の方全部のガラスに張らせて、表から家の中が見えない様に致していたのであります。」

前記の偽証の供述に、

「一階の火が表に出るのを、さえぎるような仕切壁もなく尚一階の火が表に出るのをさえぎる様なものはなかつた。」と供述しているのは、全く出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を以下公判記録その他の供述に依つて之を立証致します。

右記偽証誣告及び事実を裏づける証拠事項。

㈠ 証人大城久米蔵の公判記録の一三六〇丁乃至一三六一丁までに、

「境いの壁ですか、

境の壁もやつて居つた様ですね。

それはいつ頃のことですか、

それは登記してから、登記して二、三日してからですね。

それで、それ以後こう云うことしてはいかんと？

そうするとガラスがある訳ですね、見苦しいから紙でも張つておけと、そして手をつけては、いけないと云つて居つたから壁紙でもはつて居たんです。

後は、？

あとは、何にもしておりません、造作しておりません。

その壁紙と云うのは、何処にはつておつたんですか、

入口ですよ。

入口をこわして居つた訳ですか、

中の方が見えておつてみつともないから、それで紙でもはつておけと、……

中のこわれた模様が見えないように紙でもはつておけと言つたと？

えゝそうです。」と供述。

㈡ 次は田中アツ子の昭和三十年九月八日付久保田兼蔵に対しての供述調書の公判記録の一一九六丁二二行目以下に、

「元光、及本店の方共通道路側から内部が見えない様に硝子に紙が張つてありました、之れは表側丈けしてあり、之れは、私が八月三日休む時にはしてありませんでしたが、十一日帰つて来た時にはしてありました。何の為、意味が判りません。内部が見えない様にしたのだろう位しか判りません。」と供述致してありますので、

右記大城久米蔵と田中アツ子の供述に依つてだるまパチンコ店と、元の光パチンコ店の表のガラスに紙が張つてあつた

事が明白に立証されていますので、右記に依つて、
前記偽証誣告の三項に、
「一階の火が表に出るのをさえぎる様な仕切壁もなく、一階の火が表に出るのをさえぎる様なものはなかつた。」と供述
致しております事が、全く出鱈目の偽証誣告の供述である事が明白に立証されていますと共に、私が前記事実の項に、
「だるまバチンコ店と、元の光バチンコ店の表側のガラス全部に、表から内部が見えない様に、原紙を張つておりまし
た。」と供述している事が事実であることが明白に立証されています。
偽証誣告の供述内容四項。
次は田原寛治の第二五回公判記録の二四七二丁以下に、
「そしたら逮捕されて後から考えて、どう思いましたか、
一階から燃えたのであつたら、私が思いますには、三階の人と私と同時刻に起きているのに、三階に火が打ち上げ
て、私の部屋には、まだ火はふいておりませんでした。
……（中略）……
そうすると、あなたは、そう云う状態からすれば、一階から、火が出たんじやない、というふうに思うわけですか、
はい、そうです。
そう云うことになるんですか、
はい、そうです。
……（中略）……二四八六丁以下に、
三階におられた人から聞いたんですか、

はい、そうです、火が来ておつたと、……焔が来ておつて、そのために、顔に火傷したとか、そう云うことを、聞
いたんです。
だれから、……顔を火傷したのは、……
内野清子です。
それは、君と同時に逃げたのか、
はい、同時刻だと自分は思います。」と供述。
右記四項偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項。
事実は、私が昭和三十二年十一月八日付上申書（図面）に書いている通りで、
「田原寛治がダルマバチンコ店の二階の部屋に齊藤が元の光バチンコ店の三階の部屋に、火災当夜も、各々寝ていたのであ
だるまバチンコ店の三階の部屋に、杉村政一が、元の光バチンコ店の三階の部屋に上る階段は、だるまバチンコ店の一階から
り、内野清子他六名の女従業員が寝ていた、だるまバチンコ店の二階の田原の部屋内の裏の方に掛つており、杉村政一が寝ていた元光バチンコ店の三
二階に上る階段の真上に平行して、二階の田原の部屋と齊藤が寝ていた元の光バチンコ店の二階の部屋の境
階に上る階段は、田原が、寝ていただるまバチンコ店の二階の部屋に、内野清子他六名の女従業員が、
の壁に接近致して、元の光バチンコ店側に掛つており、階段口は、元の光バチンコ店の廊下の北の末端に面しており、だ
るまバチンコ店の一階から二階に上つて来る階段口と、斜めに、向い合つており、直接面していたのであります」ので田
原寛治と内野清子等が、殆んど、同時刻に起きていて、内野清子等が、起きた時、既に、階段から火が吹き上げていたので
子等が、起きた時、既に、階段から火が吹き上げていたのであるから、田原が起きた時に、田原が寝ていただるまバチン
コ店の二階の部屋には、内野清子等の部屋より、より以上に、強烈な、火が吹き上げていた事は、間違いありませんの

で、前記、田原寛治の偽証誣告の項に、

「三階の人と（内野清子等と）私（田原）と同時刻に起きていて、いるのに、三階（内野清子等の）の部屋に、火が、打ち上げて、私の部屋にはまだ、火はふいておりませんでした。」と供述致している事は、全く出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を以下、公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記偽証誣告の事実を裏付けする証拠事項。

㈠ 田原寛治と齊藤正志の公判廷の供述、公判記録の三五〇四丁一三行乃至三五〇五丁までに、

「二階から三階にゆく階段はどうなつていたのか、

二ヶ所ありました。

田原被告人

その通りです。

（昭和三十年八月二十八日付司法警察員作成の実況見分調書添の図面No.6を示したうえ）

この図面には、三階え上る階段の印は、一ヶ所しかないかどうか。

齊藤被告人

階段の印はありませんが、二ヶ所ありました。

だるまと、光と、双方から上る分が、二ヶ所あつた訳だね、

そうです。

それは、齊藤の昭和三十二年十一月八日付の上申書に書いてある通りか、

はい間違いありません。

田原被告人に対して、

裁判長

今の点についてどうか。

齊藤が言つたとおり間違いありません。」と供述。

㈡ 次は、証人杉村政一の昭和三十年十月十六日付検察官に対する供述調書の第三項公判記録の二八八丁以下に、

「本年八月二十七日午前三時頃、突然、私の寝ていた、ダルマバチンコ店（実際はダルマの隣家で、元、光バチンコと称していたもの）の二階で、齊藤が、火事だ、〳〵と叫びました。その声で飛び起き、ズボンを履いて窓から屋根に出てみました。その屋根は、所謂、片屋根で、屋根の頂上に成りますが、屋根に出る迄は、火が此れ程近いとは思いませんでした、屋根から見ると、家の裏側（西から）から煙が、ムクムクと出ており、私達の寝ている家から火の出ている事が、直感的に判りました。……（中略）……

私は一旦部屋に這入り隣りのダルマの三階に寝ていた女従業員に、内が火事だぞと、叫び、注意をすると共に、多少でも、私の荷物を持ち出そうと考え、電灯をつけました。電灯はつきましたが、室内は既に煙が一杯で、更に、二階から三階に通じ、ダルマと光との境にある階段から猛烈な煙が上つて来て、呼吸も出来ない有様でしたから、その儘再び、窓から飛び出し、逃げた次第でした。」と供述。

次に同人の公判記録の七九三丁八丁目以下に、

「証人は、どうして火事だと気づきましたか、

私はその時は寝ておりましたが、齊藤が、「火事」と、呼んだので直ぐ起き上りました。

起き上つて、証人はどうしましたか、

私は火事はどこだろうかと思つて、三階の表の窓から、体を出して、屋根の上に上つて（顔を出して）見ましたところ、私の家（齊藤の家のこと）の屋根下から煙が一杯、上つて居りましたので、これは自分の家だなあと思い私も、吃驚して、またすぐ、三階の部屋に引返して部屋の電気をつけて見ましたところ、電気はつきました。私が電気をつけた時は、部屋の中（三階）は真白い煙がもう〳〵としておりました。」と供述。

(三) 次は、証人引田和子の公判記録の九八一丁乃至九八二丁までに、

「そうして、火事が、起きたことはどうして気がつきました、

それは、全然、知らんやつたとですよね。

そしたら外の方からですね、何か火事〳〵という様なおらび声（叫び声）が聞こえたですもんね。

外と云うのは、何処から、

私達の店の所ですよね、それで、ひよつと目が醒めたとですよ、そして自分の所が焼けよるというのは、まだ気がつかなかつたんですよ、そして、横を見たところ、煙が来たもんですから、慌てゝ起きたんですよ。

火事〳〵というのは、誰の声なんですか。

それが、判らんとですね、大将の声の様な気もしたんですがね。

あまり大きな声じやないんですか、

はあ、遠くから聞こえていたんですよ。

何か慌てふためいた様な声やつたんですか、

慌てふためいた声と云うこともないんですがね。それで自分の家が、焼けよる（焼けていると云うこと）とは、その声でも、全然気がつかんわけですよね。

それから、火事だとわかつてどうしたんですか、

火事と云うけんですね、起きて坐つて、窓から外の方を見たですよね、それでも火事の様になかつたですもんね、

そしたら何か臭い様な、煙の下に来るような臭がするからと思つて横を向いたとですよ、そしたら下から、ずつと煙が来たんですよ、階段の所から……

階段というのは、だるまバチンコ店の階段ですか、

はあ、そうです、それから慌てたんですよ、そしたら慌てたから逃げるまでには、火の粉の来てですね、息のされんように、あつたから慌てゝ外に出たんです。

何も着ないで？

はあ。

そのまゝ、

はあ。」と供述。

(四) 次は、証人田中敦子の公判記録の一一三三丁一八行目乃至一一三四丁までに、

「火事だと云うことですね、火事になつたのは、どうして知つたんです？

下から火事だと云う声を聞いて判りました。

誰の声でしたか？

御主人です。

その声をきいた時、あなたはどうしておつたんです？

寝んでいました。

眠つて居たんですか。
はい。
声を聞いてどうしました？
起きました。
起きてどうしたんです？
それからは判りません。唯、逃げるだけに夢中でした。
あなたが起きた時には火はどう云うふうに、なつて居つたんです？
火は判りませんけど、煙だけは下から上つて来て居りました。
何処から上つて来て居りましたか、
階段の方からです。」と供述。

(五) 次は、証人中川静子の公判記録の一二四三丁二六行目乃至一二四四丁までに、
「火事だとは、どんなことで気付いたか、
息苦しくなり、皆が騒ぐので、目がさめました。
起きた時の部屋の状態はどうだつたか、
真暗で何も判りませんでした。
電気はついていなかつたか、
ついていません。
それから証人は、どうしたか？

皆が行くあとについて、三階の物干場の方に行き、窓から、出て、向いのパチンコ屋の三階の所に逃げました。」
と供述。

(六) 次は証人山下祥子、公判記録の一〇九九丁八行目以下に、
「火事だと云うことは、どう云う事で知りましたか、
皆が騒ぐので、あの……？
皆がどんなふうに騒いでいたんです、
あの、電気〳〵と、云つて電気を探して居つたんです。
それで、どうなつたんです？　その電灯は？
そして、あの、足で隣りの人から蹴られて起きたんですけど……。
起きてそれから……？
起きて、煙で苦しかつたら、あの息のされる所に窓にこう、首をさし込んだら、良かつたけん、すぐ上つたんです。
何処に？
窓に……」と供述。

(七) 次は証人折居照子の公判記録の一二三一丁乃至一二三二丁までに、
「三階に寝んでから火事だとはいつ気が付いたか、
息苦しくなつて、目が覚めました。
人の叫び声で目が覚めたのではないか、

いや、息苦しくなつたので、覚めました。
その時は部屋の中はどうだつたか、
火の粉と煙で一杯でした。
何処から煙は出ていたか、
下の階段の方からです。
電灯はついていたか、
ついて、いません。
煙が来て、証人はどうしたか、
ごそ〳〵這つて、三階の窓から屋根伝いに逃げました。」と供述。

(八)

次は証人内野清子の公判記録の一二七七丁乃至一二一八丁までに、
「火事だとはどんなことから判つたか、
子守の、小母さんが、火事だ〳〵と云つたので、目を覚し、電気をつけなさいと云うので電灯を探しましたが、見付からず逃げました。
火事だと云つて起きた時はどんな状態だつたか、
部屋は真暗で階段の下の方が赤くなつていました。
証人は、何処を通つてどちらに逃げましたか、
此の時、前（日）の図面を示した。
三階の窓から出て、屋根伝いに、万年筆屋の方に、逃げ、路地を距てた、井上菓子店の所で「おろして呉れ」と云

つたら誰かゞ、梯子を持つて来て呉れましたので下におりました。
その時、何処が燃えていたか、
私が下におりて逃げる時にだるまバチンコ店の三階から火が出ました。
だるまバチンコ店と、元の光バチンコ店の表の方は、どうだつたか、
光の方はまだ燃えていませんでした。
私がおりた時に丁度、田原が一楽バチンコ店の斜め前の道路に立つていました。……
……（中略）……一二一八丁一八行目以下に、
火傷したのは、何処と何処か？
手と鼻と、その附近を少しです。
……（中略）……一二二六丁以下に、
証人が火事だと云う事で、起きた時、赤い火が下から見えたと云われたが、それは階段からか、
階段の方が真赤でした。
二階の階段と三階の階段の位置は同じではないのだね、
はい、別々です。
それでは赤くなつているのは、二階の階段ではないか、
その時は瞬間の出来事で、だんだん焔が上つて来ているので、階段から直接見たわけではありませんから、
……（中略）……一二二七丁六行目以下に、
病院には、何日間入院していたか、

二十日間位です。

傷は治つたか、

はい、傷は治りましたが、少々カタがついています。」と供述。

(九) 次は、田原寛治の昭和三十年十月七日付警察官に対する供述調書の第四項に、

「ラッキーの看板を伝つて道路に出て一楽の前に、立ちましたが、火を見たら恐しくて、足から軀全体が、ふるえて、動けませんでした。」と供述。

次に同人の公判記録の二四八五丁以下に、

「火はどこに燃えておつたんですか。あなたが見た時は、どのへんが燃えておつたんですか、

直接、火を見たのはもう堀内万年筆店が燃えてる頃見たんです。」と供述致しておりますので、右記

(一)の田原寛治と齊藤正志の供述と(二)の杉村政一の供述に依つて、前記、私が事実の項に、

「事実は、私が、昭和三十二年十一月八日付上申書（図面）に書いている通りで、田原寛治が、だるまパチンコ店の二階の部屋に齊藤正志が、元のパチンコ店の二階の部屋に、内野清子外六名の女従業員がだるまパチンコ店の三階の部屋に、杉村政一が、元の光パチンコ店の三階の部屋に、火災当夜も、寝ていたのであり、又、内野清子等が、寝ていただるまパチンコ店の三階の部屋に上る階段は、だるまパチンコ店の一階から、二階に上る階段の真上に平行して、二階の（田原の部屋内の裏の方に）掛つていたのであり、杉村政一が寝ていた元の光パチンコ店の三階の部屋に上る階段は、田原が寝ていた、だるまパチンコ店の二階の部屋と、齊藤が寝ていた元の光パチンコ店の二階の部屋の境いの壁に、接近致して、元の光パチンコ店側に掛つており、階段口は元の光パチンコ店の廊下の北の端に面して（だるまパチンコ店の一階から二階に上つて来る階段口を斜め前に直接面して）いたのであります。」と供述致している事が事実である事が明白に立証されているのであります。

次は、前記(三)の引田和子と、(四)の田中アツ子と(五)の中川静子と(六)の山下祥子と、(七)の折居照子と(八)の内野清子と(二)の杉村政一の供述に依つて、

「右記七名と田原が殆んど同時刻に、起きたものである事が明白に立証されているのみならず、その起きた時、既に、だるまパチンコ店の三階の（内野清子等が寝ていた）部屋に、火が階段から吹き上げていた事実が、右記内野清子外五人の女従業員の供述及び内野清子の火傷の事実に依つて、明白に立証されていますので、右記に依つて、

「田原が起きた時既に、田原が寝ていただるまパチンコ店の二階の部屋には、内野清子等が寝ていた三階の部屋より、より以上の強烈な火が、吹き上げていたのであることが、明白に判明されています。

次は、前記杉村政一の供述に依つて、

「杉村政一が起きた時は、勿論のこと、杉村政一がズボンを着用して、一度、部屋の外に、何処が火事だろうかと、見に出て行き、又、部屋に引返して更に、部屋から逃げ出す時にも、まだ元の光パチンコ店の三階に上る階段の階段に（二階の廊下）にも炎が吹き上げて廻つておらず、真白い煙だけが、もうもうと、致していた事が明白に立証されています。

次は、前記(九)の田原寛治の供述によつて、

「田原が、火事が発生致して、部屋から逃げ出す前に、田原が部屋の中で猛烈な火勢を見て、恐れ、脅怯えていたために、一楽の前に立つた時、足から軀全体がふるえて動けなかつたものである事が、明白に判明立証されているのであります。

と申します事は、前記の通り、田原が「ラッキーの看板を伝つて道路に出て一楽の前に立ちましたが、火を見たら恐しくて、足から軀全体がふるえて動けませんので」と供述して居る事に依つて、田原がラッキーの看板を伝つて道路に出

て、一楽の前に立つた時以前に、田原が、猛烈な火勢を見て恐れ脅怯えていた事が明白に立証されております。であるのに、田原が、ラッキーの看板を伝つて道路に出て、一楽の前に立つた時には、まだ火がだるまバチンコ店の表に、全々、吹き上げていなかつたものである事は、後記の田原寛治の偽証誣告の供述五項の、偽証誣告及び事実を裏づける証拠事項の項に、記載の下田益示と田中アツ子の供述に依つて明白に、立証されていますので右記に依つて、前記田原寛治が火を見て恐れ、脅怯えた場所は、田原が自分の部屋から逃げ出す前、自分の部屋内であることが明白に判明、立証されているので、右記に依つて

前記偽証誣告の供述四項に、

「三階の人（内野清子等）と私（田原）と同時刻に、起きていて、いるのに、三階（内野清子等の）の部屋に火が打ち上げて、私（田原）の部屋にはまだ、火はふいておりませんでした」と供述致している事が全く出鱈目の偽証誣告の供述である事が明白に立証されていますと共に、私が前記事実の項に供述致している事が事実である事が明白に判明立証されています。

偽証誣告の供述内容五項。

田原寛治の昭和三十年十月七日付警部補、久保田兼儀に対する供述調書に、

「私が目を醒した時は、私が寝ていた部屋は赤くもなつてなく、煙が少し入つていた丈でしたが、大将の部屋は煙も激しく燃え方も激しかつた。」と供述。

右記偽証誣告五項、及び事実を裏づける証拠事項、

㈠ 事実は、私が昭和三十年十月十日付、中橋正に対する供述調書の十項に、（この項も誘導強制強要訊問を受け、事実と相反した供述を相当致していますが、発火場所が私の室からでなかつた事だけは、事実を明白に、言通わせています）

「それから、どの位、寝たか、又何時頃であつたか、わかりませんが、何か、ガソリンか、石油の燃えておる様な臭が鼻に、つきました。それで、ヒョット目をあけて、二階の廊下の附近を見ますと、黒い煙や、白い煙かもう〳〵と立つておりました。

然し火は見ませんでした。それで、火事じやなーと直感し、田原がやつたんじやなーと思い、三階の方に馳けよりました。

火事じやから皆んな起しなさいと、大声で叫びますと、三階に寝ていた従業員のうち引田和子が返事をしました。それで、私は、皆んな夫、夫、逃げたと思いましたので、私も廊下の方から逃げ様としましたが、とても、煙がひどくて、逃げられそうもありませんので、二階の硝子戸の方から火事じや、梯子、と云つて二尺位の軒の屋根に出まして、其処から歩いて、隣りの万年筆屋の方に逃げました。」と供述。

㈡ 次は斎藤正志の昭和三十年四月十一日付上申書の六九丁一九行目乃至、七一丁一四行目まででありますが、その一部を参照致します。

「私が眠つて暫くして、（何程位の時間が過ぎたかは、分りません）私は煙で、息苦しさを感じ、目を覚しました。私は目を覚して眠たさを我慢して上半身を寝床の上に起しました。上半身を起しますと、私は裏窓の方を向いてました。（その時、）私の室の中は、外燈の光で明るく、何物でも良く見えました。私が裏窓の方を見ますと、私の目の高さより、上の方は、煙が、一杯でありましたが、目の高さより下の方は、煙は、そうありませず、机や裏窓が判然り見えました。

私は煙が多いので、何の煙だろうかと、又何処から来ている煙だろうかと思い、私は何の煙かを確かめて、来ようと、思い、早速寝床から立ち上がつて廊下の方に三、四歩行きかけました。私は立上がつて廊下の方に行掛けた瞬間に煙が多く、目が開けておれませず、非常に息苦しく成り、目舞を感じ、吃驚りして、（驚怖して）無意識の中に、表の窓に引戻

して、窓の硝子障子を開けて、窓外に上半身を出して、頭部をずーつと、下の方に降げて息をしました。此の時、私は火事だと思いました。」と供述。

次は私が昭和三十年十月三日以前の警察官に対する供述調書（丁数不明）に供述、

次は、私の原審の公判廷に於ての供述調書（丁数不明）に供述の通りで、

「私が目を覚した時、私が寝ていた（元の光パチンコ店の二階の）室には、煙が、一杯来ておりましたが、火は、私が室を出るまで、全く見えませんでした、だが隣りの田原が寝ていただるまパチンコ店の二階の部屋の軒先を私が通つて逃げる際、田原の部屋を覗いた時、階段の所から、赤い炎を混えた煙がもくくと吹き上げていました。だが、それは二階で発火致した煙炎ではなく、階下から吸き上げていたのであります。此の火災発火場所は二階ではなく、一階が発火場所でありますので、前記偽証誣告の㈤項に、

「私が目を醒ました時は、私が寝ていた（だるまパチンコ店の）二階の室は、赤くもなつていなく、煙が少し入つていた丈でしたが、大将の部屋（齊藤が寝ていた元の光パチンコ店の二階の部屋）は火の燃え方も激しかつた」と供述、（田原）が目を醒した時、田原が寝ていただるまパチンコ店の二階の部屋には、煙が少し、入つていたゞけで、赤くもなつていなかつたが、齊藤が寝ていた、元の光パチンコ店の二階の部屋には、火が激しく燃えていたと供述）致しているのは、全く事実無根の出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を以下公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致しま す。

右記事実を裏づける証拠事項。

㈠ 証人後藤節子の公判記録の一一六九丁二〇行目乃至一一七〇丁までに、

「それでね、あなたがね、水道の栓を見に行たと言うんでしよう二階のね？

はい。

それから水道の栓は異常がなくて、ちよつと顔を挙げて見たらだるまパチンコ店の炊事場の方から火が出ていたと？

はい。

その、あなたが見た場所ですね、ちよつとあなたが、上つて見て下さい。これは司法警察員作成の実況見分調書の附図のナンバー四、（この時、裁判長は証人に該見取図を示した）証人がですね、ラツキースマートボールの炊事場の栓を見に行つて、そして異常がないことを確かめた後、顔をあげて、見たら齊藤方の炊事場の方から火が出ておつたと？

はい。

すると証人か見た炊事場というのは、ラツキースマートの二階の炊事場ですね、流し場ですね？

はい。

で齊藤方の炊事場と言うのは、一階ですか、

一階です。

その齊藤方の炊事場の裏は証人が見た場所よりも、なゝめ東、東南になるわけですね、

はい。」と供述。

㈡ 次に証人平山与八郎の公判記録の一四二三丁以下に、

「 空地の東側は、電車通りの方から大賀薬局、次は空家、（元はパチンコ屋）その隣りが、光パチンコ、その隣りが、齊藤方のだるまパチンコ店、その隣りが、万年筆屋の建物になつておりました。

……（中略）……一四三〇丁二行目以下に、

証人は火事は、何時、気がつきましたか、

だるまパチンコ店の主人の齊藤が火事だと云つて、大きな声を出しましたので、その時、気がつきました。

証人が起きた時は何処が燃えていましたか、

だるまパチンコ店の裏の方が燃えておりました。

証人が見た時はどの辺りが一番燃えておりましたか、

下から三尺位の所にある窓の辺りが一番燃えておりました。それから、裏の上の方も燃えておりました。

窓の下の方は、どうでした、

其処までは気がつきませんでした。

……（中略）……一四三一丁一〇行目以下に

証人が見た時燃えていたのは、だるまパチンコ店の附近だけでしたか、

はい、私が見た時は燃えているのは、だるまパチンコ店だけでした。

だるまパチンコ店の隣りの万年筆屋、電車通りの方の、大賀薬局などの建物はどうでしたか、

私が見た時はまだ燃えておりませんでした。

だるまパチンコ店と、南側の光パチンコ店はどうでしたか、

其処もまだ燃えておりませんでした。」と供述。

(三) 次に証人三苫久美子の公判記録の八二九丁乃至八三〇丁までに、

「だるまパチンコ店の横に万年筆屋があつたね、

はい、手島方と、火元の間に堀内と云う万年筆屋がありました。

堀内方と手島方の間を通つて表に出るのか、

そうです。

だるまパチンコ店は誰の家か、

齊藤被告人の家です。

齊藤方の電車通りに寄つた側は、誰が住んでいたか、

其処は元光パチンコ店がありましたが、この火事のあつた頃は、空いていたと思います。

手島方二階から見た時、其処は燃えていたか、

いゝえ、燃えてはいませんでした。」と供述。

(四) 次に証人下田益示の公判記録の八八九丁乃至八九三丁までに

「真中の道路はどれ位の道路があるんでしようか、

一間半位の道路です。

道路を距てて、向い合つておつたんですね？

はい。

あなたが、火事だと云う事を知つたのはどう云うことから知りましたか、

板がばり〳〵燃える様な音がするもんですから……

バリ〳〵と云う様な板の燃える様な音がした、と云うわけですね？

はい。

その時には、あなたは、クインと云う遊技場の何処に居られたんでしよか、

二階です。

二階の表の方でしようか、裏の方でしようか、
表の方です。
クインという遊技場の二階には、部屋は、どの位ありましたか、
部屋は六つです。
それの一番、表の方ですか、
真中の表です。
そのバリ〳〵という音はですね、何処から聞こえて来ましたか。
齊藤さんの方です。
齊藤さんといゝますのは？
だるまパチンコ店です。
それからどうしました、その音をきいて……？
窓を明けて、齊藤さんの方の窓を明け……
齊藤さんの方の窓を明けて？
齊藤さんの方の窓を見たところが、窓があかく、もえ上つておりましたから……
あなたは二階から御覧になつたんですね、
えゝ、そうです。
その時に、何処等辺が燃えていました、
写つておつたから、はつきり判りません。

どんなふうに写つていましたか、
もう赤く写つていました。
それは、あなたが御覧になつた窓と云うのは、齊藤の方の、どの窓です？
万年筆屋の隣りの窓です。
もう赤くなつていたと、いうことですね？
はい。
……（中略）……八九三丁五行目以下に、
火が出たのは、だるまパチンコ店からだと云うことは間違いありませんね、
えゝ。」と供述。
(五)
次に証人山下祥子の公判記録の一一〇〇丁乃至一一〇一丁までに、
「あんたが、逃げる時に何処まで、火が来て居つたんです？
私が降りた時には、二軒、こう、燃えていたんです。
何処の二軒が燃えて居たんです？
一番真中、直ぐの下と……
あのね、二軒、三軒と言つてもですね、沢山家があるんですがね、
あの、元の光、のあつた……
何処か燃えていたんです、
真中の所です。

真中と言つて、二階ですか、下ですか、
下です。
下の中央附近で燃えていた？
はい。
だるまバチンコ店は、どうなつていた？
だるまバチンコ店の中間の所が燃えておりました。」
と供述。

(六) 次に証人田中アツ子の公判記録の一一三八丁二二行目以下に、
「あなたが三階から逃げ出してですね、射的場を通つて、逃げ出して射的場を降りてから、どちらの方に逃げましたか、
電車通りの方に逃げました。
あなたが電車通りに来た時に、火事はどんなふうに、なつて居ましたか、
たゞあの中が赤くなつて、いるだけでした。
それは何処で見たんです、
出る時に見ただけです。
出る時と云いますと？
射的場を出る時に。
それは、だるまバチンコ店の真前になる訳ですか、

えゝ、そうです。
どちらの方が赤くなつていたんですか、
両方共です。
その両方共と云うのは？
二つ家が、あるでしよう？
何処と何処です？ だるまと、もう一つ……
先の方と、だるまが一緒です。
何処が赤くなつて、いたんですか、
中がです、ガラス窓がありましたから、その中が、赤くなつて居りました。
三階の方、二階の方は、どうだつたですか、
判りません。
二階は見えなかつたんですか、
はい。
で、一階の表の方は、異常はありませんでしたか、
まだ何ともありませんでした。」と供述。

(七) 次に証人中川静子の公判記録の一二四四丁以下に、
「クインを出た時に、「だるまバチンコ店」の表の方は、どうなつていたか、
真赤に火が吹き出していました。

その時分はまだそれほどではなかつたのではないか、

私は、一番後から逃げました、其処を通るのが危いくらいでしたから……」

と供述。

(八) 次に証人内野清子の公判記録の一二一七乃至一二一八丁に

「その時、何処が燃えていたか、

私が下におりて逃げる時に、だるまバチンコ店の三階から、火が出ました。

だるまバチンコ店と元の光バチンコ店の表の方はどうだつたか、

光の方はまだ燃えていませんでした。」と供述。

(九) 次に、証人山下徳男の公判記録の八三七丁以下に、(消防署員)

その時、どんな状態で燃えていたか、

到着と同時にホースを引き消火にかゝりましたが、その時は、ダルマバチンコ店と、両隣りの裏の方が、一番、火勢が強く、ありましたので、真ぐバチンコ店の裏に行つて消火にかゝりました。」と供述。

(十) 次に証人吉田茂明の公判記録の八八〇丁乃至八八一丁までに、

「その時には、火事はどうなつていましたか。もう燃え上がつていたんでしようか、

もう燃えてましたね。

何処か燃えてましたか、

だるまバチンコ店ですね、

表の方でしようか裏の方でしようか、

私が見たのは表だけで、裏は見てません。

その時は、火はどの位になつていましたか。屋根まで燃えてたのでしようか、

えゝ二階の方にいつておりました。

近寄れなかつたのですね、

その隣り附近までは、近寄れましたね。

だるまバチンコ店の前までは、とても行けないと、云う状態だつたのですか、

通りすぎると云うことは、やれば出来ますね、やればやれないことはありません。」と供述。

(十一) 次に田原寛治の公判記録の二四八五丁以下に、

「火はどこに燃えておつたんですか。あなたが、見た時は、どの辺が燃えておつたんですか、

直接火を見たのは、もう堀内万年筆店が燃える頃見たんです。」と供述。

(十二) 次に、田中敦子の公判記録の一一九一丁二〇行目以下に、

「夜、小塚さん方で、田原さんが、警察では、自分の煙草の火の不始末と云つているが、火は二階からではなく、一階から出ているから、煙草の火ではない、どうも自分達にも判らんと云つて居られました」と、供述いたしておりますので、

前記後藤節子と三苫久美子の供述に依つて、

火災発生直後、発見当時炎はまだ、だるまバチンコ店の一階のみに廻つていただけで、元の光バチンコ店の一階には、まだ炎が、全く、廻つていなかつた事が明白に立証されています。

次に前記平山与八郎の供述に依つて

私の火事〳〵と云う叫び声で目を醒して火災を発見当時炎がだるまパチンコ店の裏側の下から三尺位の所にある窓の辺りが燃えて居り、裏の上の方も燃え始めていたが、元の光パチンコ店の家にはまだ、（一階にも二階にも）炎が全く廻つていなかつた事が明白に立証されています。

この時まで、元の光パチンコ店の一階に炎が全く廻つて、いなかつたと言うことについて大きな疑問を持たれる事と思います。

だが、浦塚が、男便所の横に立掛けてあつた材木の中間に空洞を作つて、その空洞の一番奥の左側にガソリン入、ビニール袋を、置いて放火の仕掛を致したものであれば、男便所の横に立掛けてあつた材木がリヤカーに四、五台位立掛けてあつたのが、事実でありますので、何等不思議な事ではなく、元の光パチンコ店の一階に炎が廻る（出る）のが遅れるのが、当然、普通の事であり、あたりまえの事だと思います。

右記便所の横に材木がリヤカーで四、五台分位掛けてあつたのが事実である事については、後記田原寛治の偽証誣告の六項の偽証誣告とその事実を裏付ける証拠事項の項にて、明白に立証致しております通りです。

次に前記下田益示の供述に依つて、

板がバリ〳〵燃える様な音がするもんですから、火事と云うことを知り、火災も発見致した当時だるまパチンコ店の万年筆屋の隣りの窓は、もう（赤くもえあがつて）赤く写つていたが、元の光パチンコ店の窓の中には、まだ炎が、（炎の光が）全く廻つていなかつた事が明白に立証されています。

此の時、下田益示証人が、一階に火が燃えていた炎を見受けてない事について、大きな疑問を抱かれる事は当然のことであります、だがこれは、だるまパチンコ店の一階の表のガラスに包装紙の様な厚紙を内部から張つていたので、外の方の遠くから、火を見受けられなかつたのが、当然、あたりまえのことであります。

だるまパチンコ店と、元の光パチンコ店の表のガラス全部に、紙を張つていた事実については、前記田原寛治の偽証誣告三項の偽証誣告及びその事実を裏付ける証拠事項の項に、明白に立証いたしている通りであります。

次に、前記中川静子、田中敦子、山下祥子の供述に依つて火災発生時より相当の時間が経過後に火事を見分致した際、発火場所が一階であつた事を明白に立証されています。

次に、前記内野清子の供述に依つてだるまパチンコ店の三階から火が外に吹き出していた時もまだ元の光パチンコ店が燃えていなかつた事が明白に立証されております。

次に、前記山下徳男、吉田茂明の両名の供述に依つて

右記両名が、火災現場に到着致した時にもまだ、だるまパチンコ店を中心に燃えていたものである事を明確に確認致してあることが明白に立証されています。

次に、前記田原寛治の供述に依つて、

田原が部屋から逃げ出す前に部屋内で、火を見ていない事が明白に立証されていますので、右記に依つて、田原が部屋から逃げ出すまで、斎藤が寝ていた元の光パチンコ店の二階の部屋に火が廻つて、いなかつたものである事が明白に立証されています。

次に、前記田中敦子（一、二項）の供述に依つて、

田原が警察に逮捕される前に、田中敦子等に、火は、二階から発生したのではない、一階から発生した火事だと、真実を話していた事が明白に立証されていますので、

右記各供述に依つて、

発火場所が一階であり、最初炎が廻つた場所は、だるまパチンコ店の一階であり裏の方側であり、二階に最初炎が廻つた

のが、打ち上げたのが、だるまパチンコ店の二階の田原の部屋であり、三階に最初炎が打上げたのが、亦、三階から最初に外に炎を吹き出したのが、いずれもだるまパチンコ店の三階の部屋からであり、元の光パチンコ店の、一階、二階、三階の家からは、最初炎が廻つて打ち上げていない事が明白に立証されていますので、右記に（前記に）依つて、一階で発火致した煙、炎が、だるまパチンコ店の一階から二階に上る階段の直上に、平行して掛つていた、二階から三階に上る階段を直通で、煙突の様に吹き上げて行つたもので、ある事も明白に判明致しているのでありますので、右記に依つて、前記偽証誣告の供述五項に、

「私が目を醒した時は、私が寝ていた部屋は赤くもなつてなく、煙が少し入つていた丈でしたが、大将の部屋は、煙が激しく、燃え方も激しかつた」と、（田原が目を醒した時は、私が寝ていた部屋は赤くもなつていなかつたのに、齊藤の部屋には火が激しく燃えていたと）供述致している事が全く、出鱈目の偽証誣告の供述である事が明白に立証されておりますと共に、

私が、前記事実の項に

「私が目を醒ました時、私が寝ていた元の光パチンコ店の二階の部屋には煙が一杯来ていましたが、私が部屋を出る迄、私の部屋には、火が全く見えませんでした、だが、私が、だるまパチンコ店の二階の軒先を通じて逃げる際、田原の部屋を覗いたら、（田原の部屋の）階段の所から、赤い炎を混えた煙がもく〳〵と吹き上げていました。

だが、それは二階で発火致した炎や煙ではなく、階下から吹き上げて来ていた煙、炎でありましたから、此の火災の発火場所は、二階ではなく、一階が発火場所であります」と供述致していた事が事実である事が明白に立証されています。

偽証誣告の供述内容六項。

田原寛治の公判記録の二八四三丁以下に、

「田原被告人

大きさに依つて違うけれども、二寸真四角に直せば、三十本か四十本程度じやなかつたかと、思います。こまかいのを入れて計算すれば、わかりませんけれども……」と供述。

次は、同人の公判記録の二九四二丁乃至二九四三丁までに、

「それからあなたは、材木は便所の横に三十本か四十本しかなかつたように申されましたね、

はい、そうです。

……（中略）……

捨てゝはいないです、島袋さんが、きれいに、あそこに積んでいますよ、

三十本か四十本、自分の見た目は、そのくらいだつたですよ。

あなたは、三十本ある材木が巾四尺と一間に三尺ぐらいのが上はすいて、立て掛けておりましたが、便所の隅はちよつとしかないですよ。あそこに百本も百五十本も立て掛けられるわけないでしよう。」

と供述。

偽証誣告の六項の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項。

㈠ 事実は、私が昭和三十年十月五日付警察官に対する供述調書の第一項に、

「今、私が書いて差出しました図面の(1)の地点の土間に材木の角もの、一寸乃至一寸五分の六七尺位に板等、リヤカーに満載して三、四台分を便所避に立掛けてある。」と供述。

㈡ 次は、私の公判記録の二八四二丁以下に

「齊藤被告人

リヤカーで四、五台は十分あつたと思います。
すると十本じやきかなかつたわけだね、
とうてい十本じやきゝません。
そうすると五十本あつたかね、
五十本、百本……とてもそんなものではありません。五百本以上はあつたと思います。
ぼくの言うのは「光バチンコ」「ダルマバチンコ」の境のところに、今言つた幅四尺位奥行き一間位にわたつてたてかけてあつたところの古材木の本数です、
よくわかりません。五百本は優にあつたんじやないかと思います。」と供述。

(三)

次は田原寛治と斉藤正志の両人の供述、公判記録の二八三四丁乃至二八三六丁までに、
「斉藤被告人に対して、
そこに立てかけてあつた古材木はどこから持つて来たのか、
それは、ダルマバチンコ店と光バチンコ店の設備構造をくずして長尺物が万年筆屋の横にずつと永く積んで九尺から、五尺位を男便所のところに、立掛けて、三尺位の物を南側の「正極バチンコ」店の壁の方に立掛けて「だるまバチンコ店」の腹に打つてあつたタイル鉄板というのをはずして、表の「正極バチンコ」の方に立てかけておつたと思います。
光バチンコ店の西北においてあつた古材木と云うのは……
ダルマバチンコ店や光バチンコ店の中尺物を置いておつたのであります。
中尺物と云うのは、

八尺から五尺位のものだと思います。
それより短かい物はなかつたのか、
それより短かいものは、南側の正極バチンコ店の、ところに積んでありましたから、五尺以下はなかつたと思います。あつても、それは間違えて、一本や二本は、まじつておつたかも知れませんが、それは島袋さんが、立てかけたので、よくはわかりません。
たてかけたのはいつかね、
八月の二、三日頃、光バチンコ店とだるまバチンコ店を、くずした時でありますから、それから一日か二日遅れた後に立てかけておりますから八月三、四日頃ではないかと思います。
本数は何本位、……
さあ本数はわかりません。
わかりませんか、
数はわかりませんが、相当な材木はありました。
大きさは、……
大体、大きいので、二寸角位だつたと思います。
小さいのは、
一寸角位もあつたと思います。
それは良く枯れておつたか、
それはバチンコ店を開業して最初から作つた木でしたからよく乾燥して、エナメルなんかも、ペンキなんかも、塗

つておつたから相当に乾燥はしておりました。

田原被告人に対して、

今の古材木の話は、大体、齊藤が云つた通りか、

はい、そうです。」と供述。

(四) 次は私の昭和三十二年十一月八日付上申書の（図面）に、

「男便所の横に立掛けてあつた材木の状態、材木の立掛けてあつた面積は記入致している通りで、男便所の横には、一寸乃至二寸角位の材木がリヤカーに積むなら四、五台分位、本数が五百本以上立掛けてあつたのであります」ので前記偽証、誣告の六項に、

「男便所の横に材木が三十本か四十本かしか立掛けてなかつたと尚、その材木の立掛けてあつた男便所の横は（隅は）ちよつとしかなかつたので、（一寸位乃至二寸角位の）材木が、そこに、百本も百五十本もは立掛けられなかつた」と供述致しているのは、全く、出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項。

(一) 田原寛治の昭和三十年十月十四日警察官に対する供述調書の第五項に、

「元ダルマバチンコ店用、便所の南側で、元光バチンコ店側から便所側に材木のベニヤ板がリヤカーに積むなら五台位充分と思われる様沢山積んであり」と供述。

(二) 次は田原寛治の公判記録の二八三九丁以下に、

「それから古材木が立掛けてあつた地面の広さは、およそ、どの位か下の方が、広くなつているわけだろう、どの位、

下の方が、およそ……

四尺五寸位の広さではなかつたかと思います片方の長さが。

両方とも隅から四尺五寸位の広さに立てかけてあつた様に思うと、……

はい。」と供述。

……（中略）……二八四一丁以下に、

そうすると、便所の表側の端までは材木は、たてかけてあつたわけだね、

先の側に出たところですが、いつぱい〳〵位だつたと思います。

そうすると、四尺五寸以上だろう、裏から測ると、一間位になるんじやないか、

一間はないけど、五尺位じやないかと思います。」と供述

致しておりますので、右記に依つて

右記男便所の横に材木がリヤカー五台分位、充分立掛けてあつた事と、尚その男便所の横に材木を立掛けていた、面積が幅四尺五寸位奥行が約一間か、五尺位の広さであつた事が明白に立証されていますので、右記に依つて、

前記偽証誣告の六項に、

「男便所の横に材木が三十本か四十本かしか立掛けてなかつたと、尚その男便所の横はちよつとしかなかつたので（一寸乃至二寸角位の）材木がそこに百本も百五十本もは、立掛けられなかつた」と供述致していた事が全く出鱈目の偽証誣告の供述であることが明白に立証されていますと共に、

前記、私が事実の項に、

「男便所の横に（幅四尺か四尺五寸位、奥行約一間位に）一寸乃至二寸角位の材木がリヤカーに四、五台分（本数が五百

本以上位）立掛けてあつた」と供述致している事が事実である事が明白に立証されています。

偽証誣告の供述内容七項。

田原寛治の公判記録の二九六五丁乃至二九六六丁までに、

「田原が八月二十六日の夜に、私やら女店員が風呂に、行つた後に、私の部屋に何の用があつて何遍入つたか聞きたい、

二十六日だけですか。

ええ、

朝からですか。

風呂に、私やら女店員やら行つたあとに、

風呂に行つてから後は一遍もはいつた事はないです。

浦塚も一緒に出ているから一遍もはいつた事はないです。

だるまパチンコ店にはいつたことはないですか、

浦塚君と柳町から帰つて来た時にははいりました。

カッターシャツは女店員に取りに行かしております。」と供述。

偽証誣告の供述内容八項。

田原寛治の昭和三十年十月六日付警察官調書の第十六項に「二階の女達は風呂に出て行き大将の机の上にピース煙草と、黒糖石ケンが置いてあり、之れをポケットに入れて置けと云われて齊藤さんも入れて加勢され、書類の重要なものと、云つて風呂敷に包んだ厚さ一寸位の半紙広さのとを、何処か、わからん処に匿して呉れ、又その夜の売上金三千五百円位を

何処かに匿して呉れと言つて渡された」と供述。

偽証誣告の七項及び八項の偽証誣告と事実を裏付ける証拠事項、

㈠ 事実は、私の昭和三十二年四月十一日付上申書の六四丁二〇行目乃至六六丁までに

「部屋から出て行き掛けましたので、私が「風呂に行こう」と誘いましたが、田原が、その儘部屋から出て行きましたので、私は急いで、腹巻の中に入れていた小使銭）三千円の内札の金二千五百円だけを出して売上金の入つている箱の中に一緒に入れて、風呂に出掛けました、（私か田原を怒つている際に杉村政一が風呂に行きましようと誘いました）私が風呂に出掛ける時には、まだ私の家の二階か階下に誰か一人か二人かいました。私が急いで、梅屋の角まで行つた時に、田原か一〇メートル位前方のスマートボールの店の入口に行つていましたので、私が「風呂に行こう」と誘いましたが、田原は返事は致しましたが、スマートボール店の中に這入つて行きかけましたので、私が五十メートル道路の方を見たら前方に私の家の店員が二人行つていたので、私は、田原は後ですぐ来るものと思つて五十メートル道路の方にぽつ〳〵歩いて行きました。

……（中略）……六六丁四行目以下に、

私は暫く田原を待つておりましたが、田原があまり来ませんので、市場内の方に帰つて来ておりました処が市場の入口で山田豊松（証人調べ済）組合長と出合い、山田さんから「何如していますか」と問われたので、私が風呂に行きかけて途中で店員を待つていた事から色々話して、

……（中略）……六六丁十五行目以下に、

山田さんが後片付の準備に掛られるまで、色々と話を致して山田さんと別れて自分の家に直接帰りました」と供述。

㈡ 次は、私が原審の公判廷にての供述（公判記録の丁数不明）と、

(三) 次は私が昭和三十年十月十日付警察官、中橋正に対する供述調書の第九項に供述の通りで、

「私が風呂に出掛ける時は腹巻の中にいれていた札の金、二千五百円を売上金の入っている（キャラメルの）箱の中に入れて、午後十一時頃から風呂に出かけて、十一時少し過ぎ頃、山田組合長と出会い、それから一時（一寸）前（と思う）頃まで（山田さんが閉店の後片付を始められるまで）山田さんの家の前のバンコに腰かけて）話していたのであり、」私は売上金も黒糖石ケンも書類包も煙草も何にも全く、渡しておりませんので、前記偽証証告の七項に、

「二階の女達が風呂に出て行つた後に、斉藤が机の上に、ピース煙草と、黒糖石ケンを置いていて、これをポケットに入れて置けと云つて斉藤が入れて加勢致したと、又書類包と、売上金三千五百円位を何処かに匿して呉れと言つて渡した」と供述致しています事と、

前記偽証証告の八項に、

「八月二十六日の夜に斉藤やら、店員やらが風呂に行つた後には、（風呂に行っている間には、）私は斉藤の部屋にも、だるまバチンコ店の二階の部屋にも、一遍もはいつておりません」と供述致していることは、全く出鱈目の偽証証告の供述でありますので、その事実を以下、公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記偽証証告及び事実を裏付ける証拠事項、

(一) 田原寛治の公判記録の二三八三丁以下に、

「八月二十六日の晩は、黒糖石ケンやら重要書類やら売上金やらを、スマートボールの方に移したというんだね、

黒糖石ケンは運んでおりません。

全然運んでいない……

はい、そうです。」と供述。

(二) 次は証人山田豊松の公判記録の三〇〇四丁以下に

「証人はその火事の前の二十六日の夜から二十七日に、かけて斉藤被告人に会つたことがあるか、

それは昭和三十年八月二十六日の夜、天神町の朝日会館で天神町発展会がありましたので、私も斉藤も、その席に出席して、その会合が終つて、午後十一時頃と思いますが、私の方の前に置いていた、バンコに座つて私は、斉藤と朝日会館であつた抽せん会のことやその他の事など、話していましたが、その時、斉藤は十二時近くまで位、居たと思います。

……（中略）……三〇一〇丁以下に、

本件火災の前夜のことについて証言したが、午後十一時頃から十二時近くまでいたと云うが大体何分位斉藤被告人は証人方の前のバンコの所にいたのか、

判然りしたことは、判りませんが、三〇分から小一時間位いたようです。

それから、別れて、斉藤被告人はどつちに行つたか、

それは記憶しません。斉藤が来た時もどちらから来たのか知りません。その時は私の店を閉めましたので、斉藤は帰つたのです。

その事が、本件火災の前夜であることは相違ないか、

それは間違いありません。

……（中略）……三〇一一丁以下に

証人の店は、午前一時が閉店ではないか、

それは客の都合によりますが、夏はどうしても遅くなります。」と供述。

(三) 次は証人内野清子の公判記録の一二一六丁乃至一二一七丁までに

「風呂から帰つて来たのは、何時頃か、

十二時前十五分位でした。

証人が最初だるまバチンコ店に、帰つた時、齊藤は居たか、

居なかつたと思います会つていませんから……

……（中略）……

だるまバチンコ店に帰つてから田原に会わなかつたか、

その晩に何か持つて行かなきやあ、と云つて何か持つて行きました。」と供述。

(四) 次は、証人折居照子の公判記録の一二三五丁以下に

「火事の晩の一日か二日前に田原がだるまバチンコ店の方に、何か物を取りに来たのは知らぬか、

知つています。

それはいつか、

火事の前の晩だつたと思います。

……（中略）……

火事の晩は、田原はだるまバチンコ店の方に居たのか、

私が洗濯をしている時に二階から下りて出て行つていました。

それは何時頃か、

私達が二時に寝ましたから一時過ぎ頃でした。」と供述。

(五) 次は田原寛治の昭和三十年十月六日付警察官に対する供述調書の第十八項に、

「風呂に行かんかと誘われましたが、下の方に出て行き浦塚を今、誰もいないから家の中に入れ様と思い、涼の様にして大賀薬局の前に出たら浦塚は岩田屋側から私を見て、電車通を踏切つて来ている時、女の従業員連中が二人、帰つて来るのが見え、狼狽て、手で向うに行けと合図し、浦塚さんは岩田屋側に引返し私も女達が風呂から帰えり始めたから時間が早い、何処かに行つて時間待ちしてないと、いかんと考え一応、家に引返したら折居照子さんが、家の中で洗濯をして居りました」と供述。

(六) 次は田原寛治の昭和三十年十月十日付検察官に対する供述調書の第九項に、

「八月二十七日午前零時頃、大将（齊藤）は風呂に入りに、行きました、その頃、店員は皆風呂に行つていましたから浦塚を入れるのは今だ、と思い連絡に出ましたが、店員二人が帰つて来るのを見ましたので、浦塚に来るなと合図をし……」と供述。

(七) 次は浦塚運之の昭和三十年十月十九日付検察官に対する供述調書の第七項に、

「田原が二十分程たつてから来て呉れと云うので……

……（中略）……

大体二十分程経つたと思われる頃、天神町市場入口に行きましたところが、田原はダルマの二階から私に手を振つて来るなと合図しました。

三十分程たつたと思われる頃、田原が岩田屋前の福銀前に来ました、田原は女が風呂から帰りかけたので、今は都合が悪いと云う様な事を云い、今から遊びに行こう、案内すると、云つて因幡町の貯金局の前まで歩き。」と供述致しておりますので、右記田原寛治の（公判記録の二三八三丁以下の）供述に依つて、前記偽証証告の八項に、

「二階の女達か風呂に行つた後に、大将（齊藤）が、机の上に、ピース煙草と黒糖石鹸を置いていて、之れをポケットに入れて、置けと云つて、齊藤が（ポケット）に入れて加勢を致した」と供述致していることが全く、出鱈目の偽証誣告の供述である事が明白に立証されていますと共に事実は、田原が黒糖石鹸、ピース煙草等を（齊藤や店員が風呂に行つた後に私に密に）持ち出していたものである事が明白に判明致します。

次に前記山田豊松の供述に依つて、私が事実の項に、

「八月二十六日の午後十一時頃から（一時前頃まで）山田さんが閉店の後片付を始めるまで、山田さんの家の前のバンコに腰かけて山田さんと話を致しておりました」と記述いたしている事が事実である事が明白に立証されています。

次に前記証人内野清子、折居照子の供述と、前記、田原寛治の（昭和三十年十月十日付検察官に対する供述調書九項）供述とに依つて、

「女店員、内野清子等が風呂から帰つた時刻が十二時前五分位であり、田原が浦塚と外出致した時刻が、二十七日午前零時頃であつたことが明白に立証されています。

次に、前記浦塚運之と田原寛治の（昭和三十年十月六日付、検察官に対する供述調書の供述に依つて

「田原が浦塚と外出致す十分位前に、田原がダルマの二階、齊藤の部屋に上つて居た、這入つていたことが明白に立証されています。

次に、前記内野清子と折居照子の供述に依つて、

「当夜内野清子と折居照子等が風呂から帰つた後に、田原がだるまパチンコ店の三階の内野清子等の部屋に行き品物を持出している事と折居照子さんが風呂から帰つて洗濯をしていた時に、田原が二階から何か物を持つて出て行つた事」が明白に立証されていますので、右記各項の供述に依つて、

前記偽証誣告の七項に、

「田原が八月二十六日の夜齊藤やら女店員やらが風呂に行つた後には、私は齊藤の部屋にも、だるまパチンコ店の二階の部屋にも、一遍も入つていません」と供述いたしていることゝ、

前記偽証誣告の八項に、

「二階の女達が風呂に行つた後に、大将（齊藤）が机の上にピース、煙草と黒糖石ケンを置いていて、これをポケットに入れて、置けと云われて、齊藤さんも入れて加勢されて、書類の重要なものと云われて、風呂敷に包んだ厚さ一寸位の半紙広さのとを、何処かわからん処に匿して呉れと言つて渡されたことが明白に立証されていますと共に、前記、私が事実の項に供述致しています」と供述致している事が全く、出鱈目の偽証誣告の供述されているので、あります。

浦塚運之の偽証誣告の供述三項目について立証致します。

偽証誣告の供述内容一項

(一) 浦塚運之の公判記録の三四九一丁以下に、

「その話をきいたか、

きゝました、齊藤にも直接請求を致しました。

そしたら、

田原か金作りにいつているから、それまで待つておれといゝました。」と供述。

(二) 次に同人の福岡高等裁判所に於いての供述調書の六丁以下に、

「事件後、報酬について話はどうか、

その後、会つた時、報酬金を早く呉れ、」と云う話はしましたが。

……（中略）……同丁以下に、

検察官の調書では私に、金の請求をしたと云つていながら、公判廷では、それをひるがえして、直接はしていまいと云つているが、

私はあなたに、直接、金の請求を致した記憶があります。」と供述。

右記一項の偽証誣告及び事実を裏づける証拠事項。

㈠ 事実は、私の昭和三十二年四月十一日付上申書の八四丁一七行目乃至八五丁六行目までに供述。

㈡ 次に私の昭和三十二年四月二十日付上申書の四丁十五行目乃至十九行目までに供述。

㈢ 次に、私の昭和三十二年四月二十日付上申書の一八丁一二行目乃至二六行目までに、記録致して居ります通りで、その記述内容は、

「私は、火災後八月二十八日午後二、三時頃と九月四、五日頃と、同月二十八日か九日の午後七時頃との三回に亘り、浦塚運之と会い、言葉を交えておりますが、（私は、金の請求を受ける理由もなく）金の請求は全く受けておりません」ので

前記一項に、

「私はあなたに、直接（報酬金を早く呉れと）金の請求をした。」と供述致している事は全く出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を以下公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記偽証誣告と事実を裏付ける証拠事項、

浦塚運之の高等裁判所に於いての供述調書の公判記録の七丁以下に、

「法廷では、私に直接、金の請求をしていないと云つて居ながら警察官には、私に請求したと云つているのはどうしてか、

貴方は私が警察で供述した事を初めから嘘だときめているが、それは言葉の綾と云うものであり私は田原が仲介に立つているので、田原を通じて請求したと云う事で実際は私が貴方に対する請求と云う事に成りますが警察ではどう云つたか覚えていません。」と供述致しておりますので右記に依つて、

前記偽証誣告の項に、

「私はあなたに直接報酬金を早く呉れ」と金の請求をしました」と供述致していることが全く出鱈目の偽証誣告の供述であることが明白に立証されていますと共に、

私が前記事実の項に、

「私は火災後八月二十八日の午后二、三時頃と、九月四、五日頃と、同月二十八日か九日の午后七時頃との三回に亘り、浦塚運之と会い、言葉を交えておりますが、（私は金の請求を受ける理由も無く）金の請求は全く受けておりません」と供述致していることが事実であることが明白に立証されているのであります。

偽証誣告の供述内容二項、

㈠ 浦塚運之の昭和三十年十月十二日付警察官に対する供述調書の第一二項

「天神町の岩田屋デパートの横まで帰つて来ました。私はこの時何時頃か判りませんが、大体二十七日の二時頃でした。田原だけ先に行き私は、岩田屋の横の工事場の前に立つておりました。そしたら齊藤が、二階から顔を出して待つておりました。そして田原丈先に家に入り、私はやつぱり工事場の所におりますと、十分か十五分余りしてから田原か私を呼びに来ました」と供述。

(二) 次は同人の昭和三十年十月十七日付警察官に対する供述調書の第二項に、

「岩田屋の横の電停附近で下車して歩いて岩田屋の正面附近まで来た時に、田原が、私に一寸と、そこで待つて居て呉れ、と云い先に帰して私は、岩田屋の西側工事場附近で待つておりました。此の時、私は天神町市場の齊藤パチンコ店附近をヒョット見て見ますと、齊藤は二階の窓に腰をかけて、私達の帰つて来るのを待つて居た様に見受けられ、私は齊藤の上半身が、見えました」と供述。

(三) 次は同人の公判記録の二〇七八丁乃至二〇七九丁までに、

「その待つて居る間に齊藤の姿を見やしなかつたか、

はい、齊藤さんが、二階の窓から覗いてありましたです。

それはだるまパチンコか、

それははつきりどちらか判りませんけど……腰から上でした。

腰から上とは？

窓枠に腰かけてあつたと思います。うつかかつてあればこう云うように成つて覗くことに成りますが、腰掛けてあつて覗いたと思います。

裸かシャツか何か着ていたか、

シャツか何か着てあつたと思います。

そして、田原が私を呼びこんだんです。

それは田原が君を呼び込む前か、

前です。

齊藤はどちらの方を向いて居つた？

電車通りの私の方です。それで、私を目が合いましたから……向うが気付いて居る様だつたか、

細いことは判りませんが、気付いてあつたと思います。

その辺は明るいのか、

電灯が点いて居りましたから……外灯が……」と供述。

右記二項の偽証証告と事実を裏付ける証拠事項。

(一) 事実は、私の昭和三十年十月五日付警察官に対する供述調書の第二項に、

「消燈して、休みましたが、間もなく表のドアーを叩く音で直ぐ起き、二階から窓を開けて下を見ると、田原が帰つて来ているので、直ぐ階下に二階を点燈して下りて表の内錠を外して田原を屋内に入れる様にして引返して先に二階の自分の部屋に戻りました」と供述。

(二) 次に私の昭和三十二年四月十一日付の上申書の六八丁一六行目以下に、

「私が寝眠つてから何程過ぎてからか判りませんが、間もなくと思います。私は夢現の様に表の戸を叩くのを感じ、目を覚ました処、確かに表戸を叩いてましたので、私は眠気の強い目を我慢して起きまして、何者だろうと思い、二階の窓を開けて、下を見ますと、道路に田原が立つていましたので、私は早速階下に降りて行き、内錠を外してから、おい、錠を外した、と云いながら、階段の方に引返して二階に上り、自分の室に行きました」と供述致して居ります通りで、私は表戸を叩く音に目を醒まし、起きて、二階の窓を開けて見た所、田原が、道路に立つていたので、早速、階下に降りて行き、内錠を外して、やつたのでありますので、

前記偽証誣告の二項に、

「私が岩田屋の西角で待つていた時に、齊藤が、（田原等が帰つて来るのを）二階の窓に腰かけて待つている姿が、見えたと、尚、その時、私の目と齊藤の目があつたから、私が居たことに、齊藤が気づいたと思います」と供述致している事は全く出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を、以下公判記録、その他の証拠に依つて之れを立証致します。

(一) 田原寛治の昭和三十年十月七日付警察官に対する供述調書の第三項に、

「岩田屋北側軒先を西の方に歩いて行き、天神町道路を這入り、大賀薬局当りで、大賀薬局東側の暗がりに三人、男の人が立つて、口論しており、一台自転車が置いてあり、私は喧嘩を見ました。街灯がついて居り、人影は、認めず、前のクイン当りは、起きており、話声がしておりました、家の前に行き、元の光パチンコ店側出入口も錠がしてあり、元だるまの方にも施錠があり、裏側に廻つたが、裏側にも施錠がしてありましたので、又、表側に引返し、表側から二階を見たら、大将が部屋に立つてあり、小さい声で、大将ー と呼んだら、直ぐ階下の方に降りて来て「開戸である、元光側を開けて呉れ、私が家の中に這入ると同時に」と供述。

(二) 次は田原寛治の昭和三十年十月十四日付警察官に対する供述調書の第一項に、

「私が浦塚運之さんを連れて、齊藤さん方、元光パチンコ店出入口より這入つた時は、前にも申した通り、表にも施錠があり、裏も施錠があつたので、又表に廻つた時は、二階の齊藤さんは気が付き窓から表道路を覗かれたので、小さい声で大将と云つた丈で二階から下りて来て、元光パチンコ店側の開戸を開けてやり、私が家の中に這入ると同時に、……

……（中略）……

友達に手で、這入れと合図したら直ぐ這入つて来ました」と供述致していますので、

右記に依つて、

田原が帰つて来るのを、私が、二階の窓に腰掛けて待つていたのではなく、田原が帰つて来て、表戸を開けようと致したので、私が目を醒して、二階の窓を開けて、下の道路を見たところが、田原が道路に立つていたので、私が早速、階下に降りて行き、元の光パチンコ店の内錠を外してやつたのであることが明白に立証されているばかりでなく、齊藤の家の前に（市場内の）外灯が点燈致して居り、明かつたので、齊藤が、二階の窓の外に上半身を出していたのを、浦塚が見定める事は出来ても、（電車通側の暗がりの）岩田屋の西角に立つて居た浦塚の姿を、私が見定めることは、到底困難な事で、ある事が明白に立証されているのでありますので、右記に依つて

前記偽証誣告の二項

私が岩田屋の西角に立つて居た時に齊藤が、田原が帰つて来るのを二階の窓に腰かけて持つていたと、尚その時、私の目と、（齊藤の目と）会いましたから（齊藤が、私がいるのに）気付いたと思います。」供述致している事が全く出鱈目の偽証誣告の供述である事が、明白に立証されているのであります、と共に

前記私が事実の項に、

「私は表戸を叩く音に目を醒まして起き二階の窓を開けて見たところが、田原が、道路に立つていたので、早速階下に降りて行き内錠を外してやつたのであります」と供述致している事が事実である事が明白に証明されているのであります。

偽証誣告の供述内容三項

浦塚運之の昭和三十二年二月二十五日付上申書の第五項に「尚参考までに火災発生当時の私の行動を時間的に記憶を辿り次に記しておきます。

「日、時、分、事項の項の」

二十六日二十三時、どんな都合になつたのか遊びに行こうと言つて田原が来る、二十三時五分貯金局の横の四角から自動車に乗り春吉の消防会館まで来て下車。」と供述。

右記三項の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項。

㈠ 事実は、私の昭和三十年十月十日付警察官中橋正に対する供述調書の第九項に、

「私外、役員二十名程招待されて列席したのであります。之れが、大体、十時二十分頃終りまして、直ぐ帰つて来ましたから店に帰つたのは十時三十分のことゝ思います。

そこで、大体店を閉める時間でありましたので、店を閉めなさいと、云つて閉めさせ、私は二階の自分の部屋に上つて居り、暫くたつて、従業員は全部、店から帰つて来ました。それで、従業員に対し、皆風呂に行つて来なさいと云つて、私も風呂に行こうとして、店を出ました。そして此の時田原に向つて、今から風呂に行ぞと云い田原を連れて行こうとしたところ、返事は、しましたが、暫らく待つたが来ませんでした。それで、私は、田原は、一体、どうしたんじやらうかと思い、引返して居りますと、天神市場の組合長の山田さんに会いました、そこで、山田さんが、私にどうしよるかと云いますので、私は今、風呂に行こうと、思つて店員ば、待つて居るばつてん来んと云い其処で色々、世間話をし、風呂屋談議に耽りました。

それでも、田原はやつて来ませんのが、もうかれこれ二十七日の午後一時一寸前になりましたので、もう帰ろうと思つて帰つたのであります」と供述。

㈡ 次は私の原審公判廷に於いての供述。

㈢ 次は私の昭和三十年四月十一日の上申書の六二丁二四行目乃至六六丁一六行目までに供述の通りで、その内容は、

「私やら店員が風呂に出掛けたのが、午後十一時頃でありますので、

前記偽証誣告の三項に、

「二十六日の午後十一時から田原と浦塚が外出いたした」と供述いたしていることは全く出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を以下、公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記偽証誣告及び事実を裏づける証拠事項。

㈠ 証人山田豊松の公判記録の三〇〇四丁以下に、

「証人はその火事の前の二十六日の夜から二十七日にかけて、齊藤被告人に会つたことがあるか、

それは、昭和三十年八月二十六日の夜、天神町の朝日会館で天神町発展会がありましたので、私も齊藤もその席に列席して、その会合が終つて午後十一時頃と思いますが、私方の前に置いていたバンコに座つて私は齊藤と、朝日会館であつた抽せん会のことやその他のことと等話していましたが、その時、齊藤は十二時近くまで居たと思いますす。」と

供述。

……（中略）……三〇一〇丁以下に

「本件火災の前夜のことについて証言したが、午後十一時から十二時近くまで、いたと云うが、大体、何分位、齊藤被告人は証人方の前のバンコの所に居たのか、

判然りしたことは判りませんが、三〇分から小一時間位いた様です。

それから別れて齊藤被告人はどちらに行つたのか、

それは記憶しません、齊藤が来た時もどちらから来たのか知りません。その時は私の店を閉めましたので齊藤は帰つたのです。

そのことが、本件火災の前夜であることは相違ないか、
それは間違いない。」と供述。

(二) 次は証人内野清子の公判記録の一二一六丁乃至一二一六丁迄に、

「風呂から帰つて来のは何時頃か、
十二時十五分位でした。
証人が最初だるまバチンコ店に帰つて来た時、齊藤はいたか、
居なかつたと思います。会つていませんから……（中略）……
だるまバチンコ店に帰つてから、田原に会わなかつたか、
その晩に何か持つて行かなきやあと言つて私達の部屋にあつた品物を何か持つて行きました。」と供述。

(三) 次は、田原寛治の昭和三十年十月六日付警察官に対する供述調書の第一八項に、

「浦塚を今、誰もいないから家の中に入れ様と思い、涼の様にして大賀薬局の前に出たり浦塚は岩田屋側から私を見て、電車道を踏切つて来ている時女の従業員連中が、二人帰つて来るのが、見え狼狽てゝ手で向うに行けと、合図し浦塚さんは岩田屋側に引返し、私も女達が、風呂から帰え り始めたから時間が早い何処かに行つて時間待ちしてないといかんと考え、一応家に引返したら折居照子さんが、家の中で洗濯をして居り、折居さんに、大将の部屋にカッターシャツを置いて居るから、取つて来てくれと頼み、照子さんが、二階に立つた後で、階段横で、下駄箱の下側に置いていた黒革短靴を履いている処に、持つて来てくれ、手に持つたまゝ家を出て、スマートボルの方に行き、白カッターシャツは部屋に置き、紺ホロシャツと着替え、匿していたピース煙草を一個ポケットに入れ、岩田屋の方に出て行きました。」と供述。

(四) 次は田原寛治の昭和三十年十月十日付検察官に対する供述調書の第九項に

「八月二十七日午前零時頃、大将（齊藤）は、風呂に入りに、行きました。その頃、店員は皆、風呂に行つていましたから、浦塚を入れるのは、今だと思い連絡に出ましたが、店員二人が帰つて来るのを見ましたので、浦塚に来るなと合図をし店員折居照子にカッターシャツを取つて貰い、岩田屋横で、浦塚と逢いました」と供述致しておりますので、

右記に依つて、

私やら店員が、午後十一時頃から風呂に出掛けたものであり、店員が風呂から帰つたのが、十二時前十五分位であり、田原が浦塚と外出致したのが、二十七日の午前零時頃であつた事が明白に立証されているのでありますので、

右記に依つて、前記偽証誣告の供述三項で、

「八月二十六日二十三時から田原と浦塚が、外出致した」と供述致していることが、全く出鱈目の偽証誣告の供述であることが明白に立証されていますと共に、実際に浦塚と田原が外出致した時刻が二十七日の午前零時頃であつた事実が明白に立証されているのであります。

証人大城久米蔵の偽証誣告の供述、五項目と参考人、奈須正利の誣告の供述について立証致します。

奈須正利の昭和三十年十月四日付供述調書、公判記録の三九二丁七行目以下に、

「現金五十万円也を手付金として、手渡しました、現金を手渡しましたのは多分八月二十四、五日頃だつたと思います。

私は直ぐ其の事情一切を齊藤に話して、北野さんは残金の六（九）十万円を明後日迄（二十七、八日頃迄）につくつて、呉れとの事であつたと申しましたところ、齊藤は、自分の予定が、違つて金が出来ないらしく、困つたなあと云う様な様子でした。ので、私は其の時兼ねて、交際の大城さんの事を思い出し、其の足で、二人で、市内昭和通りの大城さんの叔母さんの処迄、大城さんを訪ねて行き二人で事情を話しまして、金を貸してくれと相談しましたが、大城さんは、金は貸されないが、九月の上中旬迄に、金が出来る様でしたら、自分の名儀で、北野さんより買入れ、あんた（齊藤）に家を使

用させ様と了解して頂きましたので、」と供述。

大城久米蔵の偽証誣告の供述内容、

(一) 大城久米蔵の昭和三十年九月七日付警察官に対する供述調、公判記録の五二二丁以下に、

「私に其の家の話を最初話掛けて来たのは、本年七月初旬でありました。兼ねて面識のある

長浜町　奈須某　四十才位

天神町市場　齊藤正志　四十一才

の二人が、私方に来ての話で、齊藤の隣りの北野正さんの光バチンコ店を売るが、齊藤には、商売敵として直接売買が出来ないから私に金を貸して呉れ、又は家も買受けて借家させて呉れと、虫の良い相談であつたので」と供述。

次は同人の公判記録の一三三八丁乃至一三三九丁目までに、

「そこで、齊藤と顔を合わせたのですか、

いゝえ、そこでは会つておりません。

誰から紹介されたんですか、

それは、奈須さんから紹介されました。

それは何時頃のことでございますか、

それは、金を貸す四、五日前のことでしようや。

……（中略）……

そこで、その話なされたのは何処の家でされたんですか、

それは齊藤の家やらですね、このなんでやりました。ですよ、奈須さんの所の家ですね。」と供述。

(二) 大城久米蔵の昭和三十年九月七日付警察官に対する供述調書、公判記録の五二五丁に、

「私は、申上げて居る焼失した家屋を買取るにあたり、現金九十万円を出して居つて、齊藤氏に貸与一時する保証の為、齊藤正志、本人所有の家を、八月三日の登記時に別途仮登記を私との間にさせて居ります」と供述。

次は、同人の昭和三十年十月十一日付警察官に対する供述調書の公判記録の三六八丁以下に

「私の方の担保として入れて呉れ、それを其の家と申しますのは天神町市場内北野正所有、木造建五坪であります、之れは此の建物だけでありまして、土地がないので之れだけでは壱百十万円も出せませんので、その外に齊藤が持つている天神町市場、バチンコ店だるま、も其の期間まで入れておけと、奈須某に云いますと、奈須は、それはよろしうございます。其の他にまだ、土地も持つていると云つて居りましたので、それも担保に入れましようと、云いますので、私はそんなものがあるなら、全部入れておきなさい、私の方では、絶対間違いない期限までに支払つてくれれば、皆返すから、と申しますと」と供述。

次は、同人の公判記録の一三五一丁以下に、

「その書類と云うのはとにかく、あなたが貸すと云うた九十万円の返済についての担保ですね、

そうです。

何処の書類なんですか、どう云う書類なんですか、

それは、権利証書です、土地の。……

土地の所在の場所は、何処ですか、

平尾です。私もまだ行つた事はありません。」と供述。

……（中略）……

(三) 次は一三五九丁乃至一三六〇丁までに、

「あなたが見に行つた時に、齊藤の方で、その建物に手を加えて居つたと云うようなことはなかつたですか壁をこわしたりなんかしてね、

それはですね、私が登記してやつているから、それは出来ないと、君が金をですね、僕の方に百十万円払つてからだと良いが、御承知のように居住権が発生しますからね、居住権でやられたら、こちらが困りますもんね、それで、手はつけさせない」と供述。

次は同人の公判記録の一三四六丁以下に

「そうすると、齊藤の方では、全部をあなたに返さないと、その家は使えない訳ですか、

えゝそれは私が使わせんです。

そう云う約束だつたんですか、

はい、そうです。」と供述。

(四) 大城久米蔵の公判記録の一三五六丁に、

「何か光パチンコ店もですね、齊藤が現実に売買やるとか、買受けてやるようになつた暁に資金が足りん時は、あなたの方から貸すとか、そう云う話はなかつたんですか、

資金が足りん時はそこに、九十万円貸しておりましようが、それから私の方としては、福銀の方に要するに、こうなつたから払いましたけれどもまあ、九十万円貸して、百十万貰うでしようが、私の方としては、二十万円の利潤が出る訳でしようが、それで履行した時には、まあ貸そうと思つておりました。」と供述。

(五) 大城久米蔵の昭和三十年十月四日付巡査に対する供述調書、公判記録の四〇三丁乃至四〇四丁までに、

「齊藤か私に北野さんから買受けた店舗を造作させて呉れと頼みましたので、私が、齊藤に対して金額を支払つて貰わなければ造作は出来ないと云つてことわりました。それから三日位した七日頃と思います、私が、齊藤の店舗を見に行きましたら、すでに、私が買つている店舗と齊藤の家の板壁を、大工を連れて来て、こわして通しにして、板等は、其の場に散らかして居りましたので、」と供述。

右記二名の偽造証告及び事実を裏付ける証拠事項、

(一) 事実は私の昭和三十二年四月十一日付上申書の一八丁三行目乃至十四行目までに供述。

(二) 次は私の右記同日付上申書の一九丁一七行目乃至二〇丁一六行目までに供述。

(三) 次は私の右記同日付上申書の二一丁六行目乃至二二行目までに供述。

(四) 次は私の右記同日付上申書の二四丁二六行目乃至二五丁、三行目までに供述。

(五) 次は昭和三十五年十月三十一日付上申書の一行二〇行目乃至四丁二五行目までに供述致しております通りで、

「① 私が、元の光パチンコ店の家の価格を家主の北野さんに最初、交渉いたして貰つたのが、松尾栄也さんであり、その家の価格は、百七十万円だつたのであり、その百七十万円の家の価格を百六十万円に値切りに行かせられたのも、九十万円の金を大城さんと相談の仲介を致して下さつたのも、

福岡市馬屋谷の　重富みどり

さんであり、その百七十万円の家の価格を百六十万円に値切りに（直接）行つた方が、

奈須正利

八尋美恵子

さんの二名であり、右記九十万円の金の相談の席上に、同席者は

重富みどり
齊藤正志
奈須正利
齊藤久枝
大城久米蔵
山之内某
の計六名であり、

② だるまパチンコ店の家と田原寛治の平尾の山林（土地）を仮登記を致した理由は、大城さんが、家の代金を、支払うと、同時に、その家の売買登記が出来ず、北野正さんが、代金を受け取って、売買登記の出来るまで、の約五日か、一週間位の空間の保証担保に、右記仮登記を致したのであり、仮登記を致したのが、七月二十八日頃であり、売買登記が出来たのが八月三日頃であり、

③ その売買登記が出来た後に仮登記の抹消を致して貰わず、その儘に致していた理由は、大城さんが仮登記の抹消を致さず、その儘にいたしておけば、万一、銀行の金が、出来ん時には、又話合つて開店に必要な二十万円か三十万円は、私が出してやつても良いと言われたからであり、

④ 八月初旬頃、だるまパチンコ店と、元の光パチンコ店の家の境を壊して続けさせていた時に、大城さんと、奈須さんが来て私（大城）が買主で、二号に、喫茶店を開業させる名目で（奈須は私の友達が、買主で二号に喫茶店を開業させる名目で）買受けて来たのだから、（後ではどうせ、貴殿が開業致せばわかる事だが）、今暫らくは家の中が見えない様にしておいて呉れる様にと云われたのであります。

⑤ 後で、大工工事を請負わせる時は、私が工事主の名儀で契約を致して工事を致させてくれと言われたのでありますので、

前記奈須正利の誣告の供述内容の項に
「私が（奈須）齊藤を連れて（二人で）大城さんを訪ねて、大城さんにその、元の光パチンコ店の家の金を（九十万円）相談話を話掛けて、齊藤に世話を致したのです」と供述、
前記大城久米蔵の偽証誣告内容五ヶ項目に、

① 私（大城）にその元の光パチンコ店の家の九十万円の話を仲介の相談話を話掛けて、齊藤に世話（仲介）致したのは、奈須正利さんであり、

② だるまパチンコ店の家と田原の山林（土地）を、大城さん名儀に仮登記を致した理由は、元の光パチンコ店の家に土地がついてないので、元の光パチンコ店の家だけでは、壱百十万円も出せんので八月三日登記時に、右記金額の保障担保として、別途仮登記を致させたのであり、

③ 齊藤が、百十万円返して仕舞わないと、（居住権がつくと困るから）その家は使用させないと（使用致さないと）約束を致して居たのに、それから三日位した七日頃、齊藤が、大工を連れて来てこわして、通しにしていたと、

④ 齊藤が資金が足りん時には、齊藤が、百十万円返済致した時にはまあ、貸そうと思つていたものであること、

⑤ 齊藤が九十万円を、四、五十日間借用致すのに最初から利子を二十万出すと云つていた」と（言う旨の）供述を致している事は全く出鱈目の偽証誣告の供述でありますので、その事実を以下公判記録其の他の証拠に依つて、之れを立証致します。

右記二名の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項。

(一) 大城久米蔵の公判記録の一三四一丁以下に、

「何かその点について、担保でも入れて貰うというようにしたんですか、

私の方の大城久米蔵の名儀になつてしまいますから担保もなにもないのです。

そうすると、家はあなたの方で、登記すると、そして金を返えして貰えない時はその家をとつてしまうと、？

それは勿論、こちらの方の名前になつているから取りますよ。

……（中略）……一三五八丁以下に、

まあ貸してくれと云う様な話でした。

けれどもですね、僕の方としてはですね、やはり、仮担保ぐらいじや具合が悪いものだから、私の方としては、担保はとらない、それで、私の方が、北野マサから買う様にしたんです。

……（中略）……一三六一丁以下に、

仮登記を私の家と田原の土地を仮登記したのが、二十七、八日じやなかつたかと思います、私の方のだるま、もとの家を大城久米蔵さんに仮登記して、田原の平尾の土地を一緒に、仮登記したのが、七月二十七、八日頃と思います、

大概二十七、八日頃だつたと思います。

裁判長

どうですか、田原の土地とこの齊藤のバチンコ屋について、仮登記をしたのが、七月二十七、八日頃？

えゝ同じ日です、同じ日と思います。

……（中略）……

齊藤、

その仮登記をすると云う趣旨は、大体光バチンコ店が現金取引が出来ないものだから、現金取引が出来るまで、仮登記をして居てくれんかと、云う趣旨で、私は仮登記をしたんだと、思います。

それは、そうだろうな。

それで、仮登記が、……本登記が、北野さんの登記が出来まして、私が大城さんに、もう登記は、八月五日頃だつたと、思いますが、出来たら仮登記を抹消してくれんかと云つたら、若し銀行から金が出ん時でも開店はするじやろう、もし、銀行から金が出ん時には、話合つて後、二、三十万円開店資金が要るとは、私がそのまゝに仮登記はしてやつても良いから、このまゝにしとかんかと、言われたので、私はそのまゝに仮登記はして居たんだと思います、

裁判長

どうですか、

多分そうだつたかも知れませんね。

齊藤

それから大工工事の改造のことですが、俺の名前で、改造はしてくれと、請負わせてもいゝから、契約は俺の名前でしてくれと、いうことを云つて大体、大工に見積りして居つたことも、大城さんには話したと思いますが、

それは話したね。

……（中略）……

齊藤

それから佐々木さんに見積らせたのが、盆過ぎだつたと思います。八月の盆過ぎから二十日頃、佐々木さんと大工さんに、見積つて貰つていると思います。

高良
……
それは、大城さん知つているんかい、
齊藤
話していると思います。俺の名義で契約してくれにや、いかんなぞ、と云つたから、……
そりやそうさ俺の家だから俺の名儀でするくさ。」と供述。

(二) 次は参考人奈須正利の昭和三十年十月四日付警察官に対する供述調書、
公判記録の三九二丁以下に、
「大城さんは、金は貸されまいが、九月上、中旬迄に、金が出来る様でしたら自分の名儀で北野さんより買入れ、あんた（齊藤）に家を使用させようと了解して頂きましたので、大城さんに対しては其の時、私の親族先である事にして先方に話して貰う様に了解して貰いました。
七月二十七、八日頃、午后一時頃に、私は大城さんと、同伴して、北野さん宅に行き初めて、照会した後、大城さん所持の六十万円を北野さんに手渡して貰い買入れ売買価格は百六十万円也として、（内、福銀抵当約二十万円を含む）手付金五十万円也、七月二十七、八日渡し、六十万円也、福銀抵当二十万円也は、其の儘に買手の債務とすることにして、残金三十万円を、登記と同時に、手渡しすることにして、其の日は別れました。……（中略）……其の後の八月三日に、私と北野さん、大城さん達が立会して、登記を済まし残金を渡しました。」と供述。

(三) 仮登記の事実及び年月日は次の通りであります。
仮登記済権利証書写、

「所有権移転請求権保全仮登記申請書、
（登記の原因及び其の日付）昭和三十年七月二十八日売買予約に依る。
（登記の目的）所有権移転請求権保全仮の登記
（仮登記権利者）福岡市警護本町三番地、大城久米蔵
（仮登記義務者）福岡市天神町五五番地の三、齊藤正志
右代理人、福岡市本町二〇番地、司法書士、納富小次郎
福岡法務局御中、
昭和三十年七月二十八日第一九四八五号登記済」

(四) 奈須正利の昭和三十五年七月二日付齋藤正宛の手紙の内容に、
「金の相談を大城氏にした方は、貴殿が大城氏も私に照会して私が、貴殿の為に協力し立会いました。最終金談場所現九電ビル斜前、昭和通り、……の家、（氏名不明）が、又は登記所、話会いの人々、貴殿、小生、大城氏、昭和通りの家の女の人、貴殿の奥さん?、……かと思います。」と記載。

(五) 田原寛治の公判記録の二四五六丁に、
「そうじやなくて、光バチンコのところに、大工がはいつたことはないか、
大工ですか。
はい、
ありません。」と供述。

(六) 昭和三十五年(ラ)第九三八号判決謄本二丁一八行目乃至二二行目までに、

「尤も挙示の証拠によれば、元光パチンコ店は、被告人が、北野正から、本件保険金一〇〇万円を遙かに超過する一六〇万円の価格で買受け、内金五〇万円を、自己の所持金を以て支払い残額一一〇万については、大城久米蔵より借り受けて、支払っていたので、右債務を担保するため、同人名義に家屋の所有権移転登記をなし、」と判示致してありますので、

右記各項に依つて

前記大城久米蔵の偽証証告内容の項に、

「だるまパチンコ店の家と、田原の山林（土地）を大城さん名義に仮登記を致した理由は、元の光パチンコ店の家に土地がついてないので、元の光パチンコ店の家だけでは、壱百十万円も出せんので、八月三日、登記時に、右記金額の保証担保として別途仮登記を致させたのであり、齊藤が、百十万円返して仕舞わないと、（居住権がつくと困るから）その家は使用させないと（使用致さないと）約束も致しておつたのに、それから三日位した七日頃、齊藤が大工を連れて来て、こわして通しにして居りましたと、齊藤が、資金が足りん時には、まあ貸そうと思つていたものである。」と供述致している事が全く出鱈目の偽証証告の供述である事が明白に立証されていますと共に、私が前記事実の項に、

だるまパチンコ店の家と田原寛治の平尾の山林、土地を仮登記致した理由は、大城さんが、家の代金を支払うと同時にその家の売買登記が出来ず、北野正さんが代金を受け取つて売買登記の出来るまで、約五日か、一週間位の空間があつた為、その空間の保証担保に、右記仮登記を致したのであり、仮登記を致したのが、七月二十八日頃であり、売買登記が出来たのが、八月三日頃であり、その売買登記が出来た後に仮登記の抹消を致して貰わず、その儘に致して居た理由は、大城さんが、仮登記の抹消を致さず、その儘に致しておけば、万一、銀行の金が出来ん時には、又話合つて開店に、必要な

二十万円か三十万円は、私が出してやつても良いと云われたからであり、八月初旬頃だるまパチンコ店と元の光パチンコ店の家の境の壁を壊して続けさせていた時に、大城さんと奈須さんが来て、私（大城）が買主で、二号に、喫茶店を開業させる名目で（奈須さんは私の友達が買主で、二号に喫茶店を開業させる名目で）、買受けて来たのだから、（後からはどうせ判る事だが、）今、暫らくは、家の中が見えない様に致しておく様に云われたのであり、後で大工工事を請負わせる時、は私が、工事主の名儀で契約を致して工事を致させてくれと云われたのであり、ますと、記述して居た事が、事実である事が、明白に立証されています。

前記奈須正利の証告の供述内容の項に、

私（奈須）が、齊藤を連れて（二人で）大城さんを訪ねて、大城さんにその元の光パチンコ店の家の金（九十万円）の仲介の相談話を話掛けて、私が、齊藤に、金の世話を致した。」と供述と、

前記大城久米蔵の偽証証告の供述内容に、

「私に（大城）その元の光パチンコ店の家の九十万円の話を仲介の相談話を持ちかけて、齊藤に世話致したのは、奈須正利さんであり、齊藤が九十万円を四、五十日間借用致すのに、最初から利子二十万円を出す」と云つていたと云う旨の供述をいたしていることが、全く出鱈目の偽証証告の供述であり、前記、私が事実の項に、

「私（齊藤）が元の光パチンコ店の家の価格を家主の北野さんに最初交渉して貰つたのが、参考人松尾栄也であり、その百七十万円の家の価格を百六十万円に値切りに行かせられたのも九十万円の金を大城さんから私に相談、仲介を致して下さつたのも、重富みどりさんであり、その金談の際の席に同席者は、

仲介人　重富みどり

借主　齊藤正志

立会人　奈須正利
借主人妻　齊藤久枝
貸主　大城久米蔵
貸主　山之内某

の計六名であり、百七十万円の家の価格を百六十万円に直接、値切りに行った方が奈須正利と、八尋美恵子さんであり」と供述致している事が、事実であることは左記の通り

福岡市馬屋谷　重富みどり
福岡市材木町四二　奈須正利
福岡市本町二七　齊藤久枝
福岡市昭和通り　山之内某
参考人　松尾栄也
参考人　北野正

の計六名をお調べ頂だけば明白に立証される筈であります。

齊藤正志の証告の供述五項目について立証いたします。

証告の供述内容一項。

齊藤正志の昭和三十年十月六日付検察官に対する供述調書の第四項と第五項に、

「田原寛治が帰っていないだろうとは、思っていましたが、一階の暗がりでは店員から見つけられる事もあるまいと思い、ガソリンを、立掛けてあつた木材に約半分足らずの、三分位をふり掛けましたところが、表道路を二人連れらしい人

の通る足音が聞え、之れではまだ時間が早すぎると、思い直しました。そこで二階の私の部屋に這入り、当日の売上金の計算をする事として七分目位ガソリンの這入つた一升瓶を持つた儘、私の部屋に這入りました。」

……（中略）……第五項に、

「田原の寝しずまるのを待ち、午前三時頃だつたと思いますが部屋の裏よりにある廊下の端に田原の柳行李や、私の柳行李を置いていた。板張りの隅にあつた小さな穴から先ず附近にあつた新聞紙か何かを丸めて、それにマッチで火を付け、燃えるのを見た上で、一階の木材を立てかけてあつた附近に落しました。穴から見ていますと急速には燃えませんでしたが、やがて、燃え始めたなあ、と判る程度に成りました。そこで私は、二階の押入附近に残つたガソリンを撒き、それに、マッチで点火し更に、穴から、ガソリンを流す際、穴の周囲にこぼれ落ちたガソリンがありましたからそのマッチをそこえも投げて点火しました。二、三分確実に燃えるか否かを見ていましたが、思いの外、早く火が廻り、もう〳〵たる煙が、立ち出ましたので、私自身驚ろき、火事だぞ〳〵と三階に寝ている店員に注意しながら窓から逃げ出し隣りの堀内万年筆店の二階に飛び込み、階段を降りて逃げた次第でした。」と供述。

次は齊藤正志の昭和三十年十月五日付警察官に対する供述調書の第一項、第二項、第三項に、

「私が元の光パチンコ店の一階と、二階にガソリンを撒いてマッチで点火した。」と供述。

右記一項の証告及び事実を裏付ける証拠事項。

事実は、前記田原の第四項、第五項の偽証証告及び事実を裏付ける証拠事項に立証の通りで、

「元の光パチンコ店（の一階か二階）から最初炎「火」が出たものではなく、だるまパチンコ店の一階から炎「火」が廻つたものであり、二階に最初、炎「火」が吹き上げたのは、元の光パチンコ店の二階の部屋からではなく、だるまパチンコ店の二階の部屋からであり、三階に最初「炎」が吹き上げたのも、元の光パチンコ店の三階ではなく、だるまパチンコ

店の三階の部屋からでありますので、右記の証告の一項に、「私（齊藤）が、元の光パチンコ店の一階と二階に、ガソリンを撒いて、マッチで点火致した」と供述致していることは全く出鱈目の（事実と相反した）証告の供述でありますので、その事実を以下、公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記の証告と事実を裏付ける拠証事項。

右記の証告と事実を裏付ける拠証事項は、前記田原寛治の第四項と第五項の偽証証告及び事実を裏付ける証拠事項とその立証内容が、全く同一でありますので、此の項の証告と事実を裏付ける証拠事項に、前記田原寛治の第四項と第五項の偽証と証告とその事実を裏付ける証拠事項を引用致し立証致しますので、右記に依つて、前記証告の供述内容の一項に、

「私が、元の光パチンコ店の一階と二階にガソリンを撒いてマッチで点火致した」と供述している事が、全く出鱈目の証告の供述である事が明白に立証されていますと共に、前記事実の項に記述致しております事が、事実であることが、明白に立証されているのであります。

「私が元の光パチンコ店の一階や二階にガソリンを撒いて放火致したと証告の供述を致した原因は後記、坂本立夫の偽証及び事実を裏付ける証拠事項に記述の通りでありますので、此の項の立証に坂本立夫の偽証及び事実を裏付ける証拠事項を引用致します。

証告の供述内容二項。

㈠ 齊藤正志の昭和三十年十月十日付坂本立夫に対する供述調書の第五項、第六項、第八項と、

㈡ 齊藤正志の昭和三十年十月十三日付検察官に対する供述調書の第四項に、

「田原に私の放火の計画を打明けたのが、八月二十三日でした」……（中略）……大将がそこ迄、決心したなら俺が替つて付けてやりましようと、私の放火の計画に賛成して呉れました。」……（中略）……翌八月二十四日私は妻の父から借

りて貰つていた七万円の金の元利金の一月分を実家に届けさせる為妻を実家に帰しました。

……（中略）……

妻が不在に成りましたので、その晩、私の部屋で、田原と共に更に詳しい放火の打合わせをいたしました。」と供述。

右記二項の証告及び事実を裏付ける証拠事項。

前記田原寛治の項の偽証証告及び事実を裏付ける証拠事項、に立証致していることゝその立証内容が、全く同一でありますので、此の項の証告及び事実を裏付ける証拠事項、に前記、田原寛治の一項の偽証証告及び事実を裏付ける証拠事項、を引用致して立証致しますので、右記に依つて、

前記証告の二項に供述致している事が全く出鱈目の証告の供述である事が明白に立証されていますと共に、事実は、八月二十四日、齊藤の妻が田舎に行つた日の夜と、翌二十五日の夜との二回に亘り、田原から放火の話を持掛けられたので、私は、その時、その放火の話を制止する為に、私も放火の話はしました、だが、それは、放火の依頼話ではなく、持掛けられた放火の話を制止する為に、放火の話を致したのであり、私はその時以外に、田原から放火の話を持掛けられた事もなく、放火の依頼は、全く致して居ないのが事実である事が明白に立証されています。

「私が田原に放火の依頼を致したと、偽りの供述を致した理由は、田原が、私の為を思つて放火致したものと思つていましたので、私が田原に強い同情心を抱き、田原を庇う心が強かつたのに、（田原を取調べた）久保田警部補が、「お前がそんなことを云えば、（放火を依頼していないと云えば、……の意味）田原達は死刑に成るぞ」と云つたあと、色々誘導強制脅迫訊問（精神的拷問）を致された為で、警察官に対する供述調書に、私が、田原に放火の依頼を致したと偽りの供述を（仕方なく）致したのであり、十月十三日付検察官に対する供述調書の供述は、検察官の誘導訊問及び警察官に対して（偽りの）供述を致した記憶を辿つて、私が放火の依頼を致したと証告の供述を致したのであります。

証告の供述内容三項。

齊藤正志の昭和三十年十月十二日付坂本立夫に対する供述調書の第二項と第三項、

「以上の三口契約で総額二百八十万円でありました。

……（中略）……第三項以下に、

此の以上の保険契約の三口が各々超過保険の加入契約では、なかつたかとのお尋ねを受けるので、申しますが、会社側は、成績を上げる為に加入契約額を多く入ることを外務員は、すゝめるのが、実情です、そんな訳で私は今度の放火を計画する前も契約額は、罹災全燃の場合は当然、全額を貰えるものと考えてしたことです。」と供述。

次は齊藤正志の昭和三十年十月十三日付検察官に対する供述調書の第二項に、

「そこで、先に対する保険に、前の通り、八月初め、百万円の加入をしました。然し、その際、掛金が出来ないので、九月三十日支払の約手を、外交員の阿部喜久十に手渡したのです。

阿部がたゞちに自分で九月三十日迄、掛金を立替えて置いてやると、申して居ましたから、私はいつ火事を出しても、保険金が取れると考えておりました。」と供述。

右記三項の証告及び事実を裏付ける証拠事項。

前記井村多吉の証告及び事実を裏付ける証拠事項と阿部喜久十の四項の偽証証告及び事実を裏付ける証拠事項に立証致している証拠事項と、その立証内容が、全く同一でありますので、此の項の証告及び事実を裏付ける証拠事項に、前記の事項（井村多吉、安部喜久十の）を引用致し、之れを立証致しますので、右記に依つて、前記証告の三項に、

「私が、火事前に、百万円の保険金が、貰えると思つていた」と云う旨、供述致している事が、全く出鱈目の証告の供述である事が、明白に立証されていますと共に、事実が、

「私の百万円の保険は保険料が現金で支払つてないので、今、火災に成れば、百万円の保険金が貰えない事が、判つていた」ものである事が、明白に立証されています。

「尚、三口の申込加入の保険額が、いずれも超過契約で、なかつた事については、所論の通りで、事実が明白に成つている事と信じます。」、

証告の供述内容の四項。

齊藤正志の昭和三十年十月十日付坂本立夫に対する供述調書の第七項に、

「私は、従業員連中の火災時、無事逃がす方法として、当時病人の店員山下祥子が休養中でもあり、窓から逃げ出す時に当時、三階の窓の外側に、硝子の破片が、屋根に相当散乱して居たまゝであるので、飛び出した時に、怪我する危険があるので用心のため、……（中略）……

当時、昼間子守の引田和子、店員山下祥子の二人に加勢させ、私も手伝つて、硝子の破片なり、チリ屑等たまつているのを、全部清掃して階下に下させました。」と供述。

次は齊藤正志の昭和三十年十月十三日付検察官に対する供述調書の第六項に、

「多分に二十五日の日女店員が、火事の際逃げるのが、便利な様に引田和子や、二、三の店員を使い、私も一緒に成つて店の前の、アーケードの上を掃除させた事もあります。」

と供述。

右記四項の証告及び事実を裏付ける証拠事項は、前記、山下祥子の偽証及び事実を裏づける証拠事項に、立証致している、証拠事項とその立証内容が、全く同一でありますので、此の項の証告及び事実を裏づける証拠事項に、前記山下祥子の証告及び事実を裏付ける証拠事項を引用し之れを立証致しますので、右記に依つて前記証告の供述四項に、

「私がアーケードの上を掃除させたのは、火災の時、従業員連中を無事に逃がす為だ」と供述していることが、全く出鱈目の証言の供述であることが、明白に立証されていますと共に事実は、

「私が三階の窓の外、アーケードの上の紙片や、硝子の破片等を掃除させたのは、私が山下祥子の病状を見舞に行つた時、部屋の角に焼残りの濡れ布団が、置いたまゝになつていた、のに気付いて、その焼布団を窓の外に乾す様に命じた時に、私が、窓の外に（アーケードの上に）キャラメルの空箱や紙片が一杯捨てゝあつたのに気がつき（こんな事では又、誰かヒョット、窓の外に煙草の吸掛でも投げすて、火事にでも成つたら大変だと思い）私が早速注意しながら掃除をさせたところ、下の方からガラスの破片が、出て来たものである事が明白に立証されているのであります。

証言の供述内容の五項。

斎藤正志の昭和三十年十月十三日付検察官に対する供述調書の第二項に、

「又、だるまパチンコ店（以下、単にだるまと称す）の隣りである光パチンコ店（以下光と称す）を買い、だるまと一緒に経営する計画で準備はして居ましたが、百万円以上の資本が、要るのに、返し金融の見込みが、殆んどない有様でした。」と供述。

右記五項の証言及び事実を裏付ける証拠事項。

事実は、私が、昭和三十二年四月十一日付上申書の三九丁二行目乃至四〇丁二行目までに、

「又、田原を解雇させずにおけば、銀行の金の出るのが、非常に遅くなる場合には、田原に相談して開店費用に必要な二十万円か三十万円は、大城さんから供用出来ると思いました。」

次は、右記同上申書の五一丁十二行目乃至二一行目までに、

「午後五時、少し前と思います、福岡相互銀行甘木支店の銀行員佐藤氏から電話が、かゝりまして、斎藤諫の借用主の（五十万円の）分の書類を（申込書を）何日か前の朝、提出に来られましたが、書類が不充分だから貴殿が、もう一度出て来て下さい。と申されました。

私は、別口の分の書類はどうですか、悪い事ありませんかと申しました、佐藤氏は、杉村義之氏の借用主で松尾栄也氏の、保証人の分はもう調査も済んで、何時でも（五十万円の）金は出せる様に成つていますよと申されました。

私が、明日行けば、明日にでも金が受け取れますかと申しました、佐藤氏は明日と云う訳にはゆかんが、銀行の金は調査が終れば受取つたも同様で、期日の問題ですよ」と供述致して居ります通りで、「福岡相互銀行甘木支店」の銀行員の佐藤氏を通じて、杉村義之の借用主名義で五十万円と斎藤諫の借用主名義で五十万円、合計百万円を、福岡相互銀行甘木支店から融資を受ける段取りの話が出来ていたものであり、尚大城久米蔵さんからは仮登記の抹消をせずその儘に致しておけば、万一、銀行の金が出来ない時には、開店に必要な二十万円か三十万円は又、話合つて私が、出してやつても良い、と言つてあつたのでありますので、

右記証言の五項に、

「ダルマパチンコ店と、元の光パチンコ店を一緒に続けて営業開店致すのに、百万円以上の資本（費用）が、必用であつたが、尚それに反して金融の見込みが殆んどない有様でした」と供述致しておりますので、その事実を以下、公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記証言及び事実を裏付ける証拠事項。

参考人佐藤利一郎の昭和三十年十月十五日に付検察官に対する供述調書第二項、

公判記録の三四七丁以下に、

「齊藤に対し杉村さんとあなたのお父さんを夫々、五十万円づゝ貸す事にし、そちらから担保を入れて貰うことにしようと話して置きました。杉村さんの方からは、盆前に金融の申込書類が出されました、そして、八月二十五日、六日頃は、杉村さんに対する五十万円の内三十万円は間もなく、出せる見透が出来ました。然し、その頃、齊藤の実父からは、若し正志が返済しない場合には、自分が責任を負わねば、成らないので、息子のこととは云え、一度、息子を呼んで貰つて条件等も良く聞いた上で、手続きをしよう、と云つて融資の手続をして居ませんでした、それで、私は、八月、二十五、六日頃、齊藤に直接、私から電話して、前述の事情を話したと記憶しております。」と供述。

次に前記大城久米蔵の偽証誣告及びその事実を裏付ける証拠事項に依つて、

「大城さんが、仮登記の抹消をせず、その儘に致しておけば、万一、銀行の金が、出来ない時には、開店に必要な、二十万円か、三十万円の金は、又話合つて私が、出してやつても良いと云つていたものである事が」明白に立証されていますので、此の項の誣告及びその事実を裏付ける証拠事項に、大城久米蔵の偽証誣告その事実を裏付ける証拠事項を引用して立証致しますので、右記に依つて、

前記誣告の供述五項に、

ダルマパチンコ店と、元の光パチンコ店を一緒にして続けて営業開店致すのに百万円以上の資本（費用）が、必要であつたと、尚それに反して、金融の見込みが、殆んどない有様でした。」と供述していることが、全く出鱈目の誣告の供述であることが、明白に立証されていますと共に、前記事実の項に、

「福岡相互銀行甘木支店の銀行員の佐藤氏を通じて、杉村義之の借用主名儀で、五十万円と、齊藤諫の借用主名儀で五十万円、合計百万円を福岡相互銀行甘木支店から融資を受ける段取りの話が出来ていたのであり、大城久米蔵さんからは、仮登記の抹消をせず、その儘にしておけば、万一、銀行の金が、出来ない時には、開店に必要な二十万円か、三十万円

は、又話合つて、私が出してやつても良いと、云つていたので、あります。」と供述致している事が、事実である事が、明白に立証されています。

尚右記に依つて

だるまパチンコ店と、元の光パチンコ店を一緒に続けて開店致すのに、費用が、二十万円か三十万円位あれば、開店が、出来たのである事も明白に判明されています。

坂本立夫の偽証の供述三項目について立証致します。

偽証の供述内容、

坂本立夫の公判記録の三七七六丁乃至三七七七丁までに、

「その藻刈警部とか、久保田警部補が、齊藤を調べるということはしなかつたですか、

ほとんどなかつたと思いますね。」

……（中略）……三七七八丁に

「事件のことについて、お前のいうことは違うじやないか、こう云う方法でやつたんだろうと云うことも、やつぱり、言葉に出たことがありますか、

その点は私から調べた結果、こう云う状態である喰い違いは、こう云う点が、出て来るというような、面について、これは話しておりますから、そのことに、ついての取調べは私がやつておりましたが、その他の喰い違いがあるという様なこと位は、あつたかもわかりませんね。」

……（中略）……三七八一丁以下に、

「調書が出来て署名までしてもらつたのが、何時頃ですか。夜にはいつておりました、それとも午後のうちに、……

あまり夜、調べたことは、ほとんどないと思います。自分がそれにかゝつておりましたから。」

同記録の三七七四丁二五行目以下に、

「取調べた時は必らず調書をとりますから、調書なしで、取調べたと云うことは、ありませんです。」と供述。

右記偽証及び事実を裏付ける証拠事項。

事実は、私の昭和三十五年十月二十七日付上申書にて上申致して居ります通りで、

「私は昭和三十年九月三十日午前十時前、福岡市本町二七番地の義兄、小塚金次氏の家から警察官の自動車に乗せられ、（坂本立夫刑事部長と富田刑事と三人一緒に）箱崎署に連行され、箱崎署に於いて、当夜遅くまで取調べを受け、夜間遅く、福岡署の野中刑事がジープで迎えに来られ、福岡署に移監されたのであり、私が当日箱崎署で取調べを受けて居る最中に久保田警部補、藻刈警部等が来られ、私に、（以下右記上申書の二丁二行目以下に記載）久保田「貴様は、放火致したのだろうが、此方では、ちやんと判つているのだぞ」と言われましたので、私が、「そんな事は、致してません」答えました。

久保田「貴様は百万円の火災保険に八月初に加入致し、保険料を火災一週間位前に支払って、置きながら、火災の翌日（昭和三十年八月二十七日）の警察官に対する供述調書には百万円の火災保険は、加入致していないと隠していたではないか、」と物凄く恐ろしい語調で）申されましたので、（私は恐ろしくは、ありましたが、その時は、）保険会社の外交員の阿部喜久十氏が、……（中略）……偽りの供述を致していることが、判りましたので、私は事実の通りを委しく申し述べました。」と記述致しております通りであり、

十月一日、二日、三日、の三日間は朝九時前頃から連出され、毎日、夜遅くまで、（遅い時には午後十時か、十一時頃と思う頃まで）取調べを受けており、此の間夜の点検時に、（私は房内に一度も居た事はありませんでした。その間、私

は、痛烈な苦痛と疲労に堪忍ひました。

次に十月四日は、朝（昼間）の連れだしは、ありませんでした。（当時、私だけは接見禁止であり面会も出来ず、私は所持金もなく最初の数日は殆んど、官の飯は臭くて、喰得ず、空腹と煙草の吸えないの等も加つて痛烈な苦痛と疲労感のため、悲哀感に脈われていました）ところが、夕刻から、又連れ出され、取調べを受けました。此の時、取調べに当つたのは、久保田警部補、藻刈警部、坂本刑事部長等でありましたが同室に、富田刑事も居られたと思います。同日は、二、三時間位の取調べで終りましたが、同日は全く調書は記述致してないと記憶しております。その時の状況はと申しますと、

私が連れ出された時は其処に、久保田警部補と藻刈警部、坂本立夫等、五、六名が異様な冷酷な表情、雰囲気で、私が来るのを、待つていて久保田警部補が、「何時までも、白ばくれんで、白状しろ、貴様が白状しなければ白状する迄（家族とも）面会させないぞ、貴様は此処まで引張られて、此の儘帰れると思つているのか、此処迄引張つた以上此の儘では帰さないぞ、貴様が白状するまで、五年でも十年でも留置して、一生飼殺しにして見せる」と言われ、他の警察官も口々に色々云い詰められました。

その夜は、警察官の悪口雑言の責苦が、二、三時間、行なわれました、調書は（殆んど）書かれずに（と思います）、最後に、

何の火から火災に成つたか、今夜、よく考えておけ」と云われました。

次に、十月五日、午前九時頃から連れ出しを受けましたところ、其処には、やはり又久保田警部補、藻刈警部、坂本刑事部長、野中刑事部長、富田刑事等、五、六名が、前夜以上の、冷酷な表情、雰囲気で待つていて、私が行くと、久保田警部補が私に向つて、「何の火から火災になつたかわかつたか」と云われましたので、私が、「判りません」と答えまし

たところ、久保田警部補を始め、皆で、「判らん事があるか、貴様が放火している」と口々に言われたあとで、久保田警部補が、引田和子が、階下の男便所の横の古材木の処に一升瓶にガソリンが入つておいてあつたと言つているが、お前は知らなかつたのか」と、質問され、私が一升瓶にガソリンを入れて階下においてあつた事を隠していた事が判りましたので、その事を種に、私が、その一升瓶のガソリンを元の光バチンコ店の二階の自分の部屋の押込み附近に撒布して放火致したのだろうと警察官が、参考人の出鱈目の誣告の供述を事実と偏見致して、色々指適され、私の云う事は全く聞かれず、

「発火場所は二階の田原の室の押込み附近からと云つている者も、二、三人居るが、事実の発火場所は階下の男便所の横に古材木の立掛けてあつた所からだ」と色々誘導強要脅迫訊問及び精神的拷問を行なわれるので、（私は私の口から田原達が放火致していると供述致す事が出来ず、又、此の時に、田原達が、私に隠れて、放火致した事実を、私が供述致しても事実と思われる筈はないと思い、又、私が、私の部屋にガソリンを撒布致して放火を致したと）警察官の誘導強要訊問に似合わせて、偽わりの供述を致しておいても厳正なる裁判では、証人等の供述に依つて、私の部屋から火が出てない事実が、明白に立証されると共に、尚田原達が、私に隠れて放火致した事実も、田原の二十六日、二十七日の行動に依つて明白に立証されるものと思い又、これ以上事実を云通せば、完全に体が参つてしまうと考えたので、私は、私が、元の光バチンコ店の一階と二階に、ガソリンを撒布して、放火致したと偽わりの供述を致したのであります。

次は昭和三十年十月六日に、又連れ出されましたところが、又、久保田警部補と藻刈警部と、野中刑事部長、坂本立夫刑事部長、富田刑事等、五、六名が、前日と同様に、冷酷な表情で待つて居られて、久保田警部補が、「貴様は、（昨日）良くも俺達を騙したな」と物凄い勢で、詰責されました。

その後で、野中刑事部長が、「お前が、放火致した事は、間違いないか」と問われましたので、私が「ハイ間違いありません」と答えましたところ、野中刑事部長が、「今から検事さんに電話をかけて此方に来て貰うが、お前は検察官にその通り云えるか」と云われました、そしてすぐ、野中刑事部長が、検察庁に電話を掛けられました。又その後で警察官の誘導強要脅迫訊問及び精神的拷問、誘導強制訊問を受けましたので、私が、その訊問に似合うように、私が昭和三十年十月六日付検察官に対する供述調書の第五項に、

「田原の寝しずまるのを待ち、午前三時頃だつたと思いますが部屋の裏よりにある廊下の端に田原の柳行李や、私の柳行李を置いていた板張りの隅にあつた小さな穴から先ず、附近にあつた新聞紙か何かを丸めてそれに、マッチで火をつけ、燃えるのを見た上で、一階の木材を立掛けて、あつた附近に落しました、穴から見ていますと、急速には、燃えませんでしたが、やがて、燃えはじめたなあと、判る程度に成りました、そこで、私は二階の押入れ附近に残つている、ガソリンを撒き、それに、マッチで点火し、更に穴からガソリンを流す際、穴の周囲に、こぼれ落ちたガソリンがありましたから、そのマッチをそこえも投げて点火しました、」と云う供述と、殆んど、同様な偽わりの供述を致したところが、此の時、久保田警部補と藻刈警部の、両名が、同じ室内で椅子の上にあがつて、紙片落下の実験を始められました。その紙片落下の実験が始まつて間もなく、検察官が来られたので、私は直ぐ、検察官の室に連行され、検察官の調べを受けたので、私は検察官に対して、右記昭和三十年十月六日付検察官に対する供述調書の第五項に供述の通り、偽わりの供述を致したのであります。

次に、

私が、昭和三十年十月十三日付警察官に対する供述調書に、私が、田原に放火の依頼を致したと偽わりの供述を致しました。

その原因は、右記の通り、私が昭和三十年十月六日付検察官に対する供述調書の第五項に供述致しています通り、供述致して居りました処に、野中刑事部長が、検察官の調室に、来られて、検察官に対して、田原を連れて来て調べています が、田原が、齊藤から依頼を受けて放火を致したと言つていますので、今まで齊藤が、自分の室にガソリンを撒いて放火致したと供述致している事は、全く偽りであります、と云われたので、私は問もなく、又警察官の調べ室に連れて行かれ、坂本立夫刑事部長、野中刑事部長、富田刑事等が、

「お前が、田原に放火の依頼を受けて放火致したと云つているぞ」と云われましたので、私が、「私は依頼は致していません」と云いましたところ、警察官が、「お前が依頼せんのに、田原が、何んで、放火致すか」と云われたので、私が、「私は放火の依頼は致していません」と何回も〳〵、言いましたが、警察官が、私の云述べる事は全く、聞き入れられませんでした。そこに、田原を直接調べた此の事件担当の主任、久保田警部補が、異様な物凄い勢で這入つて来られ、私に向つて、「貴様が、頼んでいる貴様が頼まんのに、田原が、何で放火致すか」等と色々、誘導強要脅迫及び精神的拷問の訊問を行なわれたので、「私は、これ以上事実を云通せば、完全に体が参つてしまうので、事実は厳正なる、裁判に於いて供述致せば、必らず、明白に判明致すものと思いました。尚、田原達が、取調べを受ければ、田原達が、私隠れて、放火致した事実も田原達の行動で必らず、判ると思いましたので、私は、私から田原達が私に隠れて放火致して居ますと云述べる必要はないと思いましたので」私は警察官の誘導訊問に合せる為に私が放火の依頼を致したと、偽りの供述を致したのであります。

次は、十月十日午前九時前頃から私を野中刑事部長と富田刑事との二人で県庁の中の突当りの物置きの様な室に連れて行かれました其処には、田原を直接取調べた此の事件担当主任の久保田警部補と藻刈警部と坂本立夫刑事部長と中橋正刑事部長とが居られたので、警察官が、合計六名居られました、そこで、久保田警部補が、「貴様が依頼を致さんのに、田

原が、何んで放火を致すか」と云われましたので、私が、「私は二十四日（齊藤久枝が田舎に行つた）夜と翌日二十五日の夜との二回に亘り田原から放火の話を持ち掛けられたので、私はその話を制止致すために私も、放火の話は致しましたが、私はそれ以外の時に、田原から放火の話を持掛けられた事もなく、私は放火の依頼は致していません」と云いましたところ、

警察官が口々に、

貴様拷問に掛けなければ、白状しないのだろう拷問にかけてやろうか」等と、口々に云われました。私が「私はいくら拷問に掛けられても、事実、放火の依頼は致していませんと委しく云述べたところ、久保田「お前がそんなことを云えば、田原達は、死刑に成るぞ、俺達が、何程、田原達を助けてやろうと思つても、お前が、そんな事を云えば、二人とも助からん、（二人とも死刑に成るの意）お前は、自分の家の店員が、可愛くないのか、助けたいと思わんのか？　お前の心は悪魔の様だね？……田原達を助けるのは、お前の口一つだぞ」等と、誘導強要脅迫及び、精神的拷問の訊問に依つて、無理に、私が、放火の依頼を致したと私に、偽りの供述の強要を致されたので、私は仕方なく、放火の依頼を致したと偽りの供述を致しましたところが、久保田警部補が今日は、中橋刑事部長に調べを命じて、室内に中橋正刑事部長と、富田刑事の二人だけを、残して、外四名の警察官は、室から出て行かれました。中橋正刑事部長の調べが初まりましたので、私が、（昭和三十年十月十日付中橋正に対する供述調書の第七項と第八項に）

「私は八月二十四日、齊藤久枝が、田舎に行つた夜と、翌二十五日の夜との二回に亘り、田原から、放火の話を持ち掛けられたので、私は、その話を制止する為に放火の話は致しましたが、私はそれ以外の時に、田原から放火の話を持ち掛けられた事はなく、放火の依頼は致して居りません」と供述致していますところ、亦、久保田警部補他四人が、以前の通り、室内に這入つて来て、久保田「貴様は、又、否認致している」と云われましたので私が「否認で

はないです……私は事実、放火の依頼は致していません」と云いました。

警察官「嘘云うな」と云われましたので、

私が事実の通り、放火の依頼を致していない事実を委しく供述致しましたところ、

久保田「お前がそんな事云えば田原達は死刑になるぞ」と云われましたので、私が、「如何してですか」と問いましたところ、

久保田「お前は判らん奴だね、……俺の云うのが、わからないのか」等と云つて室から出て行き間もなく法律の本を持つて来て、「放火殺人は死刑又は無期懲役」の旨読んで聞かされ、

「田原か、直接手をかけて殺したのではないが、他人の住居に他人が熟睡中に放火を致して店員が、焼け死んでいるから、結果が、放火、殺人に成るのだ、お前が、放火を依頼した事になれば殺人の罪名が、消えるから刑量が軽く成る」と云われましたので、

私が、「どうしてですか」と云いました。

久保田「お前が放火の依頼を致したことに成れば、お前は自分の家でもあるし、又、お前は放火致す何日か前に、店員を使つて（三階の）アーケードの上を掃除させたことが、あるから、そのアーケードの上を掃除させたのは、放火致した際、危くない様に店員の逃げ場所をつくるために、掃除させたと云えば、お前は殺意かなかつた事に成り、店員は逃げ遅れて、焼け死んだ事になるから殺人罪がなくなるからお前か放火の依頼を致した事になれば、放火罪だけだから田原達も助かり刑量も軽く成るのだ」

と云う旨を云われ、それから色々と誘導強要、脅迫及び精神的拷問を致して私の精神を混乱させた末に私に、誘導強制訊問を致し私に、私が放火の依頼を致したと、無理に偽りの供述をさせて、その後で、坂本立夫刑事部長に調書を取る様に

命じてその調書は、翌十月十一日の午前零時半頃までかゝつて作成されたのでありますので、その供述内容は、事実ではなく、全く出鱈目の偽りの供述であります。

尚右に従つて、十月十一日、十二日の取調べの供述も事実ではなく、偽りの供述であります、かくの通りで、十月十三日付の検察官に対する供述調書に偽りの供述をしたのでありますから、

右記坂本立夫の偽証の項に、

「齊藤を夜、取調べたことはほとんどない、又、取調べを致して、調書をとらなかつたことはない、藻刈警部と久保田警部補が、齊藤を調べると云うことはほとんどなかつた、お前の云うことは違うぢやないか、こう云う方法でやつたんだろうと云うことは、私が、やつておりましたが、」と供述致していますが、

事実は、以下公判記録その他の証拠に依つて之れを立証致します。

右記偽証と事実を裏付ける証拠事項

(一) 齊藤正志の昭和三十年十月十日付中橋正に対する供述調書の第七項と第八項に、

「然し、田原に対しては、あくまで、やつてはいかんと火をつける事については極力止めたのであります……（中略）……次は、第八項に、一応はその様に、そんな事はするな、と制止して居たのであります。」と供述。

(二) 次に齊藤正志の昭和三十年十月十日付坂本立夫に対する供述調書の第五項と第六項と、第八項に、

「田原に私の放火の計画を打ち明けたのが、八月二十三日でした。大将がそこまで決心したなら俺が替つて付けてやりましようと、私の放火の計画に賛成して呉れました、翌八月二十四日私は妻の父から借りて貰つていた七万円の金の元利金の月分を実家に届けさせる為、妻を実家に帰しました。

妻が不在に成りましたので、その晩、私の部屋で田原と共に更に詳しい放火の打合わせを致しました」旨供述。

㈢ 次に、右記同供述調書の第七項に、

「私は従来員連中の火災時無事逃がす方法として、当時病人の山下祥子が休養中でもあり、窓から逃げ出す時に、当時、三階の窓の外側に硝子破片が、屋根に相当、散乱していたまゝであるので飛び出した時に怪我する危険があるので、用心のため……（中略）……

子守の引田和子、店員、山下祥子の二人に加勢させ、私も手伝つて、硝子の破片なりチリ屑等をたまつているのを、全部清掃して階下に下させました」と供述。

㈣ 齊藤正志の昭和三十年十月五日付警察官に対する供述調書の第一項に、

「私に対して色々の一応の取調べが終つてから、火事の原因については、私が放火したなど、身に覚えがないと申立てゝ来て居りましたが、昨日と本日との二日に亘りて、①私の店の経営状態、②借金の負債額、③火災保険の加入状況は勿論、火災当夜の私の行動の矛盾等を取上げて、容疑の点を指摘され、」と供述。

㈤ 前記阿部喜久十の偽証誣告の三項と四項の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項、

㈥ 前記山下祥子の偽証及び事実を裏付ける証拠事項、

㈦ 前記田原寛治の一項の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項、

㈧ 前記折居照子、中川静子の偽証及び事実を裏付ける証拠事項、

㈨ 前記犬城久米蔵と奈須正利の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項、

㈩ 前記齊藤正志の五項の誣告及び事実を裏付ける証拠事項に立証、記述の通りでありますので、

右記一項乃至三項、五項乃至一〇項に依つて警察官が誘導強制（脅迫、精神的拷問の）訊問を致している事が明白に立証されています。

次は、右記に、四項に依つて、

「昭和三十年十月四日に（一応の取調べが終つてから火事の原因についてと、私の店の経営状態、借金の負債額、火災保険の加入状況、火災当夜の私の行動について、指適され）取調べを行なつている事が明白に立証されていますので、前記偽証の一項に、

「藻刈警部や、久保田警部補が、齊藤を調べると云うことはほとんどなかつた、お前の云うことは違うじやないか、こう云う方法でやつたんだろうと、云うことは、私がやつておりましたが」と（誘導強制訊問は致していない旨の）供述している事が全く、出鱈目の偽証の供述であることが、明白に立証されていますと共に、

前記、事実の項に、

「久保田警部補や藻刈警部、五、六名の警察官が誘導強要の（精神的拷問の）訊問を受けたため、それに似合う様に誣告の供述を致したのであります」と供述致している事が事実である事が明白に立証されています。

前記偽証の二項に、

「齊藤を夜間遅くまで取調べた事はほとんどないと思います、自分がそれにかかつておりましたから」と供述致している事が全く出鱈目の偽証であり、右記事実の項に、私は殆んど夜間遅くまで取調べを受けておりますと、記述致している事が事実である事を裏付ける証拠は、私の当時の入房時間を、警察の帳簿をお調べ頂だけば、明白に立証されるものであります。尚当時の同房者の重永茂秀氏もよく知つてある筈と信じます。

次に前記偽証の三項に、

「取調べた時に調書をとらなかつたことはありません」と、（誘導強要脅迫精神的拷問の訊問は致してない旨の）供述致している事が全く出鱈目の偽証の供述であり、

右記事実の項に、

「十月四日に（一応取調べが終つてから火事の原因について、と、私の店の経営状態と、借金の負債額、火災保険の加入状況、火災当夜の私の行動について指適され、誘導強要脅迫精神的拷問の訊問）取調べを行なわれました」と記述している事が事実である事を裏付ける、証拠は、十月四日に、私の右記内容の調書が作成されているか否かをお調べ頂だけば明白に立証されているのであります。

以上、十数名に亘り偽証あるいは誣告の各項目をあげ、その事実並びにその立証を致して参りましたが、これらの記述の要旨はあくまで、判決謄本に記載されている誤判を釈明し、事実を判明させる為の根拠となるものでありますが、以上の如き事実が、事実として認められなかつたと云うことが本件に於て、事実誤認と云う大きな誤まちを招き、判決を、大きな方向違いの結果之を導いたものでありますので、

以下にあらためて判決謄本中の誤判箇所を指摘し、事実を証明する上に明解な点を記述致します。

誤判の内容一項

昭和三十五年(う)第九三八号判決謄本二丁一六行目以下

「被告人は当時既に、右保険契約は有効に成立したものと確信していた事実が認められる」と記載されてある。

右記の項の事実を立証した箇所は、

一、前記阿部喜久十の偽証誣告及び事実を裏づける証拠事項に記述。

二、前記、井村多吉の公文書偽造及び誣告と山崎某の公文書偽造の事実を裏付ける証拠事項に記述。

誤判の内容二項、

同判決謄本の六丁一行目以下

「しかし、記録を精査し被告人、及び田原寛治浦塚運之の司法警察員、並びに検察官に対する各供述調書を仔細に検討すれば、警察、検察庁に於ける取調べに際し強制、脅迫等を用いて被告人に自白を求めた形跡、その他自白の任意性信用性を疑うべき事情は見出し難く……」

同判決謄本三丁五行目以下

「このことは被告人の検察官及び司法警察員に対する各供述調書により、これを窺うに十分である」

右記の項の事実を立証した箇所は

一、前記斎藤正志の誣告及び事実を裏付ける証拠事項（五項目）に記述。

二、前記坂本立夫の偽証及び事実を裏付ける証拠事項に記述。

誤判の内容三項、

同判決謄本の三丁一〇行目以下、

「火災の前々日の八月二十五日頃、元光パチンコ店の三階に、寝ている店員が、火災の際、逃げ易い様に引田和子に、命じて異例のアーケード掃除を行なわせ、また、火災の前日の八月二十六日重要書類と思ぼしき火災保険証書、貸金証書、質札等を入れた風呂敷包を田原寛治に命じてスマートボール店に窃かに運び出させ、更にこれを浦塚運之方に運ばせ隠匿し……」と記載、

右記の項の事実を立証した個所は、

一、前記山下祥子の偽証及び事実を裏づける証拠事項に記述。

二、前記田原寛治の偽証、誣告及び事実を裏づける証拠事項（八項目）に記述。

三、前記斎藤正志の誣告及び事実を裏付ける証拠事項（四項目）に記述。

四、前記坂本立夫の偽証及び事実を裏付ける証拠事項に記述。

誤判の内容四項

同判決謄本三丁二三行目以下、

「その直前被告人は田原寛治が浦塚運之を放火の仕掛をするため、店内に誘い入れた事実を目撃して諒知していたのみならず、放火の日時、場所方法については、既に三名間に十分打合わせが済んでいて改めて被告人に報告する必要もなかったことが、看守されるから……」と記載。

右記の項の事実を立証した個所は、

一、前記浦塚運之の偽証、誣告二項の事実を裏付ける証拠事項に記述。

誤判の内容五項

同判決謄本四丁一一行目以下

「……放火の前日である昭和三十年八月二六日頃衣類等を入質して、田原を介し五〇〇〇円を更に同年九月七日頃、同人を介して実弟貰夫より九〇〇〇円を借り受けた上、内金、八〇〇〇円をいずれも放火の報酬として浦塚に与えている事実を肯認するに十分である」……と記載。

右記の項の事実を立証した個所は、

一、前記田原寛治の偽証誣告の二項、及び、事実を裏づける証拠事項に記述。

誤判の内容六項、

同判決謄本の五丁一三行目以下、

「火災の最初の焔の上り具合は一階よりも寧ろ、二階がひどかったことが窺われるから、本件火災は、階下のみならず、

二階からも発火したものと断定するのが相当である、従って被告人が、自らも亦、光パチンコ店二階において原判示の如き方法を以て、放火したことは、否み得ないところであり、」と記載。

右記の項の事実を立証した個所は、

一、前記手島キクエの偽証及び事実を裏付ける証拠事項（二項目）と、三苫久美子の偽証及び事実を裏付ける証拠事項（四項及び五項）に記述。

項目）に記述。

二、前記田原寛治の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項（四項及び五項）に記述。

三、前記斎藤正志の誣告一項及び、その事実を裏付ける証拠事項に記述。

誤判の内容七項、

同判決謄本の一丁八行目以下に、

「しかし原判決挙示の各証拠に依れば、原判示の通り、被告人はパチンコ営業の不振と多額の借財支払に苦慮した末、原判示家屋に放火して火災保険金を騙取せんことを企て、雇人、田原寛治に該事情を打ち明け、放火を相談し、同人は、更に、友人浦塚運之に同事情を明かして、放火を相談し、かくて、右三名は順次、共謀の上、浦塚運之と、被告人が、それぞれ、原判示の如き方法をもつて放火した事実を肯定するに十分である」と記述。

右記の項を立証した個所

一、大城久米蔵の偽証、誣告及び事実を裏付ける証拠事項、（五項目）に記述。

二、佐藤利一郎（参考人）の警察官に対する供述調書と検察官に対する供述調書に記載。（但し本趣意書に於いては記載はしておりません。）

三、田原寛治の偽証誣告及び事実を裏付ける証拠事項の一項に記述。

以上立証された如く、私は第一に放火の依頼は勿論のこと、放火等全く、（致す必要もなく）致しておりません。

にもかゝわらず放火の原因が、〝保険金の契約は成立したと、確信しており、保険金獲得のためであつた〟と認定されたことが本件の事実を究明する上に、最も大きな阻害を加えているものだからであります。

次にこれらの誤認が成された根拠が第一審、並びに控訴審に於ける採証に対する偏見であると考えるものであります。つまり、採証にあたり、各項にわたる偽証をもつて、その証拠の根拠となし、その偽わりの基盤の上に組立てられたところの、事項を事実と想定し、あるが、まゝの事実認定をなし得ず、その組立てられた事実を法律規定に適用して、あたかも真実が究明されたかの如くに判断をされているものでありますとぼしいことに乗ぜられ、不本意ながらも、偽りの供述を、させられ、そのことに依り、その誣告の供述が、証拠として、私は生来、義俠心の強い男でありましたことは、私自身が認めているばかりてなく、他の人も認めていることと思いま私を現在に於いて、束縛している大きな鎖の一つになつているものであります。す。

何となれば、この警察官、及び検察官に対する供述こそ、私にとつて、不本意きわまりないものであつて、これは明らかに、刑事訴訟法第三二二条一項後段にあたるものであり、

ひいては憲法第三十八条に違反するものであることは自明なるものであります。

以上の如くして成された審判の結果が誤判となつて表われるのは、理の当然であり、私はこの様な審判が行なわれることは、法の威厳を傷つけるものであり、

又、正義を暗黒の闇えと、ほうむるものであると確信致しております。

刑事訴訟法第四一一条第三項の事由に依り、私は裁判が、公正を明るいものであることを信じ厳正なる御精査を懇願致すものであります。

以　上

（昭和三十六年七月三日付）

昭和三六年(あ)第一二九九号

弁護人小野喜作の上告趣意

被告人　齊藤正志

第一点　原審は相被告人との間刑の均衡を失したる不当の裁判である従つて又刑事訴訟法第四百十一条第二号に該当する刑の量定が甚だしく不当なるものと謂ふべきである。

法律は正義でなければならぬそうして其の正義の裏面には公平なる観念が含まれて居る事を忘れてはならぬ判決も亦同様である。

上告人と其の相被告人たる田原寛治同三浦邁之の二人は控訴を棄却せられ第一審判決通り各々懲役有期十二年の刑に処せられ未決勾留日数中一千四百七十日を本刑に算入せられ今日既に刑の執行中に在る翻つて上告人齊藤正志は控訴を棄却せられ無期懲役に処刑せられたのである斯の如く彼此の間に刑の量定に差異軒輊ある事が即ち弁護人は原審判決は公平の観念を欠ぎ均衡を失せる不当の裁判なりと謂ふのである犯罪事実は上告人の切なる依頼（上告人は相被告に依頼せず第一審第二審共に誤判なりとせり）により相被告人等甘受、下手して火を放つたもので刑法第六十条に所謂共同して犯罪を実行したものである其犯罪事実に毫も軽重の差異なく情状に格段の軒輊ある筈がないのである却つて相被告二人が上告人の依頼を容れず教唆を肯んぜざるに於ては本件犯罪は成立せなかつたであろう然るに原審は彼れを軽しとし此れを重しとして刑の量定をなせしは吾々の日常の観念上首肯する能はざるのである既に業に相被告二人は検事の指揮によりて本刑執行の際未決勾留日数一千四百七十日即ち四年十日を控除せられ其残存期間を刑期として執行せられつつあるのである之れを上告人の無期懲役と比較して其差異其軒輊果して如何ぞやと弁護人は絶叫せざるを得ないのである繰り返して謂へば相被告人二人は未決勾留日を控除せられ玆処七年余を経れば再び社会に復帰する事が出来るのである而して上告人は社会復帰

の途は全く絶たれ牢中一生を送らざる可からざる運命にあるのである弁護人は敢て謂ふ原審が強ひて上告人と相被告人との刑期を異にせんと欲せば、せめて、上告人に有期十五年の懲役を科刑せられたらん事を、従つて又原審は此の不公平なる、不均衡なる観念よりして刑事訴訟法第四百十一条第二号に所謂刑の量定著るしく不当なる裁判なりと謂ひ得るのである。

第二点　原審には其の判決の一部に吾人の普通観念に於て到底了解する能はざるものがある判決として信用を保持するに足る所以のものでない。

原審は上告人に対し控訴判示に於て本件控訴を棄却する当審に於ける未決勾留日数二百七十日を其の本刑に算入すとせり之を以て之れを見る時は原審は上告人を無期懲役に処すと宣告しながら控訴審に於ける未決勾留日数中の或る日数を本刑に算入すと謂ふに在りて普通の常識にては理解する能はざる裁判である控訴審に於ける上告人の本刑は無期懲役である然らは未決勾留日数二百七十日を如何にして本刑に算入し得るものぞ無意味にして不能たるを失はないのである。

抑々未決勾留は如何なる本刑の宣告刑に之れを算入することを得るかは法文上何等の規定はないが死刑無期刑、没収には其性質上未決勾留日数を算入すべきに非らざること明白なり斯く謂ふ時は上告弁護人の此説に反対する或る論者は弁護人の第二点の論旨は兎に角上告の理由となるものでない判決主文中無期刑に未決勾留算入の判示は却つて上告人には利益とこそなれ毫も被害となるものに非らずと称するものがあるかも知れないがしかし有罪の言渡をなすには刑事訴訟法第三百三十五条に明記せる如く只罪となるべき事実、証拠の標目、及び法令の適用を示せば其れで十分である無意味不能の事実を記載するの必要毫も存せざるのみならず之れを禁止すべきである無意味不能の事実を判示するは却つて国民に疑惑を生せしめ法律の尊厳を害し判決の信用を失墜せしむるものなりと信んずる判決としての価値に国民は心服する能はざるに至る此の意味に於て原審は裁判として其の信用を保存する所以のものでない従つて原審は此の義に於ても亦破毀を免かる

能いないのである。

無期懲役刑に対し未決勾留日数の算入をなすの可否に付きては弁護人は最高裁判所、又は大審の判例を知る能はざるも故、泉二法学博士の著書八百九十一枚に於て死刑、無期刑、及び没収には其性質上未決勾留を算入すること能はざるものにして之れに反対する学説あるも失当なりと論じて戻る弁護人の本旨第二点を支援する材料となす。

第三点　原審は刑罰の本質を理解せざる不当の裁判にして憲法違反のものである。

刑罰の教育刑主義は刑罰の目的を受刑者の教育におく手続で応報刑論に対する目的刑論の一種である此の主義は受刑者を社会的に改善させる為めに単に智識だけでなく社会に復帰させようとするのが其の主なる目的である端的に謂へば刑罰権の基礎的理念は犯罪者を改善せしめ速かに普通人と同一レベルに復帰せしめんとする事である彼の応報刑論者の唱ふるが如く犯罪は害悪であるから之れに酬ゆるに又害悪の刑を以てせねばならぬと謂ふものとは其の揆を異にする。

而して原審判決は刑罰の此の理念に反し上告人の控訴を棄却し上告人に無期懲役を宣科したのである斯くの如くにして上告人は一生牢獄に於て精神的苦痛と肉体的打撃とを受くるのみならず再び社会に復帰するの機会を絶たれたのである刑罰の本質に違反する大なりと謂ふ可きである弁護人は既に本旨第一点に於て原審は刑事訴訟法第四百十一条第二号に戻反する判決なる事を論及し置きたが本旨第三点に於ても原審は再び右四百十一条第二号に悖反するのみならず刑罰の本質を理解せざる裁判なりと謂うのである従つて又原審判決は自から憲法々規に背く譏りを免がれないのである。

憲法第一三条は「すべての国民は個人として尊重される」之れは犯罪をなしたる国民を再び犯罪をなさない国民の一員に復帰し得る能力を持つものとして尊重すると謂ふ意味でなければならぬ従つて右第一三条は犯罪者に対して社会復帰の能力を確認したものである又憲法第二五条は「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ものとして居る之れは犯罪者に対して再び彼れが精神的に健康で文化的生活を営むことが出来る社会人たり得る生活権を保障

するの意味である換言すれば犯罪者に対し社会復帰をなさしめ社会の普通人としての生活を営むことを可能にする権利を保障すると謂ふ事である従つて憲法第一三条と第二五条とは犯罪者たる国民について謂ふならば斯の如き国民に社会復帰の能力を認め社会復帰の権利を保障し、それが為めには国家が最善の努力をせねばならぬこと明かである而して原審果して上告人を社会に復帰せしむる最善の努力をなしたる裁判なりと謂ひ得べきか吾人疑ひなき能はざるのみならず原審は憲法第三六条に所謂「残虐な刑罰は絶対に之れを禁んずる主旨に反すること」甚大なるものがある残虐な刑罰とは裁判によりて言渡される刑罰も其の内の一つなること謂ふまでもない事である原審は科刑の適当範囲を超え進んで上告人を無期刑に処せんとしたものである憲法第三六条に背馳せる又大なりと謂はざるを得ないのである。

以上第一点第二点第三点を以て上告の趣旨を明かにしました。

第二点の理由追加、弁護人は本上告趣意第二点に於て原審は上告人に無期懲役を科刑しながら第二審の未決勾留日数二百七十日を本刑に算入すると判示したるは刑の性質上算入する能はざるものなるに之れを算入せよと謂ふに在るを以て原審は裁判の信用を害し国民に信を措くに足る裁判にあらずと論じて置きたが尚之れに関しては一面又原審は上告人に対して有期刑なるに誤りて無期刑に処したるものにあらざるや否やを国民に疑はしむるに足るものがある是等の点よりしても尚原審は不当なるものにして到底破毀を免れざる裁判なりと謂ひ得るのである。

右追加仕り候也。

（昭和三十六年六月廿七日付）

以上

昭和三三年(あ)第二四八〇号

判決

本籍　熊本市川尻町一〇三九番地

住居　人吉市灰久保町一の二　丸山方

店員

川尻法爾

大正一一年三月二四日生

右名誉毀損被告事件について昭和三三年一〇月二八日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人の上告趣意第一点について。

所論は原判決の認定しない事実を前提として違憲を主張するものであつて、適法な上告理由に当らない。

同第二点および弁護人諫山博の上告趣意について。

労働組合の執行委員会において公然他人の名誉を毀損する行為は、たとえ労働者の団結を強化する目的に出たものであつても、憲法二八条の保障する権利行使に該当しないことは当裁判所の判例（昭和二三年(れ)第一〇四九号同二五年一一月一五日大法廷判決、刑集四巻一一号二二五七頁）の趣旨よりして明らかであり、原判決はなんら論旨引用の判例に相反する判断

昭和三六年一〇月一三日判決　昭和三三年(あ)第二四八〇号

をしていないから、所論憲法違反および判例違反の主張は、いずれも理由がない。その余の所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（かかる行為につき、労働組合法一条二項、刑法三五条の適用がないものであることは、論旨引用の判例の趣旨とするところである。また、多数人の面前において人の名誉を毀損すべき事実を摘示した場合は、その多数人が所論の如く特定しているときであつても、刑法二三〇条の罪を構成するものと解すべきである。大審院昭和三年(れ)第一六八二号同年一二月一三日判決、刑集七巻七六六頁、同昭和六年(れ)第六二八号同年六月一九日判決、刑集一〇巻二八七頁各参照。）

被告人の上告趣意第三点について。

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（原審の維持した第一審判決の認定した事実関係の下においては、被告人の判示発言は、その趣旨及び発言の際の経緯に徴し、荒牧田鶴がレジスターとして勤務中その売上金を窃取ないし横領したことを疑わせるに足る事実を摘示したものと認められるから、被告人に対し名誉毀損罪の成立を認めた原審の判断は相当である。）

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三九六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官玉沢光三郎公判出席。

昭和三六年一〇月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　池　田　克

裁判官　河　村　大　助

裁判官　奥　野　健　一

裁判官　山　田　作　之　助

昭和三三年(あ)第二四八〇号

被告人　川　尻　法　爾

被告人の上告趣意

第一点　原判決は憲法第二十八条に規定した労働者の団結権を不当に侵害した判決であると考える。

即ち、後記の通り原判決の認定事実は重大な事実の誤認を犯しておるものであるが、かりに原判決認定事実の通りであるとしても、原判決及び第一審の認定した事実は検察官が、被告人の所属育成してきた長崎書店労働組合の団結を、その執行委員長であつた被告人を起訴することによつて破砕しようと意図した無効な公訴提起に基き、該公訴がそのような不正な意図のもとになされたことをそのまゝ看過して起訴状通りの事実を認定したものであり、結局右判決もまた知、不知を問わず労働者の団結権を不当に侵害するものといわなければならない。

そもそも検察官が犯罪ありとして公訴を提起する際には起訴便宜主義が採用されておることは公知の通りであるが、所謂起訴便宜主義も単なる検察官の恣意に基き、或いは労働者の団結を破砕する意図をもつて（公訴提起の実質上の効果を期待して）公訴を提起するが如きは絶対に法の許容しないところであり、該主義が起訴合理主義に最も副うものとして採用されておるものである。もつとも現行刑事訴訟法においては右主義を甚しく逸脱した起訴に対して不起訴の場合における如く検察審査会或いは準起訴手続の如き抑制の方法が規定されてはいないけれども、そのような公訴提起は公訴提起として当然有すべき効果をもち得ないものと解すべきものと信ずるものである。ひるがえつて本件を考察するに第一審判決がその量刑理由の項においてみじくも看破したように、本件公訴提起の真意は「単に被告人の刑事責任の追及、及び被害者の名誉、感情の回復を企図したものというよりは長崎書店労働組合の有力なリーダーの一人であつた被告人を同店から排除する一手段として（該労組の団結を弱化し、解体させる手段として＝括弧内被告人）ことを構えて被告人に対す

る本件告訴が維持され」、検察官においてもまたこのことを意図し、当該会社の就業規則第四九条第一二号に規定する「刑事上の罪によつて訴追されて会社の名誉、信用を失墜した」場合には当人を退職せしめ得る効果とにらみ合せて本件公訴が提起されたものと考えられる。かりに被告人が右組合の委員長としての職になく、本件認定事実通りの犯行を犯したと仮定した場合（即ち検察官において労組切崩しの意図がなかつた場合）、果して検察官は被告人を名誉毀損罪の被告人として公訴を提起したであろうか。

被告人がもと共産党員であつたという検察官側証人長崎スミの検察庁における供述調書を勘案せられたい。

該労働組合を弱化し破砕しようとする意図がなかつたとすれば本件について公訴を提起せず、不起訴処分にしたであろうことは明瞭ではなかろうか。そうだとすれば本件公訴提起は著るしく起訴便宜主義の真義を逸脱した労組破砕のための便宜主義に堕したものであると断ぜざるを得ない。かゝる公訴提起こそは検察官の起訴独占主義乃至起訴便宜主義を悪用し、合法の形式のもとに憲法に保障された労働者の団結権を根底から侵害する最も悪質な憲法違反行為というべきであり、該起訴が便宜主義を逸脱した無効な起訴であると主張する所以もまたこゝにある。この結果、検察官及び長崎書店社長の意図した労組破砕の目的は着々としてその効を奏し、被告人は右職を去るの余儀なきに至り、現在被告人は在社中よりの肺結核症の再発のため、生活保護法による医療扶助を受け、熊本市熊本市民病院において入院加療中であつて「意図者」の目的は十二分に達せられたものというべきである。然して第一審裁判官はこのことを十分に察知し、原審もまたより一層このことを了知しながら、刑事訴訟法第三百三十八条四号を準用して公訴棄却の判決をなすべきものであるにもかゝわらず、そのまゝ起訴事実を認定して検察官の意図に図らずも迎合し、遂には憲法第二十八条に違反する判決を下すに至つたものであり原判決は当然破棄されるべきものであると信ずる。

第二点　原判決は憲法第二十八条に規定する労働者の団結権保障の解釈を誤つた違法がある。即ち、かりに原判決認定事実

の通りであるとしても、かゝる軽微な非違は労働者の団結をのみ目的としてなされた場合においては、その違法性を阻却されるものと解すべきであり、原判決はこの点においても破棄さるべきである。

第三点　原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、原判決は被告人が第一審の認定事実通りの犯行を犯したものとして第一審の認定を支持しておるものであると信ずる。即ち、原判決は被告人が売上金を窃取乃至横領したとするものではなく、以前被害者がレジスターとして勤務する際、公私の区別を混同し、売上金を誤魔化すと疑われる行為があつたこと及び書籍の不正持出があつたことに対して注意を喚起したことがあつたので、その注意喚起が決して事実無根のことではなく目撃者がいたことを答弁したに過ぎず、それをもつて直ちに被害者が金銭を窃取乃至横領したことを疑わしめる言動と言うのは、一部組合員の粗忽な誤解をもつて恰も正当な理解の仕方と断じたものであつて、被害者の名誉を毀損したと断ずることとは到底承服できないものである。このことは原審及び第一審が検察官側の証拠のみを重視した結果、惹起されたものであり、よく本件事案にあらわれた全証拠を判断されるならば、その非にして否なることは明瞭である。

右事実誤認は正に本件の有罪、無罪に直接連なる事項であり、このまゝ看過せられるにおいては、著るしく正義に反することとなるものと信ずる。

以上の通り一審、二審における被告人の陳述を更に補足して陳述するものである。

以　上

弁護人諫山博の上告趣意

第一点　原判決は憲法第二十八条及び労組法第一条二項の解釈適用を誤つている。原判決は憲法第二十八条、労組法第一条二項の意義について、「憲法第二十八条により労働者が団結する権利及び団体交渉その他団体行動をする権利を保障されていることは所論のとおりであるが、これは労働者をして実質的に使用者と対等の立場に立つことを得させ、団体交渉を通して労働関係を解決するために保障された基本的労働権であつて、かかる権利が保障されているからといつて、多数労働者の団体的行為又は労働組合の執行委員会における行為がすべて当然に違法でないと認めたものでないといわなければならない」という一般論を展開している。だがこの解釈は、憲法第二十八条及び労組法第一条二項の趣旨を曲解したものである。憲法第二十八条が保障しているのは、勤労者の「団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」である。これが、本来「企業者対勤労者すなはち使用者対被使用者というような関係に立つものの間において、経済上の弱者である勤労者のために」保障されたものであることは、つとに最高裁判所が判示している（昭和二四年五月一八日大法廷判決刑集三巻六号七七二頁）。だがこれは、狭義の団体交渉権や争議権のみが憲法で保障されたという意味ではない。労使の対立関係における労働者の団結または争議を有効ならしめるための諸行為も、やはり憲法第二十八条によつて保障されたとみるべきである。労組法第七条にかかれているユニオンショップの合法性も、ここにその法的根拠がみとめられる。したがつて労働組合の内部結束を固めるための行為も、団結権の保障に附随して、当然憲法第二十八条の保障をうけることになる。たとえば、労働組合の作られていない職場に行つて組合結成を呼びかける行為、また組合を脱退しかけている者に組合に留まるように説得する行為なども、憲法第二十八条で保障されている権利行使というべきである。このよ

うな行為は、なるほど直接には使用者を相手にしたものではない。しかしだからといつて原判決のように、これらが憲法第二十八条及び労組法第一条二項の保障外の行為だとみるのは誤りである。組合を作つたり、組合の団結を固めたりするための行為は、団結権、団体行動権の保障のなかに当然含まるべきことだからである。原判決が上述のような一般論を展開したのは、明らかに憲法第二十八条及び労組法第一条二項の解釈適用を誤つたものというほかなく、かつ右の最高裁判所大法廷判決にも違反している。よつて原判決は、刑訴法第四百五条一号、二号によつて破棄さるべきである。

第二点　原判決が被告人の行為を名誉毀損にあたるとし、しかも正当な組合運動にあらずと判示したのは、憲法第二十八条、労組法第一条二項、刑法二百三十条一項、刑法第三五条の解釈適用を誤つたものである。原判決は被告人の行為が正当な労働組合運動でない理由として、「労働組合の執行委員会において公然他人の名誉を毀損することはもとより憲法第二十八条の保障するところのものでないのは勿論、たとい該行為が労働者の団結を意図する目的にでたものであつても、該行為は明らかに労働者として対使用者関係を通して労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的としてなされる行為の限界外にある行為であるから、所論のごとく労働組合法第一条第二項により違法性を阻却すべきものではない」と判示している。右に展開された一般理論が誤つていることは、上告趣意第一点で指摘したとおりである。だがここではその点の再述をさけ、本件被告人の具体的行為を検討したい。

被告人の行為として問題になつているのは、組合の執行委員会で組合員の不正行為が問題になつているとき、たまたま荒牧田鶴のことが話題になつて、執行委員である被告人が、「荒牧さんの場合は別じやないか、見たものがおるじやないか」といつたというのである。被告人の発言とされているのは右の一言であるが、これを原判決は、「あたかも荒牧田鶴がレジスターとして勤務しているうちに、その売上金を窃取するかもしくは着服横領したものであることを疑わしめるに足りることを発言し、以て公然事実を摘示して同女の名誉を毀損したものである」と解し、被告人の行為は名誉毀損罪を

構成するし、しかも正当な労働組合運動ともいえないとしているが、原判決の認定どおりだとしても、これを名誉毀損だというのは、誤りである。弁護人は右の事実認定に不満をもつているのである

第一に、被告人の発言は、組合の執行委員会においてなされている。そこは他人が自由に出入できるところではないし、執行委員会での発言が外部に発表される仕組みにもなつていない。組合の幹部が組合の団結を固め、斗争力を高めるために、自由に意見を交わす場所が執行委員会である。したがつて組合員で金銭上の不正行為をする者があれば、そのようなことのないような組合を作りたいという議論がなされるであろうし、その議論の過程では、確実な、またはあるていど不確実な情報の交換も必要になる。そういう自由な討議のなかで、不確実な情報は信用できずとして黙殺されるだろうし、確実な情報にたいしては、適時適切な対策がとられる。こういう民主的な討議を経て、労働組合は進歩し向上するのである。右のような役割をもつた執行委員会における発言だから、他人の名誉に関する発言があつたとしても、これを直ちに「公然事実を摘示し人の名誉を毀損」したというのは、失当である。したがつて原判決は、刑法第二百三十条一項の解釈適用を誤つたことになる。

第二に、被告人の発言がかりに刑法第二百三十条一項の構成要件を充足していたとしても、これは労働組合内において、労働組合の団結を固める目的のためになされた発言であり、社会通念上はなはだしく不当な発言内容でもないから、労働組合員の正当な組合活動として、違法性を阻却さるべきである（憲法第二十八条、労組法第一条二項の解釈適用の誤り）。

第三に、かりに被告人の行為が刑法第二百三十条第一項の犯罪構成要件を充たし、正当な組合運動でもなかつたとしても、これは執行委員としての正当な業務行為として、刑法第三十五条によつて違法性を阻却する。本件で問題になつている発言が、執行委員会の席で、執行委員である被告人によつてなされたことは、前述のとおりである。被告人の発言が、

労働組合の組織強化の意図でなされたことも、明らかである（この点は、第一審判決が詳細に指摘している）。このような場所でこのような人が、このような目的でなした発言であつてみれば、これは労働組合の執行委員たる被告人の正当な業務行為として、違法性を阻却さるべきである。

原判決は右のような諸点を無視し、被告人に有罪判決を言渡した。これは、憲法第二十八条及び労組法第一条二項、刑法第二百三十条一項、刑法第三十五条の解釈適用を誤つたものというべく、この誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであり、かつ原判決を破棄しなければいちじるしく正義に反するから、原判決は刑訴法第四百五条一号、同四百十条一項、同四百十一条一号によつて、破棄さるべきである。

（昭和三十四年一月十七日付上告趣意書の訂正申立書により訂正済）

以　上

昭和三三年(あ)第二四八〇号

最高検察庁検事玉沢光三郎の答弁書

被告人の上告趣意第一点について

論旨は本件の公訴提起は当時有限会社長崎書店労働組合の執行委員長であつた被告人を同書店より排除することにより同組合の団結を破砕しようとの意図のもとになされたものであり、勤労者の団結権を保障した憲法第二八条に違反し無効のものであるから、刑訴法第三三八条第四号に準じ公訴棄却の判決をなすべきであつたにかかわらず、これを看過し、有罪を認定した第一、二審判決はともに憲法の右条項に違反するというにある。

しかしながら所論は原審において控訴趣意として主張されず、原判決においても判断を加えていないのであるから、この点に関する主張は上告理由として許されない（最高裁昭和二五年五月二日第三小法廷判決、判例集四巻五号七四二頁、同昭和二五年五月一九日第二小法廷判決、判例集四巻五号八三八頁参照）ばかりでなく、記録を精査しても本件公訴の提起が前記組合の団結を妨げようとの意図のもとになされたことを窺わしめる何等の証拠も存在しないのでその主張は全く理由がない。なお第一審判決は「量刑について」の項において「本件に関する告訴は単に被告人の刑事責任の追及及び被害者荒牧田鶴の名誉感情の回復を企図したものと云うよりは有限会社長崎書店労働組合の有力なリーダーの一人であつた被告人を同店から排除する一手段としてことを構えて被告人に対する告訴が維持されたかに窺はれる」旨判示しているのでこの点につき附言するに、右記載は、被害者荒牧田鶴によりなされた本件告訴がその後被告人を同店より排除する手段として維持されたかの疑が存するとして、これを罰金刑を選択するにあたり情状の一として説示したに過ぎないものと解されるのであつて、本件告訴が右告訴権者において処罰を求める意思がないのに、組合指導者の一人である被告人を同店より排除しようとする

被告人　川　尻　法　爾

意図により故らなされたとの事実を認定したものでないことは記載自体に徴し明らかである。そもそも本件告訴は、前記組合の執行委員の大半及び女子従業員十数名が参会した席上被告人において告訴人荒牧田鶴がレジスターとして勤務中売上金を窃取乃至は着服横領したことを疑わせるに足る発言をなし告訴人の名誉を毀損する所為に出たので告訴人は自己の名誉感情を著しく損なわれたとして刑事訴追を求めるため提起した適法な告訴であることは第一審第九回公判調書中の証人荒牧田鶴の供述記載、同女の検察官に対する昭和三〇年一〇月一一日付供述調書及び同年七月一九日付荒牧田鶴名義熊本地方検察庁宛の被告人に対する名誉毀損事件の告訴状の各記載に徴し明らかであるのみではなく、告訴後に及んでも告訴人においてこれを取消す意向は証拠上認められない。従つて本件が適法な告訴に基づき適法に起訴された後において、仮りに使用者側において本件告訴後の昭和三〇年一〇月一日施行された前記書店の就業規則第四九条第一二号の「刑事上の罪によつて訴追されて会社の名誉信用か失墜した」場合にあたるとして被告人を退職せしめようとした事実があつたとしても、本件告訴並びに公訴提起の効力に消長を来すべき筋合はない。要するに本件の公訴提起は適法な告訴を俟つてなされその間手続規定に違反する等の無効とすべき事由は何等存しないので、所論の如き違法は存しない。

被告人の上告趣意第二点、弁護人の上告趣意第一点、同第二点の第二、及び同第三点について

論旨は要するに原判示の名誉毀損の事実が認められるとしても、その所為は組合の執行委員たる被告人が執行委員会の席上、労働者の団結を目的としてなしたもので憲法第二八条の保障する勤労者の団結権の範囲内に属しているばかりでなく、その発言内容は社会通念上甚だしく不当のものではなく労組法第一条第一項の目的を達成するための正当行為として、また組合役員としての正当業務行為として当然違法性を阻却さるべきであるから、原判決はこの点において憲法第二八条、労組法第一条第二項、刑法第三五条の各解釈適用を誤つた違法があり、また憲法第二八条に関する最高裁判所の判例（昭和二四年五月一八日大法廷判決要旨第一）にも違反するというにある。

しかしながら憲法第二八条は経済上の弱者である勤労者をして使用者と対等の立場に立つことを得させるため団結権乃至団体行動権を保障しているとはいえ、これら労働権を絶対無制限の権利として認めているものではない。すなわち、憲法は勤労者にこれら労働権を保障するとともに、すべての国民に対し平等権、自由権、財産権等の基本的人権を保障しているのであるから、労働権のみがひとり優位に立ちその無制限な行使の前にこれら基本的人権が悉く排除されることを認容したものでないことは勿論であつて、労働権も他の基本権と同様これが濫用は許されず公共の福祉のために利用する責任を伴うものであり、従つてこれが行使にあたり一定の限界があることは当然であるからこの限界を逸脱し刑罰法規に触れる場合に刑罰の対象となることは勿論である（最高裁判所昭和二五年一一月一五日大法廷判決最高裁判例集四巻一一号二二五七頁、名古屋高等裁判所昭和二四年七月七日刑事第二部判決高裁判例集二巻二号刑事部判決高裁判例集五巻二号二〇八頁参照）。また、労組法第一条第二項の規定は同条第一項の目的を達成するためにした正当な行為についてのみ刑法第三五条の適用を認めたに過ぎないのであるから、たとえ第一項の目的を達成するためにした行為であつても、それが正当なものでないときは刑法第三五条を適用する余地のないことは同条項自体により極めて明瞭である（最高裁判所昭和二四年五月一八日大法廷判決要旨第二、最高裁判例集三巻六号七七二頁参照）。ところで本件名誉毀損の所為は組合執行委員会の席上における発言にかかるものではあるが、その発言は使用者でもなく、また組合と無関係な非組合員荒牧田鶴個人の犯罪嫌疑事実を指摘するものであつて、その発言の経緯及び内容によれば平素荒牧に対して反感を抱いていたことと特に親しい間柄にあつた江崎良子を庇おうとしたことより発した被告人の単なる個人的言動ともみられるものであり、しかも当時労使間には何等の紛争もなく特に団結強化を必要とする事態にあつたとも認められないことを併せ考えれば、被告人の右所為は憲法第二八条の団結権の行使、労組法第一条第一項の目的を達成するためにした行為乃至は執行委員としての業務行為とは認められず、仮りに組合員の組織団結の強化に資するためにした行為にあたるとしても未婚

の女性にとつて致命傷にも等しい窃盗乃至横領の犯罪行為があるとして断定的にしかも多数人に対し発表するが如き行為は社会通念上到底正当のものと考えられず正当性の限界を遙かに逸脱した所為であり、名誉毀損の罪に該当すること明白であるから、原判決が憲法第二八条、労組法第一条第二項、刑法第三五条の解釈適用を誤つたとの所論は全く理由がない。また原判決は論旨援用の前記大法廷判決（憲法第二八条は企業者対勤労者すなわち使用者対被使用者というような関係に立つものの間において、経済上の弱者のために団結権乃至団体行動権を保障したもので、勤労者以外の団体又は個人の単なる集合に過ぎないものに対してまで団結権乃至団体行動権を保障したものではないとの要旨第一）に何等矛盾するところはないので最高裁判所の判例に違反するとの主張も採用すべき限りではない。

弁護人の上告趣意第二点の第一について

論旨は、被告人の発言は組合の執行委員会においてなされたものであり、そこには他人が自由に出入できないしまた外部に発表される仕組みにもなつていないのであるから刑法第二三〇条第一項の公然事実を摘示し人の名誉を毀損した行為には該当しないというにある。

しかし所論は単なる法令違反の主張であつて適法な上告理由にあたらない。また執行委員会の席上での発言であつたとはいえ、執行委員の大半のほか任意に参加した平組合員十数名を加えて少くとも二五名を下らない多数人の面前においてなされた発言であり、畢竟不特定若しくは多数の人の知り得べき状態のもとにおいてなされた行為というに妨げないから、たとえ組合員以外の者の参加がなく且つ外部に発表されないものであつても、刑法第二三〇条第一項にいわゆる公然事実を摘示した行為に該当することは明らかである（昭和三年一二月一三日大審院刑事第二部判決大審刑集七巻七六六頁、昭和六年六月一九日大審院刑事第四部判決大審刑集一〇巻二八七頁、昭和七年七月一一日大審院刑事第一部判決大審刑集一一巻一二五〇頁参照）。従つて原判決には所論の如き法令の解釈適用を誤つた違法は認められない。

被告人の上告趣意第三点について

所論は原判決の事実誤認を主張するものであつて、適法な上告理由にあたらない。その主張は、原判決が被告人において告訴人荒牧田鶴が金銭を窃盗乃至は横領したことを疑わしめる言動をした旨認定している点は、一部組合員の誤解に基づく判断を恰も正当に理解した上のものと断じたもので事実を誤認したものであるというにある。

よつて、原判決が事実誤認は認められないとする第一審判決をみると同判決は「右討議には組合執行委員の大半及び女子従業員十数名が参会したが、その席上主として被告人が前記女子従業員の処置について批判し、とりわけ窃盗嫌疑者なるものを客観的根拠なく投書によつて指名決定しこれを江崎良子なりとするような方法が無暴かつ人権を侵害するものである旨女子店員の処置をなじつたところ、その席に出席していた執行委員山本郁子が、従前被告人荒牧田鶴に対して採つた態度に比し江崎良子に対しては寛大であり、庇護するに急なりと反駁したところ、被告人はその応酬として『荒牧さんの場合は別じやないか、見たものが居るじやないか』と述べ、右討議が専ら金銭の盗難紛失に関し論じられている際、あたかも荒牧田鶴がレジスターとして勤務中売上金を窃取乃至は横領したことを疑わせるに足る発言を為し、以て公然事実を摘示した同女の名誉を毀損したものである」との事実を認定している。ところで被告人は右認定事実中の「荒牧さんの場合は別じやないか、見たものが居るじやないか」との被告人の発言に関する判示事実を捉え右発言は荒牧田鶴が金銭を窃取乃至は着服横領したとの趣旨で述べたものではなく、以前荒牧田鶴がレジスター係として勤務する際公私の区別を混同し売上金を誤魔化すと疑われる行為があつたこと及び書籍の不正持出があつたことに対して注意を喚起したことがあり、しかもその注意喚起は事実無根のことではなく目撃者がいたことを答弁したに過ぎないのに、一部組合員がこれを荒牧が金銭を窃取乃至は着服横領したとの趣旨の発言と誤解した結果によるものであると主張するのであるが、第一審判決挙示の証拠中

一、証人山本郁子の

「私達は被告人が江崎さんのみに依怙贔屓するのでその事情を質したが、話してくれなかつたので『江崎さんと荒牧さんの時は違うじやないか』と被告人にいつたところ『荒牧の場合（レジーのことでつるし上げた時のこと）は目撃者が二、三名いる』といいましたから『その目撃者の名前は誰か』といつたところ『その人の名前はいえない』という返答でした」、被告人の「当時私がレジーの金を誤魔化したが目撃者が二、三人いるといつたということで起訴してあるが、その当時どのようにいつたか」との問に対し「そのようにいつたように感じております」との証言（一審九回公判）

一、安永篤子の

「被告人が江崎さんをかばうので、その理由を山本郁子さんが被告人に訊ねておりました。その時被告人は『江崎の事情は自分がよく知つている荒牧の場合は目撃者が二、三人いる』ということをいつておりました」「（荒牧の場合というのは）荒牧さんが昭和三十年頃レジーの金を誤魔化したのを見た人が二、三人いるということです」との証言（一審一〇回公判）

一、証人本田久美子

「その会議には女子従業員で残つていた人は殆んど全部出席し、その席上で山本さんが『荒牧さんと江崎さんに対する態度が違う』と被告人にいつたところ『荒牧が四月レジーの金を誤魔化した時は目撃者が二、三人いる。江崎の場合は目撃者はいないのに投書等で決めるのは人権問題になる』と被告人が言いました」との証言（一審一〇回公判）

一、証人飯干成美の

「私が会議室（女子更衣室のこと）に行つた時は既に会議は始まつていて山本さんが被告人に対し『江崎さんの場合と荒牧さんの場合とは全然違う』と質問しておりました。それに対して被告人は『江崎の場合にはそんなことはないと信ずる荒牧の場合はレジーの金を誤魔化したのを目撃した人が二、三人いる』と答えておりました」との証言（一審一一回公

判）

一、証人中野利光の

「それから被告人が『このようなことは表沙汰になれば大きな人権問題になる』と云いましたので山本さんが『江崎さんの場合と荒牧さんの場合とは掌を返すように丸反対ではないか』と云つたように記憶します。それで被告人が『江崎の場合は現場を見た人はいないが荒牧の場合はレジーの金を誤魔化したのを目撃した人が二、三人いる』と云つたことを私は確かに聞きました。その後ですぐ山本さんが『目撃した人は誰か』と聞いたが被告人は『その人の名前はいえない』と答えておりました」との証言（一審一一回公判）

等によれば、判示執行委員会の席上被告人が「荒牧の場合はレジーの金を誤魔化したのを目撃した人が二、三名いる」乃至は「荒牧の場合は目撃者が二、三人いる」と発言し、しかもその発言は告訴人荒牧がレジスターとして勤務中売上金を窃取乃至着服横領したことについては目撃者がいるとの趣旨のものであることが明らかに認められ、また一、二審判決の判示事実中「被告人が『荒牧さんの場合は別じやないか見たものが居るじやないか』と述べ」とあるのもこれら証言を証拠として右の趣旨を判示したものであることは判文自体により明らかであつて、前記証人等の事実を誤解した証言を証拠として事実を認定したものとは到底認められない。しかも右発言は第一審判示の如く店員村上カホルが所持金千円の盗難被害を受けたことから女子店員間で疑わしい者を指名投書することを申合わせこれを実行したところ江崎良子に疑を抱かせる趣旨のものがあつたため同女が憤慨し、これを伝え聞いた被告人等が急遽執行委員会を開催し、その席上、村上カホルの盗難につき投書の方法により江崎良子に嫌疑をかけたことの当不当が専ら論じられていた際為されたものであつて、被告人の発言中「江崎の場合」とは右の如く投書により江崎良子に窃盗の嫌疑をかけたことを意味していることは明らかであり、これと対比してレジスター係の荒牧田鶴につき被告人が「荒牧の場合は目撃者が二、三人いる」「荒牧の場合は別じやないか、見たもの

がおるじやないか」と前記店員等を前にして発言している以上、荒牧に窃盗もしく横領の如き犯罪の嫌疑があり、これについては現場を見た者があるとの趣旨で述べているものであることは自ら明らかであつて、一、二審判決が右判示の経緯のもとになされたこの発言をとらえて荒牧がその売上金を窃取するかもしくは着服横領したものであることを疑わしめるに足りることを発言した旨判示しているのはけだし当然であり、名誉毀損の判示事実として些かも欠けるところはないと思料する。

なお被告人は「荒牧の場合は目撃者がいる」といつたのは、以前荒牧がレジスターの抽斗に私物を入れて公私を混同し或は帳簿に記載せずに書籍を借出した事実があり、これには目撃者があつたので荒牧の注意を喚起したことがあつたから、右注意を喚起した場合のことを意味して述べたに過ぎないと主張しているので、この点につき検討してみるに、成程被告人が四月七日組合の結成された以後において数回に亘り荒牧に対しレジスターの抽斗に私物を入れていたこと及び帳簿に記載せずに書籍の借出をしたことにつき同女に注意を与えた事実が認められるが、長崎書店の監督者で同店主の妻である長崎スミの証言（一審一二回公判）によれば、使用者側においてはレジスター係に対し以前よりレジスター下の抽斗（左側）に私物を入れることを許可しており、また書籍の貸出については帳簿に記載する一応の建前であつたが記載は徹底して実行されず口頭で申し出て借出す者もあり、しかもこれらの事項は組合とは無関係である上にいずれも当時使用者側において許可し或いは何等問題とせず黙認していたいわば些細の事に属することが明らかであるから、江崎に対し窃盗の嫌疑をかけたことの当否すなわち犯罪の嫌疑をかけるという重要な事項を論議している際、江崎の場合と荒牧の場合とで被告人の態度が違つているのではないかとの山本郁子の詰問に対し荒牧の場合は目撃がいる旨述べた被告人の発言を意味するものが荒牧の注意を喚起したの右の些末な事柄を指しているものとは到底考えられない。のみならず前記山本郁子の証言中には「荒牧の場合（レジーのことでつるし上げた時のこと）は目撃が二、三名いる」旨被告人がいつたとあるので、右の「荒牧の場合」とは

被告人の主張とは異りそれ以前の四月二〇日頃の昼の執行委員会において被告人が荒牧に対し売上金を誤魔化した旨詰問したことを意味していることが認められる。すなわち、この点につき

一、証人山本郁子は

「昭和三十年四月二十日頃の昼、執行委員会が開かれた時、被告人が『最近荒牧がレジーの金を誤魔化している』と私の目前でいいました。その後、被告人が荒牧さんに対して『鏡に写る姿を見てびくびくしている』と私のいるところで質問しました」（一審九回公判、記録八五丁裏）

一、証人荒牧田鶴は

「昭和三十年四月二十日の午後一時頃前記長崎書店労働組合の執行委員会が同書店二階の女子更衣室で開催されていたので、その席上でつるし上げを喰つたように思います。当時の執行委員会は、十名位の執行委員が出席しており、大坪という人が私を呼びに来ました。その執行委員会の席上で（中略）被告人は『レジーに自分達が行く時何故びくびくするか』とか『鏡に写る人の姿に何故注意するか』といいましたので私はそのようなことは全然憶がないといいました。

又被告人が私に対し『レジーの金を盗んだ』といいますので『金を盗んだ証拠があればその証拠を云つてくれ』と私は申しました」（一審九回公判、記録七二丁表乃至裏）

と各供述しており、これら証言によつても四月二〇日頃の執行委員会の席上被告人が荒牧に対し売上金を窃取若しくは横領した旨難詰したことが明らかである。右の経緯に徴すれば、七月六日の判示執行委員会の席上荒牧の場合は目撃者があるとの被告人の発言は前記四月二〇日頃の執行委員会で問題とした荒牧の前記犯罪の嫌疑のあることを再び取り上げて述べたものであつて、畢竟荒牧が売上金を窃取もしくは横領したとの疑については現に目撃者があり、江崎の場合の如く単なる想像とは事情を異にしているとの趣旨を簡潔に表現したものであることを疑う余地がなく、まして当時長崎書店の店員間に荒牧

が売上金を着服しているかの噂をなすものがあつた事実は本田久美子、井上幸子、長崎スミ等の第一審公判廷における各証言により認められるところであるので、右会議に参加した同店員等が右趣旨の発言をその趣旨のとおり理解したことは当然の事理であるから、一部組合員の誤解であるとの被告人の主張は、私物保管箇所や書籍の借出につき注意した事実のあることに藉口しての遁辞に過ぎないとの推測すらむしろ可能であつて、その誤りであることはいうまでもない。要するに一審判決及びこれを支持した原判決には所論のような事実誤認は認められない。

以上のとおり、弁護人及び被告人の上告趣意はいずれも理由がないので本件上告は棄却するを相当と思料する。

以　上

昭和三四年(あ)第一四六号

決　定

本籍並びに住居　新潟県両津市大字椎泊八二番地の甲

漁業兼佐渡海区漁業調査整理委員会委員

伊　藤　久　雄

明治三六年九月一〇日生

右の者に対する贈賄教唆被告事件について昭和三三年一二月一七日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人小野謙三の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（なお、佐渡海区漁業調整委員会の会長である西野善兵衛が、同委員会を代行する小委員会の委員として内海府漁業協同組合の漁場の使用をめぐる紛争について調停をする職務をも有していた旨の原判示は、正当である。）。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三六年一〇月二四日

最高裁判所第三小法廷

昭和三六年一〇月二四日決定　昭和三四年(あ)第一四六号

昭和三六年一〇月二四日決定　昭和三四年(あ)第一四六号

裁判長裁判官　垂水克己
裁判官　河村又介
裁判官　高橋潔
裁判官　石坂修一
裁判官　五鬼上堅磐

昭和三四年(あ)第一四六号

被告人　伊藤久雄

弁護人小野謙三の上告趣意

第一審判決は罪となるべき事実として

（前略）被告人伊藤久雄は佐藤海区漁業調整委員会委員として昭和二七年八月頃から同二九年八月頃まで佐渡海区の区域内における漁業権の免許、変更、制限、取消等に関する新潟県知事への具申および漁業調整上の指示等漁業に関し関係法令に基き漁業調整委員会に属する事項をして来たものであるが

第一、被告人本間三次郎、同後藤幸太郎両名は共謀の上昭和二九年六月初旬佐渡郡相川町達者の光閣荘（君の名ホテル）建築敷地において相被告人西野善兵衛に対し同相被告人より前示漁業調整委員（会長）として殊に内海府漁協同組合の紛争の処理についての小委員会の委員としての職務遂行上種々世話になつたこと並に将来も同様世話になる謝礼の趣旨の下に竹谷佐太郎を介し右ホテルの建築祝儀名義で現金十万円を交付して相被告人西野善兵衛の右職務に関し賄賂を供与し（中略）

第三、被告人伊藤久雄は同二九年六月初旬同県両津市（当時両津町）大字夷小竹洋服店二階座敷において相被告人本間三次郎、同後藤幸太郎に対し「西野さんがホテルを建てるとは丁度よい機会だ、西野さんには仕事の上で色々世話になつたし、これからも世話になるのだからこの際ホテルの建築祝儀名義で二十万円位やつておくがよい」旨申向け同相被告人両名をして相被告人西野善兵衛の前示職務に関し賄賂を供与することを決意させた上前記第一記載のよう賄賂をさせてこれを教唆したものである。と認定し、

第二審判決は

二

（前略）按ずるに判示佐渡海区調整委員会は漁業法第八三条、第六七条の規定により同海区内における漁業に関する事項を処理し漁業権の行使を適切にし漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図りその他漁業の調整の為め必要ありと認むるときはそれに必要な指示を為し得るものであつてもしこの指示に従はない者に対しては県知事に対しその者に該指示に従ふべきことを命ずべき旨を申請する権限をも有しているものであるから判示西野善兵衛が判示佐渡海区調整委員（会長）として殊に同委員によつて組織せられた判示小委員会において内海府漁業協同組合の紛争処理について該小委員会委員として種々奔走したことは同人の判示漁業調整委員としての職務であること明白である（中略）と認定して被告人の控訴を棄却したものである。

之を要するに第一審判決は海区漁業調整委員会が漁業協同組合の会計問題に関する内紛にまで関与する権限あるものとして有罪を認定し第二審判決も亦漁業法第八三条、第六七条に基いて第一審判決を其のまゝ認容し被告人の控訴を棄却したものであるが、漁業法第二条には同法にいふ処の漁業とは「水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう」を明記し居り第二審判決に摘示されるとこの同法第八三条、第六七条にいふところの「漁業に関する」の漁業も亦同法第二条に示す漁業の範囲を出ることの出来ないものと解すべきことは論をまたぬところである。然るに第二審判決は自ら内海府漁業協同組合の紛争処理について小委員会が設けられたものであることを認めながら此の紛争は如何なる問題についての紛争なるか、換言すれば右紛争が漁業法第二条の漁業の範囲に属する紛争に当るのか否かを究明することなく単純に、しかも抽象的に紛争処理についての小委員会と認定し慢然漁業法第八三条第六七条の規定によつて漁業に、関するものなりと断じ有罪を認めたるは前叙の法第二条を無視したる認定と云はざるを得ぬ。

而して右小委員会は内海府漁業協同組合に起りたる昭和二八、一〇、五、昭和二七年度の決算総会の際昭和二七年度の水揚が一億円余あつたのは決算書の剰余金が僅かに三千円位しかなかつたのであまりにも剰余金が少ない。其の間何不正があ

るのではないかと云ふ疑から組合の内部に紛争が起つたものであることは本件記録中各証人の証言によつて明白である。而して此の会計に関する紛争を解決すべく前記小委員会が作られたものであることも争ひなき処である。だとすると右小委員会は漁業法第二条に明示するところの漁業には何等の関係をも有せざるものなることも自ら明かである。他面漁業法には協同組合について何等規定する処がないので前記漁業協同組合は漁業法に基いて作られた組合でもない。全く他の法律に依拠して居る組合である。此の点よりしても漁業法に根拠を有せざる組合であり漁業法に基く海区調整委員会とは何等の関連もないことが明瞭であらう。

若しそれ右小委員会が漁業法に基く海区調整委員会の権限に基き発動したるものとせば漁業法第六七条の如何なる事項について発動したるものなりやを明確にする必要あるに不拘記録中之について明確ならず、右小委員会において決定したる事項として調整委員会に何等の報告もなされた跡もなく、且つ調整委員会より右協同組合に対し指示したることもなく、又県知事に対し其の指示を申請したる形跡もないことは亦一件記録に徴し明白である。この様なことは右調整委員会乃至小委員会が漁業法に基いて発動したものでないことを裏書するものである。

贈賄罪の成立するためには「職務に関し」てなされたこと要することは論をまたない。然るに右叙述する如く小委員会が漁業法に依拠するものでないとせば小委員会の構成員たる右西野善兵衛も亦漁業法に基く調整委員としての資格に於て参加したるものと云ふことが出来ない。従つて右西野の職務に関し金員の授受が行はれたと云ふことが出来ない筋合である。然らば即之が教唆と云ふこともあり得ないことになる。

以上説述するところにより第二審判決は明かに法の解釈適用を誤り罪となるべき事実につき有罪を認定したるものであつて刑事訴訟法第四一一条に該当し著しく正義に反するものといはなければならぬ。当然破棄を免れぬものと信ずる。

（昭和三十四年三月七日付）

以上

三

昭和三六年(あ)第一三九五号

決定

本籍　広島市千田町二丁目六三七番地の二
住居　同市鉄砲屋町一〇番地の二　岡本共代方
貿易商　河野秀作　昭和八年三月二一日生

本籍　広島市仁保町字柞木六六四番地の二
住居　福岡市千代町二丁目一七番地
海苔販売業　新藤数一　明治四四年六月一二日生

右被告人両名に対する関税法違反被告事件について昭和三六年三月一〇日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人河野秀作の上告趣意は、量刑不当、単なる訴訟法違反の主張であり（なお、本件は被告人のみが控訴をした場合で

あるが、第一審判決が被告人河野から領置にかかる韓国海苔七、六〇〇枚を没収し、金二、〇四二、四二三円を追徴すると
したのを、控訴審判決が、第一審判決を破棄し、右被告人から韓国海苔七、六〇〇枚及び一、七〇〇枚と一、二〇七枚を没
収し、金一、一九八、一六二円を追徴すると変更して言渡をしたからといつて、不利益変更の原則に反するものでないこと
は、当裁判所判例〔昭和二五年(あ)二五六七号同二六年八月一日大法廷判決、刑集五巻九号一七二五頁、昭和二九年(あ)二六四
九号同三〇年四月五日第三小法廷判決、刑集九巻四号六五二頁等〕の趣旨により明らかである。)被告人新藤数一の弁護人
桜木富義の上告趣意は、量刑不当の主張をいでないものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録
を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三六年一〇月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　石坂修一

裁判官　河村又介

裁判官　垂水克己

裁判官　高橋潔

裁判官　五鬼上堅磐

被告人の上告趣意

原判決が私に対し懲役八月の実刑と罰金二十万円を科したのは刑が重いので寛大な御判決を頂き度いのであります。
別に百十九万余の追徴に処せられる多額の物件を没収され私はもう無一物になり今後の生活にも困るのでその上に懲役や
多くの罰金まで科せられてはとてもやつて行けません。どうか寛大に願います。原判決は著しく酷で正義に反します。その
上に第一審判決になかつた千七百枚と千二百七枚の現品の没収までしているのは私に段々不利に取扱つたもので違法の判決
であると思います。

(昭和三十六年七月二十四日付)

被告人　河野秀作

以上

弁護人桜木富義の上告趣意

原判決は、被告人を懲役八月（執行猶予三年）罰金二十万円に処した上、金百十七万五千四百三十八円也を被告人から追徴する旨の判決であるが、此の判決は刑の量定が甚だ不当であり、当然破棄さるべきである。もし此の判決が破棄されなければ正義に反すること著しいものがあると思料する。以下その理由について述べる。

1　日本の中小企業の苦境、特に被告人の如く個人商店の苦境に関しては常日頃新聞紙上を賑わしているがその苦境の打開については、それが社会問題の一に数えられている事については多言を要しないところである。被告人もその例に洩れず、妻子の労働力の助けによってようやく微々たる収益を挙げ家族の口に糊している一商店主に過ぎない。

2　こんな現状の被告人であつたからこそ、なんとか少しでも多く収益を挙げるべく心ならずも本件犯行に及んだ次第である。而もその結果の収益は微々たるものであつた、にも拘らず前記の如く被告人に対しては懲役刑の外に莫大なる罰金刑と莫大なる追徴金の支払いが要求されている。被告人の現状として、かゝる経済的生活を脅かされるが如き刑罰は被告人の商人としての生命を断たれるのに等しい状態である。被告人が、かゝる莫大な金員に相当する利益を挙げそれを懐にしているならば兎も角記録全部を詳細に検討しても、かゝる事実は見当らない。

3　而も被告人は令五十年に至る今日迄善良なる国民として本件以外に法を侵した事は皆無である。中小企業の悲しさ、心ならずも本件犯行をなすに至つたに違いない。此の点控訴審において詳述した如く、偶発的な犯行である。

4　而して被告人は改俊の情顕著であり、再犯のおそれは毛頭ない。かゝる重罪である事につき被告人はなんらの認識がなかつた判決を聞いて始めて罪の深さを認識し、日夜罰金乃至追徴金の支払について頭を悩ましている現状である。

以上の様に被告人の経済的活動の生命を断つ如き判決並びに再犯のおそれのない事案については
著しく正義に反するもので直ちに破棄さるべきものである。

（昭和三六年七月二四日付）

以　上

二

昭和三六年(あ)第一四五一号

決　定

本籍および住居　神奈川県鎌倉市岡本九一一番地
輸入工作機械協会専務理事
森　雄次郎
明治四一年一一月二六日生

本　籍　東京都目黒区上目黒五丁目二五二九番地
住　居　同都同区中目黒四丁目一四四八番地
協立電波株式会社役員
茂　泉　和吉郎
明治三八年一一月二九日生

右森雄次郎に対する収賄、茂泉和吉郎に対する贈賄被告事件について、昭和三六年三月二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人森雄次郎の弁護人竹内誠の上告趣意第一点は、同被告人の職務権限に関する事実誤認、法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（原判決及び一審判決は、同被告人が所論各申請につき審査の上許否を決定する権限

昭和三六年一〇月二六日決定　昭和三六年(あ)第一四五一号

を有するものと認定しているのではなく、これら申請があつた場合に担当部局から重工業局に回付された調査依頼に対し、課内の担当者をして調査させた結果を、同局の所管事務の総括を担当する重工業課に回付する事務を総括していたと認めているので、課長たる同被告人が具体的に個々の調査に当らないからといつて、これを自己の職務でないということはできない)。

同第二点は、金銭の授受又は金品授受の趣旨を争うものであつて、事実誤認の主張に帰し同四〇五条の上告理由に当らない。

同第三点は、同被告人及び部下課員の二次会における飲食代等に費消された分につき原判決が平等分割によらず、全額を同被告人から追徴した部分は引用の大審院判例に違反するというのであるが、原判決は、「被告人森が受取り、自己の責任で処分したものであり、右各金員は一旦森の利益に帰し、同被告人の自由処分に任された後、同被告人において部下課員をもてなしたもの」と認定しているのであつて、同被告人が部下課員と共同して収賄しその利益を分配したものとは認めていないのであるから、引用の判例は本件に適切でなく、従つて判例違反の主張は前提を欠き、同四〇五条の上告理由に当らない。

被告人茂泉和吉郎の弁護人滝沢国雄の上告趣意は量刑の非難であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三六年一〇月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　高木常七

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　下飯坂潤夫

昭和三六年(あ)第一四五一号

収賄

弁護人竹内誠の上告趣意

第一点

本件は、実質的には全部東京関係の事件であるにもかかわらず、大阪の警察に於て取調べが行なわれた為に非常な無理が行われ田村ミキの調書は、越沢幸子の代筆であり田村ミキ本人は一回も取調べを受けておらなかつた事実、また、本件の贈収賄の理由の一点である輸入外貨割当につき「輸入外貨割当一覧表」なるものは円城寺四郎及高畠正の合作であつて円城寺の印は警察若くは死亡した被告人高畠正に預けて作成されたものである事実、料亭高木の領収書は松下電器産業株式会社の各事業部から総務部長国信太郎が被告人川上正蔵（当時大阪市警拘置中）の電話の求めにより急遽かき集め提出したものである。故に何れも証拠とすべからざるものであり、本件は此の証拠の上に積重ねられてゐる。

また、前出の輸入外貨割当問題につきその審査に関する申請書及び決裁書等何等の証拠がない。この点に対し検察官は、裁判所に対し「通産省より警察が押収した外貨割当申請書等は一旦通産省に返還付したのであるが、現在通産省にその書類が見当らないので提出できない」と釈明してこの点に関する最も重要な証拠を欠きながら輸入外貨割当審査に関し瀆職の事実があつたと第一審判決は認定している。いかなる割当申請に対しいかなる通産省の官吏がいかなる角度から各々その審査に当り、その結果如何なる割当が行なわれたかを明かにしないで、形式的に被告人森の職務権限と金員の授受のみによつて直ちに瀆職を認定したのは審理不尽であることは勿論であるが、論理の飛躍も甚しいと言わなければならない。

右の様に本件が大阪の警察に於て東京の通産省の本省の輸出入関係に関する瀆職の捜査を行つたことに元来の無理があるのであつて、元来本件被告人には原判決記載のような職務権限はなかつたのである。高畠、円城寺合作の割当一覧表な

被告人　森　雄次郎

ぞにより判決されてはたまらない。被告人森は、原判決理由中摘示のように「記録五一〇二丁以下」によつて種々の権限を有するように記載されている。而しながら、それは決して如何なる場合にも森一人の処分によつて電気通信際課の職務権限にぞくすることがすべて独断専行されるものの如く錯覚認定しているのである。一例をあげるならば外国業者と国内業者の特許等に関する技術援助契約につき電気通信機械課に於てそれぞれの担当者が調査した結果を単に被告人森の名を以て重工業局総務課に回付することにつき「記録五一〇四丁」即ち担当技官が夫々の技術上の専門的立場から重工業局総務課よりの問合せに対し専門的に回答しその書類が単に課長森の名をもつて総務課長宛に回答されるものであることを概念的に森に職務権限ありと認定し、実質的な職務遂行の実態を把握せず飛躍して瀆職罪にとうたものである。その不当な事は局長は局内の事を全部総括しその間多少なりとも不正があれば直に局長の瀆職問題が生ずると考える事が不当であることに思いをいたせば、森の責任追及が失当であることは直に判明しなければならない。一歩進めて大臣につき考慮するならば更に理解が簡単であると思う。これ故に従来通産省に於て原局の課長の瀆職を追及されたことが無いのである。目より高い書類に毎日捺印すること（めくら判）に付て一つ一つ職務権限を云々せられその責任を追及されたのでは課長はつとまるものではない。瀆職を追及せられるのであれば、原判決は具体的に例えば輸入外貨割当問題に付いて言うならば、かくの如き申請に対し、かくの如き困難が存在するが故に、かくの如き便宜の取扱を受けたいと言う贈賄者の申出でがあり、その申出に対し被告人森が応じたことの事実の摘示がなければならない。第一審判決は「最終的に森の名をもつて重工業局総務課に回付し」の如く被告人森が実質上関与し得ないことを認めながら課長が観念的に課内の事務総括者なるが故に一切の課内の職務権限の行為に対し、結論的に独断専行し得るものの如くに飛躍したものである。この点は前記審理不尽であると同時に第一審判決は事実の摘示に誤りがあると言はなければならないところである。この第一審判決を支持した第二審判決が不当であること勿論である。

以下職務権限につき述べることにする。公訴事実に対し弁護人は左記の法律がその職務権限に関する法律であると信じ、これを記載する。

1 通商産業省設置法　昭和二七、七、三一　法律第二七五号
2 工業技術院設置法　昭和二三、八、一　法律第二〇七号
（改　正）　昭和二七、七、三一　法律第二七七号
3 通商産業省組織令　昭和二七、八、三〇　政令第三九〇号
4 工業技術院組織規程　昭和二四、九、一五　省令第　四六号
（改　正）　昭和二七、八、一　省令第　五七号
通商産業省設置法　昭和二七、七、三一　法律第二七五号

第八条（通商局の事務）通商局においては左の事務をつかさどる。
一、通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調査を図ること。
六、輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

第九条（企業局の事務）企業局においては左の事務をつかさどる。
九、通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行うこと。
十、通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の株式その他財産の取得の審査を行うこと。

第十条（重工業局の事務）重工業局においては左の事務をつかさどる。
一、左に掲げる鉄鋼、機械器具等（〈省　略〉運輸省農林省が生産を所掌するものを除く）の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進改善及び調整を図ること。

（省　略）

電気通信機械器具及び電気通信用品

（省　略）

第十一条　軽工業局

第十二条　繊維局

第十三条　鉱山局

第十四条　石炭局

いずれも輸出、輸入、生産、流通及び消費の増通、改善及び調整を図ること。

と明記してある。

即ち、本省の内部部局の中、所謂生産原局（重工業局、軽工業局、繊維局、鉱山局、石炭局）においては所掌物資に関する需要供給計画を立案するため輸出、輸入、生産、流通及び消費に関して調整、研究及び資料の作成を行うと共に所掌物資の増進、改善を図るのである。輸出に関しては、外貨取得と産業の振興のため各生産原局にその局の所掌に係る物資の輸出に関する契約の許可並に輸出の承認及び事後審査を行う課が設置してある。

輸入に関する外貨資金の割当、輸入の承認輸入に関する許可及び輸入の事後審査及び輸入手続に関する事項、及び委託加工貿易契約の許可等はすべて通産局が職務権限をもつて行つておる。

次に外国業者と国内業者との技術提携契約許可に関する事務は企業局の事務として明記されており、重工業局の事務にはない。輸入外貨割当審査、外国業者と国内業者との技術提携契約認可の調査について実務を詳細に述べる。

三　通商産業省組織令　昭和二七、八、三〇　政令第三九〇号

改　正　二七、一〇、二四　政令第四四八号

〃（三〇回）　三一、九、一　政令第二八一号

第二節　通　商　局

第二十五条　予算課においては左の事務をつかさどる。

一、外国為替予算に係る輸入に関する事務の総合調整に関すること。

六、外貨資金の割当を総括すること。

第二十六条　（輸入第一課）（もとの輸入管理課輸入物資課合併）　輸入第一課においては左の事務をつかさどる。

一、輸入に関する事務の総合調整に関すること。

二、輸入の承認、輸入に関する許可及び輸入の事後審査に関すること。

三、輸入手続に関する事項の監査を総括すること。

五、委託加工貿易契約の許可に関すること。

第二十六条の二　（輸入第二課）　輸入第二課においては左の事務をつかさどる。

一、雑輸入品の輸入に関すること。

三、特別の外貨資金による物資の輸入に関すること。

と政令（通産省組織令）に明記してあり、組織令五十五条により電気通信機械課の事務には「外貨割当審査」「承認」「許可」及び「委託加工貿易契約の許可」の職務権限はない。この事は森被告の証人として出廷した斎藤正年証人（もと重工業局次長現官房長軽工業局長時代）が昭和三二年六月十日本法廷で証言した。

而してこゝに一言し度いのは先に森被告が提出した（三三、六、一七付重工業局庶務室長箱崎力名義裁判長宛）電気通

信機械課の職務分担表には検事主張の如きものが各担当係長にあるが、当時の課長であつた森被告には何等接触することなく重工業課の通商班長又は係長が直接各課の通商班長又は係長に意見を求めにくるのであつて、この事は先に森被告の証人として出廷した古賀亨（もと重工業局工業課通商係長）、吉開勝義（もと重工業課通商班長鋳鍛造品課長）が昭和三二、五、二二本法廷で証言している。

尚被告人森雄次郎より昭和三三、七、二二付で提出した上申書に詳細に申述べている。

当時課長であつた森が仮に外貨割当審査に便宜な取扱をするために有利な意見を述べ様とすれば、需要者から提出された輸入申請書の内容をあらかじめ詳細に検討しなければならないが、そのような資料を入手することは原局（重工業局）としては出来ない相談である。輸入許可の権限が職制上通商局輸入課にあつて原局（重工業局）は単に通商局の判断について意見を述べる立場にあつたのみであることが明らかである。

なお、外貨割当審査会議は、通商局の内部基準によつて設けられたもので通商局の主宰の下に関係生産局の通商班長ないし係長をもつて構成するものであり、原課（例えば電気通信機課）の課長（森）が直接会議に出席することはない。かつ、審査会議は極めて厳格に運営されるもので、仮に課長（森）が出席担当官をして特定の会社に有利な発言をせしめたとしてもその主張が認められる状況には到底なかつた。

出席者全員の承諾を要するものであつて決して森一人が便宜の取扱をする余地のないことである。

昭和二八、四、一より重工業局内の申合事項として輸入申請書について通商係長が意見を述べていることに対して課長が捺印することとなつたが、尨大な申請書の内容を詳細に目を通すことは課長として他に重要な所掌事務があるため、到底期待し難いことであり、現実には通商係長又は文書担当者に印鑑を預けて捺印させたり、課長補佐（主任官）に代行させたりした。

右述べた如く課長は他に重要な職務をかゝえているため雑件の処理については適当な地位にある下僚に一任し一定の期間を経たのちこれについて概括的な報告を求めることは通産省内に於て一般に行われているのである。

従つて、検察官が主張するように輸入申請書に課長（森）の捺印があることを理由として課長の責任を追究することは形式論理的な主張にすぎず、これを以て本件に関して課長（森）の故意があつたことを証明しようとするのは不当である。若し有責性を追究されるとすれば当時の事情より判断して不能を強いるものである。本件の如く生産原局の課長が輸入事務に関し責任を問われたことは通産省にないことである。（註、従来例のないことである）輸入の課長ならしらぬことである。この故にこそ森のために齊藤官房長以下四名の役人も進んで証人に立つて呉れたのである。尚輸入申請書に関する書類の証拠として提出を検察官がしなかつたことよりこの点に関する証明が不十分であつて無罪でなければならない事は前述の通りである。

然らば、課長（森）の当時の職務は何であつたのであろうか。この点は特に重要である。即ち森は課長として重工業局の課長会議（毎週開く）で決定した産業政策の実施事項、省議（毎週一回、局長出席）決定事項、指示事項、国会への提出資料の作成、起案文に関する審議、他省との打合事項、重要政策の立案、団体との協議、予算の編成、他局他課との政策の打合等重要事項に対する職務課内の統卒、人事管理、課予算の管理等を行うのであつて課内の雑件の処理はあげて二名の課長補佐及び係長等に一任してあつたのであり、その雑件の処理に関する責任迄をも追究さるべき地位にはなかつたものである。この点を特に本件に於ては認識し判断をされ度いのである。

即ち、輸入申請等の如き毎日相当数の物件の処理は各々各課に主任担当官が定められてその主任担当官が事務処理を行い、場合によつては事後報告を受けるのである。各課には主任事務官、主任技官が配置され身分は課長補佐（人事院において任命）として課長の代行を行うものであつて、輸入申請書等については殆んど課長補佐において代行されておつた、

現在でも同じである。

電気通信機械及び部品の輸入申請に関しては羊毛、棉花、外国自動車等の如きものと異り高度の専門技術を習学した技官でないとその内容（電波の波長、電子工学）を審査することは全くむづかしく、そのため各課に大学出身の専門知識を有する技官が配置されており係長として事務処理を行つておつた。現在でも同様である。

勿論、輸入申請に関して相当額（百万ドル以上）の外貨を必要とし国策的な施設として輸入する場合は係長よりその内容の説明を受け、また需要者（大体は官庁、公共企業体）から説明を受け、局長にその内容を説明して指示意見をうけて重工業課長に報告を行うことはあつた。

ここで一番肝要の電気通信機課の職務権限を明確にするため第五十五条をここに全部記載する。然しその一部分にも原判決の云う様な職務権限は出て来ない。ここで箱崎力提出の書面との喰違を特に考慮することを要するのであるが、課長及課本来の職務とその時その時で課員が省内において命ぜらるゝ職務とは違うことは何等怪しむに足らぬ処であり、この際箱崎力の提出の書類によつて課員の職務が即ち全部課長の職務にならぬ点を注意しなければならない。課長には課長としての前述の様な職務があり、法律により定められた職務があるのである。課員の現実の職務全部が課長の職務になるのであつたら、局長や大臣の責任及職務はどう云うことになるのか一考されたゞけで明瞭である。この故にこそ箱崎力の提出の書類は電気通信課長としては何等特定されていないのである。又通産省の官房長斎藤正年以下四名の現職官吏が他の被告のためでなく特に森被告のために此の間の事情を証言して呉れたのは、原局の課長が汚職で訴追されたのは如何にも不可解として右の様な事情を説明して呉れる好意によるものであると確信する。

第五十五条（電機通信機課）電気通信機課においては、左の事務をつかさどる。

一、発電機、電動機、変圧機、遮断機、開閉装置、制御装置、その他電気機械に関すること。

二、電動工具、医療用電機、家庭用電気器具、その他電気器具に関すること。

三、電球類、配線器具、照明器具、ヒューズその他電気用品に関すること。

四、ボイラー、蒸気機関、タービン、水車水圧鉄管、水門及び鉄塔に関すること。

五、電話機、無線電話機（ラジオ受信機を含む）電信機無線電信機交換機搬送装置、電気式表示装置テレビジョン送受信機、電波高度計、超音波通信機その他電気通信機械及びこれらの部品に関すること。

六、発振器その他電気通信器具に関すること。

七、装荷線輪、配線函、端子函、スピーカーマイクロフオンその他電気通信用品に関すること。

八、レーダー、方向探知機、電子計算器、電子顕微鏡、探傷機その他電子応用装置に関すること。

九、蓄電池、乾電池及び架線金物に関すること。

十、電子管及びその部品に関すること。

十一、電気計測器及び電気通信計測器に関すること。（計量課の所掌に属することを除く）

十二、電気絶縁材料、タングステン、モリブデン製品、電気通信用磁性材料及び電気通信用純鉄製品に関すること。

当時の課は品目は更に少い。

第三節　企　業　局

第四十条　産業資金課においては左の事務をつかさどる。

二、通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行うこと。

三、通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の株式その他の財産の取得の審査を行うこと。

と例記してあり、電機通信機課においては技術援助契約（特許契約を含む）締結認可の職務権限は全くない。事務をつか

さどらない。この事については証人吉開勝義（三二、五、二二出廷）および斎藤正年（三二、六、一〇）の証言にある。尚被告人森が提出した上申書（三三、七、二二付）にも詳しく述べてある。

即ち、技術援助契約の審査は企業局の産業資金課が所掌するものであり、又大蔵省為替外資課も審査の事務を所掌し、契約の認可は外資審議会において決定されるものである。この事務処理は被告人森雄次郎の証人申請添付の別表に明らかである。即ち企業局の産業資金課が審査を行うために必要な調査項目が企業局長名で重工業局長宛に公文をもつて依頼があるのでその調査項目に対して返答するのみであつて自から契約認可の調査を行うものではない。契約認可の調査は通産省、大蔵省その他関係官庁においても行うものではない。契約の審査の職務権限は通産省企業局、大蔵省為替局日本銀行その他関係官庁所掌局において行い外資審議会の幹事会議において審査、審議を行い、出席者全員の承諾の後で外資審議会に上程出席者全員の承諾がなければ認可はみとめられないのである。重工業局の所掌事務にもなく、また、電機通信機課においても事務をつかさどらない、技術援助契約認可の調査に一課長である森が便宜な取扱を行わんとしても到底不可能であり、実行することも全く不可能なことである。職務権限のない森には何等関係のないことである。輸出に関しては重工業局重工業品輸出課が輸出に関する契約の許可並びに輸出の承認及び事後審査を行うこと、と組織令第五十条に明記してその職務権限を明らかにしてある。

四　工業技術院設置法　昭和二三、八、一　法律二〇七号

（改　正）　昭和二七、七、三一　法律二七七号

第三条（所掌事務及び権限）　工業技術院の所掌事務の範囲は左の通りとしその権限の行使はその範囲内で法律に従つてなされなければならない。

一、鉱業及び工業に関する試験、研究、分析検定、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに付帯する業務を行うこと。

と。

四、の二、試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究の助成に関する事項。

五、科学技術に関して通商産業省の本省及び外局の事務を援助すること。

六、前号に掲げるものの外、鉱業及び工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達改善及び調整を図ること。

第六条　調整部の所掌事分は左の通りとする。

四、試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究の助成に関する事項。

この様に工業化試験、応用研究等に対する助成即ち補助金に関する所掌事務の権限が法律で定められておりこの事務は工業技術院調整部でつかさどることが明記されている。重工業局電機通信機課には職務権限のないことが明らかである。この事については、証人斎藤正年が三二、六、一〇、証人吉開勝義が三二、五、二二証言している。

五　工業技術院組織規程　昭和二四、九、一五　通産省令四六号

（改　正）　昭和二七、八、一　省　令　五七号

第三条の二　調整部に調整課、業務課、助成課、及び熱管理課を置く。」

第六条　助成課においては左の事務をつかさどる。

一、鉱工業技術の試験研究の助成に関すること。

二、試験研究に基く工業化試験の助成に関すること。

この鉱工業試験研究の助成の事務処理については証人吉開勝義氏が詳しく証言を行い、同時に森の証人申請添付の別表第三が提出してあるが、職務権限は前述の如く工業技術院にあり調整部の所掌事務であるため、工業技術院長が設置法第

二条2により第三条（所掌事務及び権限）の規定する事務を掌理することによつて、この事務処理を各局（重工業局も含む）の主席技官、重工業局については重工業課の技術班長（課長補佐）及び上位の技官一名程度に対して審査員を任命して審査を行わしめるので局長、次長、課長には職務権限は全くないのである。各局の審査員は、関係各課の技術班長、係長に対して技術的検討を行わしめ、会議を召集して審議により点数制度（ＡＢＣ別）による採点を行い合同審査会（通産省の本省内各局外局および工業技術院の付属機関（試験所）において各審査員の審査結果が検討されて更めて点数が確認され更に工業技術院長が職務権限により会議（院議）を召集して審査の結果を検討し同時に学術会議の意見を採用参考とし、更めて点数による順位が定められ通産省の省議において最終的決定をみるのであつて、被告人森が課長であつても所掌事務の権限は全くなく、また工業技術院長より審査員に任命されたこともなく、一般的にも任命されることもなく、審査に対して便宜な取扱を行うことは全く不可能であり、到底行えるものではない。只意見を課内で述べるだけのことである。この鉱工業の試験研究に基く工業化試験、応用研究の助成については専門の最高の技術能力を有する職員においてその内容の審査が行えるものであつて、技術的能力審査能力のない被告森が意見を述べてもそれは只の意見であつて何等審査に対して便宜な取扱を行えるものではなく、行つた事実は全くない。

工業技術院の職務であること以上の通りである。

以上の如く森被告には職務権限がない。

以上職務権限ありとして有罪の認定をしたことは事実誤認であつて第二審判決は当然破棄を免れない。

然して、控訴判決は右弁護人の被告人の職務権限に干する法律上根拠に干する考え方について、大体同一の認定をなしているが二三の点で相違する点がある。之を左に掲げれば、

……「等で構成する外貨資金割当会議の審議を経て割当案を作成し」迄は正しいが、

(イ) 文書により通商局（予算課、関係市場課等を含む）その他の関係局課（重工業局、重工業課、電気通信機械課）の決裁を経た後云々（判決書四枚目裏）

と云ふ様な事実は存在しない。

(ロ) 課長たる被告人森が該輸入外貨資金割当申請のあつた品目が電気通信機械課よりの申出に基づき通商局輸入課で予かじめ定められている品目に当るか否か、その他申請業者の能力や輸入を必要とする程度等について予かじめ定めた課内の担当者に調査させ必要に応じて課長の意見も加えて云々（判決書六丁表）

とあるがこれは反対であつて「重工業課の通商班長から課内の班長と協議して回答するのであつて、課長の印は全くの形式的のものである。（昭和二十八年三月三十一日までは課長印を捺さない。

(ハ) 然して特に重要なのは、通産省の各部局について

「いづれかの部局等を主務部局として定めるが、主務部局等をして他の関係部局等に協議或いは合議せしめる建前をとり、所謂抑制均衡により同省の所掌事務を一体的に遂行することを期しているのであつて」

とその職務権限の根底を理解しながら一面重工業局が鉄鋼機械器具等の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進改善及び調整を図ることから直ちに電気通信機械課にも同様な権限を有することとした点に重大な誤がある。即ち、被告人森雄次郎の権限は、電気通信機器（ラジオ、テレビジョン、有無線電話、電子管、それらの部品、磁性材料等）の輸出入、生産、流通及び消費の増進改善及び調整の事務をあつかう同課の責任者として飛躍している。即ち電気通信機械課には、電気通信機器の輸出入に関しては権限は全くないことは詳述した通りである。

特に輸出については、重工業局重工業品輸出課が全権能を有することは前記の通りである。

流通、消費の増進及び改善及び調整の事務はあげて重工業課の任務であり、電気通信機械課は生産に関することをその職責としたのである。この故に電気通信機械課の如き課を通産省において生産原課と云うのであつて、この点の基本的な理解をしなかつた原判決がその判断において重大な誤まちをおかしているのである。職務権限もこの範囲に限られて始めて正しい判断がなされるのである。この故に、生産原課の課長に関する瀆職事件が一件もなかつた事は、生産自体について瀆職など起きえないからであり、被告人森が通産省の官学万能の中にあつて、日本大学工学部の卒業生として、課長に成り得たのも電気通信機械課がそれ程重要な職務権限を有する部課でなく一生産原課であつたからこそである。

重工業局に職務権限があるからと云つて、その下部である電気通信機課に直ちに電気通信機に干し局に属する権限が対応して存在すると形式的に考えた処に第一、二審判決の誤があると云ふのである。

然して、控訴判決は

「被告人森は関係業者から前記(甲)(乙)又は(丙)の申請に対する審査の資料となる事項の調査及びそれに対し意見を付するにつき職務上何かと便宜な取扱をしたことに対する謝礼及び今後の申請に対しても右のような調査及び意見の付加につき不利益な取扱を受けないよう職務上便宜を計つてもらうための対価の趣旨の下に為されるものであることを知りながら、金品の供与を受け又は右業者に自己等の飲食代金等の支払をさせ、もつて右職務に関し収賄したとの事実を認定した第一審判決に対し被告人は控訴で争ひその控訴理由に対し第二審判決は

所論は、まず、課長たる被告人森の職務権限は独断専行を許されるものでなく、課内の担当官の技術上の意見を課長名で他の局課に取次ぐに過ぎないのであるから、単に課の事務総括者であるの故をもつて、同被告人に収賄罪の責任を負わせるのは不当であり、また原判決は、被告人森が、具体的に如何なる申請に対し、如何なる便宜の取計を依頼され、如何なる便宜の取計をなし、これに関連して金品の授受がなされたかを判文上明示していないのであるから、理由

不備の違法がある旨主張する。よつて按ずるに、なる程被告人が個々の申請に関する調査等については、その部下である課内の担当官にある程度任せていたことは前掲証拠により認め得るところであるが、同被告人は課長として右各担当官のなす職務の遂行を指揮監督し必要に応じ課長の意見を加え得る地位にあつたこと前記のとおりであるから、所論のように同被告人に独断専行が許されていなかつたとしても、職務に関するものというを妨げないのであり（最高裁判所昭和二四年(れ)第一九五二号、同二四年一二月三日判決参照）、また収賄罪の成立には一定の職務に関して不法な利益の収受があれば足り、その職務中個々具体的の職務行為に対する対価的利益であることは必要でないと解すべきであるから（大審院昭和四年(れ)第一〇六三号、同四年一二月四日判決、大審院刑事判例集第八巻六四一頁参照）、前記のように、(甲)(乙)又は(丙)の申請についての審査の資料となる事項の調査及び意見の付加という一定の職務に関連して便宜な取扱をしてくれたことに対する謝礼及び将来不利益な取扱を受けないよう便宜を計つてもらうことの対価とする趣旨であることを判示する以上、右職務中、例えば何年何月何日なされた如何なる品目の輸入に関する外貨資金割当の申請に関しというように、個々具体的の申請に関する職務行為に対する対価であるかを判示しなくても、収賄罪の判示として間然するところはないというべきである。

また所論は、原審は、被告人森の本件犯行に関係のある外貨資金割当申請書の証拠調をなさず、同被告人が如何なる割当申請に対し如何なる角度から審査に当り、その結果如何なる割当が行われたかを明らかにしていないから、審理不尽の違法がある旨主張するけれども、原判決挙示の証拠により本件関係業者の本件金品授受当時における外貨割当申請及び割当のあつた事実を証明し得るのであるから、外貨割当申請書自体の証拠調がなされなくても、これを目して所論のように審理不尽であるということはできない。

更に所論は、被告人の職務権限のうち前記(甲)の輸入に関する外貨資金割当の事務は通商局輸入課の所掌事項であつ

て、同課主催の下に関係生産原局課の通商班長乃至係長をもつて構成する外貨割当審査会議で決定されるものであり、(乙)の技術援助契約認可に関する事務は企業局の所掌事項であつて、同局、大蔵省為替局、日本銀行その他関係機関の担当官をもつて構成する外資審議会の幹事会議で下審査され、最終的には、同審議会で決定されるものであり、また(丙)の補助金の事務は工業技術院の所掌事項であつて、生産各原局課の主席技官を審査員に任命し、これら審査員の出席する合同審査会の審査を経て決定されるものであり、叙上三個の事務につき被告人森は課長として実質的に関与しないのであるから、同被告人には原判決判示のような職務権限はない旨主張する。なる程、前示(甲)(乙)又は(丙)の各申請に対する割当、認可等の事務の主務部局等が(甲)については通商局、(乙)については企業局、(丙)については工業技術院であり、最終決定に至る過程において所論指摘の会議の審査を経ることは前記のとおりであるが原判決が被告人森の職務権限として判示するところは、重工業局電気通信機械課が前示(甲)(乙)又は(丙)の各申請者に対し外貨資金割当、補助金の下付又は契約の認可を与えるについて主たる職務権限を有するという趣旨ではなく、前示各主務局等が右各申請を受理した場合は必ず物資別の輸出入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務を所掌するいわゆる生産原局（本件の場合は重工業局）に対し各申請につき審査の資料となる事項の調査を依頼し、その意見を聴取する建前となつている関係上、被告人森は、本件各物資の輸出入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事項の主務課である電気通信機械課の課長として、重工業局の全所掌事務を総括する課である重工業課を通じて前記調整等の事務を受理し、予め定めた課内事務分掌に従い、担当官をして必要事項を調査させ、必要に応じ課長の意見を加え、調査結果及び意見を重工業課に回付する職務権限を有するという趣旨であることは判文自体に徴し明らかであり、被告人森は右課の課長として部下である通商係長、技術係長等を指揮監督し、課の所掌事務を総轄する地位にあつたのであるから、同被告人が個々具体的の申請に如何に関与したかは、同被告人の責任に消長を及ぼすものではない。論旨は理由がない。」

と判断している。

元来、審査の資料となる事項の調査及びそれに対し意見を付する職務につき控訴判決は部下である課内の担当官にある程度まかせていた事は、前掲の証拠により認めうるところであるが、としながら一方同被告人は課長として右各担当官のなす職務の遂行を指揮監督し必要に応じ課長の意見を加え得る地位にあつたこと前記の通りであるから所論のように同被告人に独断専行が許されなかつたとしても職務に関するものというを妨げないものであり最高裁判所昭和二四年(れ)第一九五二号、同二四年十二月三日の判決を引用している。然しながら被告人が被告人に独断専行の権限がないことを云ふのである。また審査の権限ある審議会の決議等によつて決定される事項につき被告人に独断専行の権限がないことを云ふのである。また審査の資料を提供し、或は意見を附するだけの行為は元来便宜の取扱いをなす余地がないことであつて、若し虚偽の資料提供意見の開陳をなすのであればこれは全く別個の犯罪である。他の部局課よりの調査依頼等について、被告人の課内の担当官がその調査の依頼に応ずる職責を有するからといつて、直に課長が右担当官のなす職務の遂行を指揮監督し必要に応じ課長の意見を加えうる地位にあつたとなしその責任を追求せんとするが如きは、課長の日常の業務の限界を越えた非常識な解釈といわなければならない。恐らく大臣、局長の如きは首がいくつあつてもたりないようなことが起きて来るであろう、俗にいうめくら判の効能がここまであるとは考えられない、控訴判決に引用された昭和二四年十二月三日の判例は最高裁刑事判例集三巻十二号中には見当らない。

而して控訴判決引用の収賄罪の成立には一定の職務に関して不法な利益の収受があれば足り、その職務中個々具体的の職務行為に対する対価的利益があることは必要でないと解すべきであるからとして大審院昭和四年(れ)第一〇六三号、同四年一二月四日判決（大審院刑集八巻六四一頁）を引用している。然しながら被告人が控訴趣意書において主張したことはいかなる職務について被告人が便宜な取扱いを依頼されたというのかを争うのであつて、便宜な取扱いを為しうる余地の

ない被告人に対して責任を追及することの不当を主張したのである。控訴判決において、

「右職務中たとえば何年何月何日なされたいかなる品目の輸入に関する外貨資金割当の申請に関しというよう個々具体的の申請に関する職務行為に関する対価であるかを判示しなくても収賄罪の判示として間然するところはないというべきである、と説明しているが被告人はこの外貨割当申請の職務権限自体を争ひ、一方かりに被告人にこの権限があつたとしても割当申請の事実がなければ職務に関し賄賂を収受したとは云ひ得ないが故に、被告人が如何なる割当申請に対し、如何なる角度から審査に当りその結果いかなる割当が行なわれたかを明かにしていないから審理不尽の違法を主張したのである。之に対し控訴判決は「原判決挙示の証拠により本件関係業者の本件金品授受当時における外貨資金割当申請及び割当のあつた事実を証明し得るのであるから、外貨割当申請書自体の証拠調がなされなくてもこれを目して所論のように審理不尽であるということはできない」

となしているが、原判決挙示の証拠というのは全く存在せず円城寺、高畠合作の割当一覧表が全く証拠能力がない以上当時はたして外貨資金割当申請が行なわれたかどうかを被告人は争つているのである。控訴判決は割当申請の事実の存否につき何等の証拠によらずしてこの重大な認定をあえてしたものであり、第一審において検察官がこの申請書がいつたん押収されたのであるが後通産省に仮還付されたのであるが、通産省が紛失して法廷に提出できない旨を釈明した事実に対し裁判所としては当然はたしてさような外貨割当申請が行なわれたかどうかにつき充分なる審理をなすべきは勿論である。この審理なくしてはたして申請が行なわれたかどうかの認定まで飛躍することは申請の事実が犯罪の成立の構成要件事実となる以上被告人が審理不尽を主張するのは当然すぎる位当然のことであり、第一審、第二審ともこの審理なく被告人を有罪の認定をなしたことは全く違法といわなければならない。

次に被告人が控訴判決(甲)(乙)(丙)の三個の事務につき課長として実質的に関与しないのであるから被告人には原判決判示の

ような職務権限がないとの主張に対し「被告人森は、本件各物資の輸出入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事項の主務課である電気通信機械課の課長として、重工業局の全所掌事務を総括する課である重工業課を通じて前記調査等の事務を受理し、予め定めた課内事務分掌に従い、担当官をして必要事項を調査させ、必要に応じ課長の意見を加え、調査結果及び意見を重工業に回付する職務権限を有するという趣旨であることは判文自体に徴し明らかであり、被告人森は右課の課長として部下である通商係長、技術係長等を指揮監督し、課の所掌事務を総轄する地位にあつたのであるから、同被告人が個々具体的の申請に如何に関与したかは、同被告人の責任に消長を及ぼすものではない。論旨は理由がない」と説明している。この事は前に電気通信機課の職務が生産に関することのみであつて、重工業局の職務が輸出入、生産、流通、消費の増進等であるからといつて直に電気通信機械課の職務権限が電気通信機器の輸出入、生産、流通、消費の増進等にまで及ぶものでないこと詳論の通りである。職務権限の及ぶ範囲が条文の形式的な解釈によつて行なわれるが故に控訴判決のような重大な見損じをするのである。第一審における通産省の第一の権威者である官房長斎藤正年（事件当時の重工業局次長）の証言（昭和三二年六月一〇日調書参照）を採用すればこのような誤りは出てこない筈である。

第一、二審判決の法律の形式論理的解釈の誤りであつて、法律の生きた実体的解釈を忘れてはならない。

よつて、原判決は刑訴第四一一条の判決に影響を及ぼすべき法令の違反、事実の誤認があり原判決を破棄しなければ著しく正義に反する場合に該当すると信ずる次第である。

第二点

一、東儀六郎関係

(イ) 昭和二八年二月上旬キャバレーハレムに於て、ブラウン管の輸入外貨割当審査につき便宜の取扱をなしたため五千円を収受したと言う点に付ては昭和二十八年二月頃は被告人森には輸入外貨割当審査には全く関係なく、従つて、職

務権限はない昭和三十二年五月二十二日の古賀亭が証言、同年六月十日の証人斎藤正年の証言により明かなところである。一方検察官の輸入外貨割当審査の具体的な証拠がない、被告森が五千円を受領したのは大船の自宅に帰える門タク代として高畠正が東儀より受領しこれを受取つたものに過ぎない。全くその趣旨を異にするものである。

(ロ) 昭和二十八年二月中旬品川の幸楽で、(イ)と同趣旨のもとに一万円を被告森が高畠より受領したことは高畠が被告森及び訴追をまぬがれた古賀、堀田と共に二次会を催したいために東儀より受領したものであつて、昭和三十三年五月十三日の、東儀六郎の証言に明かなところである。昭和二十八年二月中旬頃、被告森に外貨割当審査の権限も関係もないことは、(イ)と同様であつて証人斎藤正年、同古賀亭（前出）の証言によつても明かなところである。

(ハ) 昭和二十八年十月頃、品川の幸楽に於て、(イ)、(ロ)と同趣旨により現金一万円を収受したとのことについては、被告森はこれを否認し、昭和三十三年五月十三日の東儀六郎の証言によつても明らかなところであり全くの事実無根である。

(ニ) 昭和二十八年五月上旬高畠正と共謀の上現金二万円を収受し、通産省内でテレビ部品の輸入外貨割当審査に便宜な取扱をしたと言う点については全く事実無根であつて、前出昭和三十三年五月十三日東儀六郎の証言に於てもこれを立証し得るところである。

被告人森は昭和二十九年十月十四日付の検察官調書にも記憶に全々ないことを供述している。

ただ、東儀六郎が警察に於てこれを認めたのは全くの誘導尋問の結果である旨を法廷において証言していることは注目しなければならない。

二、中村久次関係

(イ) 昭和二十八年三月頃、飲食店丸屋に於てR・C・Aとの特許契約認可の調査につき便宜な取扱と、テレビ部品の輸

入外貨割当につき便宜な取扱の請託をうけ、その礼として五千円受領したと言うのであるが、相手方中村久次自身記憶は、全くないと昭和三十三年三月二十五日の証言において供述している。被告森は警察、検察庁において一時借用の旨供述しているがこれは全くの誤りであつて、中村久次と高畠正との間の問題であつて、被告森の関知しないことである。これまた、事実無根である。

(ロ) 昭和二十九年二月中村久次から不二音響会社及び輸入代行業者M・P・I社のテレビ部品等の輸入外貨割当審査につき便宜な取扱をしたことに対する謝礼として金三万円収受したと言う点については、全面的にこれを否認している。外貨割当審査に森の取扱をした何等の証拠がない。

中村久次がM・P・I社のミラー氏から紙包をたのまれ被告森に手渡したことがあるが、これは中村には関係のないことであり、被告森がミラー氏から新会社設立援助に対する謝礼金及び森の子供の入学祝をかねて贈呈されたものであつて、何等不正の金員ではない、元来輸入代行業者（M・P・I社）には一般外貨の割当をしないことは通産省組織令に明記されていることであり、M・P・I社が輸入に関しては特別外貨によつて事業を経営しておつたものであつて何等森の電気通信機械課には関係がなかつたことを理解しなければならない。

(ハ) 昭和二十九年一月三日高畠正と共謀の上R・C・A社との特許契約締結認可、輸入外貨割当審査に便宜な取扱をしたことに対する謝礼金としてラジオ一台を収受したと言うのであるが、ラジオ試作品を被告森が高畠正より受領した事実は認めるが、昭和三十三年三月十五日の中村久次の証言によると、中村が高畠に二万円を与え更に高畠宅に於て現金一万円とラジオ一台を高畠に与えた事実と高畠が森にラジオと手土産代りの五千円を持参した事実は存在するが、ラジオはあくまでも試作品として性能をみて慾しいとの趣旨による中村よりの贈呈品であり、現金五千円は高畠の手土産として受領したものであつて中村との間に於て賄賂性は存在しないのである。

三、川上正蔵関係

(イ) 昭和二十九年三月、銀座ビーコンに於てテレビ部品輸入外貨割当審査につき便宜な取扱をした謝礼として、現金五万円を収受したと言うのであるが、便宜な取扱を行つたと言う何等の証拠もない。五万円の金は松下電器の藤尾常務取締役より子供の入学費用として借用したものであり、川上正蔵氏に依頼したものではない。この点は藤尾氏の証言により、あくまでも子供の入学費用であることは明白であり、当時すでに森の退職は内定しておつてその退職金で支払う旨川上正蔵まで森が申入れた事実は昭和三十三年二月十一日の川上正蔵の証言により明かなところである。

(ロ) 昭和二十八年九月金一万七千二百八拾円、同年十一月一万一千七百八拾円、昭和二十九年一月二万四千八百六拾円、同年二月上旬三万八百円、同年二月下旬一万八千五百二拾円、同年六月二万一千百三十円、同年七月二万四千円の料亭高木に於ける飲食代は、(イ)と同趣旨の謝礼として収受したものであると言うが、当時料亭高木は新アジア通商の寮であつて、課員数名と川上氏より招待された事実、その後二回程川上氏に連絡して高木の席を借用したことは記憶にあることである。而しながら会社の寮に於て数名の者が別段芸者を呼んだのでもなく、大酒したのでもなく事務の打合せ若しくは麻雀等をしたとしても一人前四、五百円以上の出費がある訳がないのである。この飲食代一回二万円前後のものと云うのは被告川上正蔵が大阪に於て取調の際刑事より松下電器の経理関係の調査から、かくし金、脱税等の発覚をおそれるのあまり大阪市警の電話で被告森の聴いている面前に於て刑事、巡査ともども会社から昭和二十八年九月より同二十九年五月までの間における月平均二万円前後の高木の支払伝票を各事業部より集めて至急大阪市警に提出する様松下電器の総務部長国信太郎に命じたものである。この二万円前後の支払伝票が即ち被告人森の飲食代となりその趣旨が輸入外貨割当審査の便宜な取扱にむすび付けられたものであつて、全く驚くの他はない。昭和三十二年七月十五日の国信太郎の証言、昭和三十三年二月十一日の川上正蔵の証言によつても明白なところであり、

裁判長は国信太郎の証言につき重大な心証を得たるが如き発言をされながら判決に於てはこれを有罪と認定されたことは被告人の極めて遺憾とするところである。

(ハ) 昭和二十九年四月十日被告人円城寺四郎と共謀の上(イ)、(ロ)と同趣旨のもとに料亭高木に於て金二万二千八拾円、同二十九年四月下旬円城寺四郎と右同趣旨のもとに料亭高木に於て飲食したとの点については被告人森は全然関知しないところであり、円城寺の自供のみによるものであつて、川上正蔵も昭和三十三年二月十一日の証言においても関知せざる旨述べている、全く事実無根である。

四、井桁亮関係

(イ) 昭和二十八年一月料理店浜清に於て被告今謹一と共謀の上ブラウン管硝子の輸入外貨割当の制限と生産のため便宜な取扱のため請託をうけその謝礼として金一万円を収受したと言う点に付ては、一万円の金の受領は認めるが中小硝子メーカの団体である木曜会の新年会に招待せられ、一時間の講演をしたことに対する謝礼金であつて、その趣旨は何等不正のものではない。元来、昭和二十八年一月頃はテレビ用ブラウン管硝子はまだ、わが国に於ては製作されていない時であり、硝子の製造販売が森の担当職務外であることは他言を要しないところであり、井桁氏の上申書にも詳細述べられている。当時輸入制限とは反対に品不足で少しでも輸入をしなければならなかつた時代であつて、ブラウン管の硝子の輸入外貨割当制限も生産制限も同様あり得ないことである。この点は、昭和三十三年四月八日井桁亮の証言によつても明白である。尚今謹一が本件一万円の金を森が要求したので井桁に話をしたと言つておるが左様な事実は更にない。この点は昭和三十二年九月二十五日同会社の村上、及び西堀両人の証言に明かである。

(ロ) 昭和二十八年七月中旬レストランAワンで(イ)と同趣旨で五千円収受したと言うのであるが、当時井桁が外国より帰朝しその報告会の二次会の費用として村上技師長より今謹一が受取り報告会に招待された数名のものがコーヒーを飲

みに行つた費用に使用したのである。

井桁と森との間には金銭上直接のつながりはなく、昭和三十二年九月二十五日の村上の証言及び同三十三年四月八日井桁の証言によつても明白なところである。硝子管に関する職務権限が被告森にないこと、(イ)において述べた通りであり瀆職の余地はない。

(ハ) 昭和二十九年六月上旬会社に於て被告人寺崎と共謀の上前記同趣旨の下に金一万円を収受したと言う点については同会社の火入式の招待を受け寺崎、高畠と共にその式に参列し、記念品、夕食代として寺崎が受領したものであり、この金員で一同食事をしたに過ぎない。硝子管につき職務権限のないこと、(イ)、(ロ)に同じであり、昭和三十二年九月二十五日の村上の証言、同三十三年四月八日の井桁の証言に明かなところであつて、何等不正はないと確信する。

五、ジョセフ・ミラー関係

(イ) 昭和二十八年八月同人が出資している不二音響とR・C・A社との特許契約締結認可の調査につき便宜な取扱のため請託をうけ、また同人のため外貨割当審査に便宜な取扱を受けた謝礼として金五万円を収受したと言うのであるが五万円の借用（亡祖父、亡父の墓石代）の事実はこれを認めるが原判決の趣旨を争つているのである。特許契約の審査は被告人森提出の別紙第四及び証人斎藤正年の証言にもある通り電気通信機械課長は担当技術係長（被告四元徹郎）の起案に捺印するだけのことであつて、実体的に何等発言の余地のないことを充分理解しなければならない。

元来ミラー氏は不二音響に出資してもいないし、役員でもない単に中村とミラー氏は友人であるだけのことであつてこの点は昭和三十三年三月二十五日の中村久次の証言にも明かである。被告人森がミラー氏の依頼によつて同人のために会社設立（仮称日本電子テレビ工業会社）の目録見を依頼されたことに対して出来た関係によつて金員の借用或はその謝礼等の話が出るようになつたので殊に判決がミラー氏に対し一般外貨割当に付き便宜な取扱をした旨認定

しているが、同人には一般外貨の割当はなくこの点昭和三十二年五月二十二日の古賀亭の証言及び被告人森提出の証人申請書添付別表第四によつても明かなところである。殊に一言附加したいのは、ミラー氏の供述調書が相被告人中村久次氏の通訳によつて作成せられた点は中村氏自身の証言で明かなところであるが、利害関係極めて深いものの通訳である点その信用性に疑問が生すところである。

(ロ) 昭和二十八年七月(イ)と同趣旨のもとに三万円の交付をうけた点については金銭の受授は認めるがその趣旨を否定する点(イ)と全く同様である。

(ハ) 昭和二十八年九月M・P・I事務所で(イ)と同趣旨の下に金二万円収受した点については金銭の授受は認めるがその趣旨を否認する点、(イ)と全く同様である。

(ニ) 昭和二十九年三月自動車の中に於て不二音響テレビ会社の特許契約認可の調査、輸入外貨割当審査につき便宜な取扱をしたことに対する謝礼金として金五万円を収受したと言う点については検察庁に於てその金員を受領したことを認めたのであるがこれは全くの記憶の誤りであつて、第一審法廷に於てこれを否認したのである。ミラー氏の昭和二十九年十一月十七日付検察調書にも金員の授受の点を否定している。

六、田所恒関係

(イ) 昭和二十八年八月ハレムに於て同社の通信機の輸入外貨割当審査につき便宜な取扱をした謝礼として三千円の金員を授受したと言うのであるが、三千円の金の授受は認めるが、右ハレムより大船の森の自宅までの円タク代として高畠正が田所より受領し、被告森がこれを受取つたものに過ぎないのである。ハイヤーより円タクの方が安いため客である森に対し田所が現金を交付したにすぎない。元来富士通信機は親会社の富士電機が昭和二十七年六月ドイツ、シーメンス社と技術提携を行い、その輸入外貨は優先的に認められているのであつてこれは被告森が課長に就任以前の

ことであり、便宜の取扱の余地など考慮する余地は全くない。

(ロ) 昭和二十九年三月ハレムに於て(イ)と同趣旨の下に三千円の現金の授受があつたと言うが(イ)に述べたところと全く同一である。

七、増野恒夫関係

昭和二十九年四月下旬料亭高木の飲食代の支払を依頼したのは日本無線会社の応用研究補助金、工業化試験補助金の審査につき便宜な取扱をした謝礼であつてその代金は一万四千六百二拾円、と言うのであるが被告人森に応用研究補助金、工業化試験補助金の審査について職務権限のないことは既に述べたところであり、別表第三及び昭和三十二年五月二十二日の吉開氏の証言、同年六月十日の斎藤正年の証言にも明かなところである。増野より度々招待の話があり一度だけ堀田、森等八名位の者が行つたことがあるが、何等不正の事実があるわけではない。

八、三谷洋三関係

昭和二十八年九月料亭浅生で神戸工業株式会社のR・C・A社との特許契約締結認可の調査等につき便宜な取扱をした、謝礼として現金一万円を収受したと言うのであるが、被告人森は全面的にこれを否定している。警察において森が認めたのは全くの錯覚であり三谷氏自身も否定している神戸工業株式会社とR・C・A社との特許契約は昭和二十七年四月三十日外資審議会において認可されておるのであつて、森が電気通信機械課長に就任した昭和二十七年八月一日以前のことである。

而して認可申請書提出にいたつては認可をうける半年前に提出するのであつて、この様な場合に瀆職など考える余地は全々ないことである。昭和三十三年六月十七日重工業局庶務室長箱崎力提出のテレビジョン認可一覧表に明かなところである。

九、高尾三郎関係

(イ) 被告人寺崎郁夫と共謀の上昭和二十九年八月上旬キャバレーハレムに於て同会社のカーボニール鉄の輸入外貨割当審査に便宜な取扱をした謝礼として金五千円収受したと言うのであるが、被告人森は五千円の金員は森としてはハレムより大船の自宅に帰える円タク代として支給されたことを認めておるが、この点につき高尾は「森と寺崎を招待したが二回とも森が身体が悪るかつたので送つたことがあるが、森には自分が金を渡したことはないので寺崎に渡し同人が女給にチップとして渡したことがある。故に高尾としては森の自動車賃と女給のチップ代を支払つたことは認めているが賄賂の趣旨は否定しているのである。当時輸入申請書を提出された事実も外貨割当の事実も森自身としては何等関知しないところであつて寺崎係長一人の仕事である重工業局鉄鋼課よりカーボニール鉄の輸入の照会を電気通信機械課にしたからとて担当係長寺崎がその意見を述べるだけのことであつて課長たる森が一つ一つこれに関与するものではない。官庁の業務の実態を理解しないこと、まことに甚しいと言はなければならない。

(ロ) 昭和二十九年八月下旬右同所に於て同趣旨の下に五千円の収受があつたと言うが、(イ)の項に述べたと全く同様のことである。

一〇、安藤徳次郎関係

昭和二十九年八月被告人四元徹郎と共謀の上金石舎研究所の応用研究補助金の審査と加工貿易の手続に便宜な取扱をしたことに対する謝礼としてミキサー一台（一万円相当）を収受したと言うのであるが、森はミキサーの受領は認めるがその趣旨を否認している。元来応用研究補助金の審査別表第三にも明かなごとく森には権限がない、昭和三十二年五月二十二日吉開の証言、同年六月十日の斎藤正年にも明かなところである。また、加工貿易手続認可等は通商局輸入第一課の職務権限であることは組織令にも明かなところである。水晶の加工貿易について安藤徳次郎にアドバイスを行つ

ただけのことであり、安藤がこの森の行為に対し四元徹郎を通じて中元として森に贈呈したことは、昭和三十一年七月十四日の安藤徳次郎の証言で明かなところである。何等の賄賂性のないものである。

一一、結　論

以上述べた通り被告人森としては、それぞれ弁解が立つものと考えるが何故に斯様な金員を民間人が役人に贈呈するものかまことに不可解に感ずる点もあらうと思われるのであるが、それは決して賄賂でなくとも民間人としては常に役所の人から自分の関係事業に関する方向なり或は情報を得て少しでも利益な位置に立ちたい為に斯様な食事なり、自動車賃なり、或はキャバレーなりに招待するようなことをやつてその機会を作つていたのである。役人として斯様な席に行くことが決して好ましくないことであることは認めるが、さればとて格別便宜な取扱をなしうる問題につき話し合つたり或は金品の授受をうけたものではない。

事実会社の人が大学の教授に技術上或は学問上の新らしい知識を聴くために常に一席設けることや、自動車の送迎等行なわれているのと何等区別はないのである。世間一般はこの場合官立大学の学者だからといつて瀆職を考える人はないのであるが、役人であれば直ちにその職務権限と結び付けて瀆職を考えるのである。

これは推論として行き過ぎであつて通産省の課長がその課員の実際に取扱う仕事につき直に全面的に職務権限があり瀆職の余地があると考えてはならない。輸入課の課長が輸入の業務につき便宜の取扱をなし賄賂を収受し得る場合は勿論あらうが、電気通信機械課の如き生産原課の課長が自己の職責である電気通信機器の輸入につき便宜な取扱をなし賄賂を収受することはあり得ない。輸入するしないは、輸入課の仕事であり電気通信機器の輸入の必要の有無に技術係長の意見を付し外貨割当審議会を経て輸入課の決裁をうけるのである。輸入の可否を決するものは通商輸入課であつて、電気通信機械課ではない。この故に、従来通産省の瀆職事件につき原局の生産原課の課長（重工業局電気通信機械課長の如き）が有罪の認定をうけたことは全然ないのであつて、この故にこそ通産省の大臣官房長斎藤正年が出頭し被告人森の職務権限につき詳細説明したのであるが第一審、第二審判決はこれを受けいれず被告人森に対し有罪の認定をしたことは事実誤認であるとともに、法律の解釈を誤つたものと言わなければならない。よつて原判決は第一点と同様の理由により当然破棄されなければならない。

第　三　点

而して控訴判決は被告人森の追徴金も第一審の四九万一千五百二十円より三六万七百四〇円に減額している。而して中村久次に関する無罪の二万円を差し引くと実質的には一一万七百八十円の減額である。

而して控訴判決は「判示第三の六の三万三千九百円についてはこれを被告人森と高畠正との共謀にかかる判示第一の一の㈢、同被告人と今謹一との共謀にかかる同四の㈠の(1)及び(2)、同被告人と寺崎郁夫との共謀にかかる同四の㈡、九の㈠及び㈡並びに被告人森の単独犯行とされている同一の㈠、㈡及び㈣、同六の㈠、㈡及び同八の各事実を原判決挙示の対応証拠と対照察するに、右のうち一の㈢二万円は被告人森の利益に帰したこと明らかであり、その余の金員は同被告人が部下の課員今謹一或いは寺崎等を通じ又は自から二次会等の費用自動車賃等の名義で被告人森が受取り、自己の責任で処分したもので、たとえ右各金員がその都度被告人森及び部下課員の二次会における飲食代等に消費されたものとしても右各金員は一旦被告人森の利益に帰し、同被告人の自由処分に任された後同被告人において部下課員をもてなしたものと認めるのが相当である。してみれば、叙上各金員については全部これを被告人森から追徴すべきであり、この限度において、原判決の判断は正当である」としている然してそれ以外の部分については、刑法第一九七条の四（五の誤りか）の規定する追徴の主旨は犯人に不正の利益を享有させないということにあるのであるからとして関係被告人平等で分割の観念を主張して

いるにも拘らず、控訴判決が支持した三六万七百四〇円の追徴金は「被告人森が受取り、自己の責任で処分したものでたとえ右各金員がその都度被告人森及び部下課員の二次会における飲食代等に費消されたものとしても右各金員は一担森の利益に帰し、同被告人の自由処分にまかされた後同被告人において部下課員をもてなしたものと認めるのが相当であるとなすのは民事的解釈であつて、業者から接待を受けた者が電気通信機械課の課長及びその課員であり、その間の事情を知しつする人々であるならば、これを課長の森がその利益を一旦うけ課長が部下課員を接待するとなす合理的な根拠はない。即ちその場合業者から接待を受けた者が、森が自腹をきり森から他の課員一同が接待をうけたと思う筈はないのである。仮に接待を受けた者のうちに検察官の起訴を受けなかつた者があるとしてもその金の性質が変化するわけはない。課長、課員の身分の差はあつても刑法上の共同正犯であることに何らの疑問は生じない。はたしてしからば、その追徴はあくまでも平等分割すべきものであつて、この点に関する控訴判決の判断は「大審院昭和九年(れ)第六一五号同年七月一六日言渡しの判決（大審院刑集一三巻九七二頁以下参照）に違反する。即ち大審院判例はその判決要旨として

「一、数人共同して賄賂を収受したる場合に其の費消したる賄賂を追徴するには各自の分配額に応じ之を行うべきものとす」

「二、共同収賄の事件に付ては分配の有無竝分配額を判示して追徴額の基本を明にするを適当とす」

とあるのに明かに違反している。

よつて本件控訴判決は刑訴法第四〇五条第三号に違反し当然破棄されなければならない。

以　上

（昭和三六年(あ)第一四五一号

贈賄

被告人　茂泉和吉郎

弁護人滝沢国雄の上告趣意

原判決は刑の量定が甚しく不当であるから破棄しなければ著しく正義に反するものである。

原判決は刑の量定が甚しく不当な第一審判決を是認したものであつてこれを破棄しなければ著しく正義に反するものである。

即ち被告人に対し判示二個の事実が有罪と認定されるとしても本件犯行の動機態様、並びに被告人の経歴、性行、其他諸般の情状を勘案の上、記録を精査すれば原判決の量刑が不当であることは明かであるから、刑事訴訟法第四百十一条により原判決は破棄さるべきものと思料するものである。

以　上

昭和三三年(あ)第六五号

決　定

本籍並びに住居　岩手県東磐井郡藤沢町藤沢字早道一一七番地
岩手県技師
菅野正見
大正四年四月一〇日生

右收賄被告事件について昭和三二年一二月一二日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人豊田求の上告趣意第一点について。

論旨は、憲法違反を主張するが、その実質は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

(本件と同一事件について公訴の提起があり、これが不適法であつたため公訴棄却の決定がなされ、その確定しない中に更めて本訴公訴の提記があり、これに基いて第一審判決の宣告があつたものであるけれども、その判決宣告前既に右公訴棄却の決定が確定し、先の公訴が提起当時に遡及してその効力を失つて居るのであるから、同一の犯罪について二重の起訴のあつた場合に当らない。)

同第二点の第一について。

昭和三六年一〇月三一日決定　昭和三三年(あ)第六五号

昭和三六年一〇月三一日決定　昭和三三年(あ)第六五号

二

論旨は、被告人の所論各自白の任意性及び真実性のないことを前提として判例違反を主張するが、記録を調べても、被告人のこれ等自白の任意性及び真実性を疑うに足りる資料は存しない。所論は、前提を欠き、採用することができない。

同第二点の第二について。

論旨は、判例違反を主張するが、引用の判例は、何れも、事案を異にし、本件に適切でない。所論は、採用することができない。

同第二点の第三について。

論旨は、判例違反を主張するが、原審が、本件および川端隆襄に対する収賄被告事件を菅原勇吉に対する収賄被告事件に併用した上、所論各証拠を取り調べたことは、右併合事件の記録によつて明らかであり、また所論証人尋問調書は、右川端に対する収賄被告事件の記録中に編綴されているから、所論各証拠を虚無のものであるということはできない。所論は、前提を欠き、採用することができない。

同第三点について。

論旨は、事実誤認と単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三六年一〇月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　石坂修一

裁判官　河村又介

裁判官　垂水克己

裁判官　高橋潔

裁判官　五鬼上堅磐

弁護人豊田求の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三八条第一項、同第三九条並に同第三一条に違反する。

原判決は「……検察官が昭和二九年六月二五日被告人に対する収賄被告事件につき盛岡地方裁判所一関支部に公訴を提起したが、公訴の提起があつた日から二ヶ月以内に起訴状の謄本が被告人え送達されなかつたゝめ、同支部は同年一一月五日公訴棄却の決定をしたこと、検察官が右決定の確定を待たないで即時抗告の提起期間内の翌六日同一被疑事実につき同支部に本件の公訴を提起したこと、右決定は後の公訴についての第一回公判期日前に即時抗告がなくしてその期間が経過したことにより確定するに至つたことが認められる」と判示し、これは「刑事訴訟法第三三九条一項一号が新設された後においては公訴の提起があつた日から二ヶ月以内に起訴状の謄本が被告人に送達されなかつた場合には、公訴の提起は右規定による公訴棄却の決定の確定により始めにさかのぼつてその効力を失うものと解さなければならないから第一の公訴を棄却する決定が確定する前になされた第二の公訴の提起がいわゆる二重起訴にあたることは、これを否定することができない」として原判決も二重起訴がなされたことを認めている。しこうして右第二の公訴、すなわち第一審判決の基礎となつた公訴提起が違法のものでない理由として、「第二の公訴が第一の公訴を棄却する決定が確定する前に提起されたものであつても、該決定が第二の公訴に対する判決前に確定し、第一の公訴の提起がさかのぼつてその効力を失うに至つたときは、被告人を二重の危険に曝らすことはありえないわけであるから、かような場合には、第二の公訴の提起当時それに存した二重起訴の瑕疵は、訴訟状態の変更により治癒されたものと解するのを相当とする。かく解することは訴訟経済の見地からもまた是認されるものと考える。」と述べられているがこれは誤りである。

昭和二八年法律第一七二号刑事訴訟法の一部を改正する法律により同法第三三九条第一項第一号が新設されて、後の公訴はこれを棄却しなければならないという条文を設けたのは、右法律第一七二号刑訴法一部を改正する法律により同じく新設された公訴の時効に関する同法第二五四条後段の「公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める」という規定並びに同法第三四五条の「公訴棄却の裁判の告知があつたときは勾留状は失効する」という規定に関連してくるからである。すなわち右各規定との関係において同法第三三九条第一項第一号の規定を解釈すれば、こと被告人に対し重大な利害関係を有することよりして後の公訴は必ずこれを棄却しなければならない旨を定めた規定である。原判決が前掲のようにしているところの判断には到底賛意を表し難い。盛岡地方裁判所一関支部が昭和二九年一一月五日第一の公訴を棄却するの決定をしたのであるから即時抗告期間内に右決定に対して抗告するのが適法な処置である。

しかるに、右即時抗告の期間内の翌日、すなわち同月六日に第二の公訴を提起して、いわゆる二重起訴をするという違法を敢えてした。しかるに第一審裁判所は後の公訴を棄却しないでこれに基いて裁判をし本件判決を言渡した。

しこうして原審弁護人はこの違法を主張して控訴理由としたが原判決は判示のごとくこれを排斥した。原判決は刑訴法第三三九条に違反した違法のものであるから明らかに憲法第三八条第一項、同第三九条並に同三一条に違反したものでありこの違法は判決に影響を及ぼすことまた明らかである。よつて原判決は破棄せられねばならない。

第二点　原判決は判例に違反するものである。

第一、控訴趣意書中採証法則違反の主張の判断について。

一、原審弁護人はその控訴趣意において弁護人弁護士千葉参治は昭和二九年六月二二日午後一時より三十分間被告人との接見許可を得て、被告人の勾置されていた一関市警察署に赴いたところ、被告人は突如として千厩警察署に移監され被告人に面会することはできなかつた。原判決もこの点についてはこれを判示しているところであるが、検察官に

おいて右弁護人に対し右面会指定書（記録一六八丁）を発付して置きながら何故に勾置場所を突如として変更したのか、これは右弁護人の弁護権を故意に制限したという疑いがある。しこうしてこの結果被告人が精神的打撃を受けたことは経験則上是認せられるところである。

原判決は「原判示第一中細川から五、〇〇〇円の供与を受けたとの点に関する被告人の自白はなるほど移監後である同月二二日の司法警察員の取調において始めてされたものである。しかし、自白が任意になされたかどうかは、その自白をした者に対しその自白をした当時虚偽の自白を誘発するおそれのあるような外部的な圧力が加えられたかどうかによつて決すべきであるから、かりに、被告人が移監されたゝめ右弁護人の指定の日時場所において被告人と面会することが不可能となり、その弁護権の行使に制限を受ける結果を招き被告人もそのことを知つて心理的に若干の動揺を感じたとしても、かような事情から直ちに右自白が任意になされた疑いがあるものとすることはできない。被告人が司法警察員の終日にわたる強制的な尋問に抗しえずしてその想定に添うように供述することを余儀なくさせられたと疑われるような証跡はない」と判示しているが、本件記録によれば、被告人が昭和二九年六月一二日に逮捕され引致の場所は千厩地区警察署であつた。同月一五日勾留状により勾留期間は同月二二日までとし、留置する場所は一関市警察署とした。よつて第一審弁護人は前述のごとく面接の指定書により同月二二日午后一時より三十分間被告人に面会するため一関市警察署に赴いたところ、被告人は既に千厩地区警察署に移されていた。この千厩地区警察署に被告人を移監する指揮書は本件記録には存在しないが恐らく勝手に勾留場所を変更したものと思はれる。

このようにして、弁護人が被告人に面接しようとしたのを妨害したのである。このようにして司法警察員が取調べに当つたのであるから、原審弁護人が任意性がないとした同月二二日付作成の司法警察員に対する被告人の供述調書がどのようにして作られたかはおのずから察知できる。それは強要であり誘導であり時にはごう問とまでゆかなくと

も被告人にとつてはそれに近い程度の外部的圧力が加えられて作成せられたとみるのが至当である。被告人が一関市警察署より千厩地区警察署に移されたのは同月二一日の最終列車であつた。同月二二日早朝より同署の自動車庫の二階において三人の刑事が大声で罵詈雑言して佐藤、細川等の供述調書を読み上げ「この通り二人共ハッキリ云つて捺印しているのだから貴様がどのように否認しても無駄だ」とどなり肩部を殴打して責め上げた。被告人は弁護人との面会ができないことに意気沮喪し且つ右のように強制と誘導とによつてはどうすることもできないとし諦観し偽りの自白をしたものである。これが六月二二日付被告人供述調書である。従つて右調書の内容は真実性に乏しく任意性のないものである。しこうして検察官に対する昭和二九年六月二五日付被告人の供述調書の作成事情は、前記警察署における刑事の取調に際し精神的、肉体的苦痛のため自白を反覆していることは記録上明白である。右の各因果関係について被告人尋問をする等十分な審理を尽さねばならなかつたのにこれをしなかつた第一審判決は明らかに審理不尽の違法があり、原判決も亦右同様の非難を免れることはできない。従つて昭和二四年(れ)第二七八〇号同二七年三月七日最高裁判所第二小法廷判決及び昭和三二年七月一九日最高裁判所判決に違反する原判決は破棄せられねばならない。

第二、原判決は「控訴趣意中採証法則違反の主張について」と題する二の項において次のとおり判示した。

「……たゞ細川は右供述調書謄本において小宮山旅館における二回にわたる饗応接待額はいづれも一人当り三、七五〇円（被告人外三名分合計一五、〇〇〇円）であると述べている。原判決の引用証拠によれば、細川は各回とも酒肴料、宿泊料のみならず宴席に呼んだ酌婦の花代等一切の費用を負担したことが認められるから、同人のいう三、七五〇円という金額がそれら諸掛一切を含むものと解すればそれが原判決の判示する酒肴料、宿泊料のみの合計額より多額であること当然であるが、それにしてもその開きが大きすぎるという非難を免れることはできない。しかし本件においては当

時諸掛一切を正しく算定するための明確な資料は残されていないので、細川のいう金額が果して正当であるかどうかを確認することに由ないのであるが……従つて、小宮山旅館関係では明らかにすることのできる最小限度の金額をもつて饗応接待額と認める外はない……。」

右の原判示の意味するところは第一審判決は饗応接待額を八百円相当と認定したが、その証拠は全くないということを自認していることである。つまり第一審判決が八百円相当の饗応接待額を認定したのは証人小宮山安子の供述に依拠したものと思はれるが、原判決はこれすら実は認定の証拠にはならない（これは理の当然であるが）ということを自ら認めているところである。従つて的確な証拠はないが八百円程度は最小限度の饗応接待費と認めるより外はないというのである。

これによつてこれをみれば、原判決は第一審判決判示の饗応接待費八百円相当額を確定することはできないということを明らかに認めているということになり論理の矛盾がある。

右のごとくであるから原判決は、右の点について審理不尽があること明らかであり、また理由不備である。この違法が判決に影響を及ぼすことというまでもないところである。従つて原判決は昭和二四年（上告）第八号同年九月三〇日広島高裁第一部判決、昭和二四年(れ)第八五六号同二五年二月二八日最高裁判所第三小法廷判決に違反するものとなるからこれが破棄は免れない。

第三、原判決は「控訴趣意書中審理不尽、事実誤認の主張について」と題し、次のとおり判示した。

「……しかし、原判決は第二及び第三において被告人が受けた饗応接待の価額をいずれも八〇〇円と算定しているが、原判決の引用するいづれの証拠によつてもそのような認定は不可能であるのみならず原審の取り調べたその余の証拠にもこの点を確認するに足りるものがない……されば原判決は第二及び第三の関係で追徴額算定の基準となる賄賂の価額

について審理を怠つた結果理由不備の違法を犯したものという外はない……」とし

「よつて刑訴法三九七条、三七八条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により当裁判所は次のとおり判決する。

当裁判所の認定した罪となるべき事実は、原判示冒頭、

第一、第二、第三の各事実と同一であるから、これを引用する。

右各事実に対する証拠の標目は第二、第三の事実につき

一、被告人川畑隆襄に対する昭和二九年(わ)第六八号収賄被告事件の証人小宮山安子に対する尋問調書

一、証人細川勘五郎の当審公廷における供述（但し飲食宿泊料金に関する部分）

を附加するの外原判決の挙示する証拠の標目と同一であるから、これを引用する」とした。

しかるに原判決が第二、第三の事実につきこれが証拠として標目に掲げた次の各証拠は本件記録を精査しても全く存しない。

一、被告人川畑隆襄に対する昭和二九年(わ)第六八号収賄被告事件の証人小宮山安子に対する尋問調書は本件記録には存在しない。尤も原審第一回公判調書によれば昭和三二年(う)第三三一号被告人菅野勇吉に対する収賄被告事件を併合して審理する旨決定告知した記載はあるが、証拠標目に掲げた右被告人川畑隆襄の収賄被告事件を併合した証左はない。結局原判決挙示の証拠は虚無の証拠である。

二、原審公判調書には細川勘五郎を証人として取調べる旨決定した旨の記載は全然ない。要するに証拠調決定はなされていない。従つて細川勘五郎が証人として供述した形跡はどのように調べても見当らない。また記録もない。これまた結局虚無の証拠である。

しこうして原判決は「原判決は第二、第三において被告人が受けた饗応接待の価額がいずれも八〇〇円と算定してい

るが原判決の引用するいずれの証拠によつてもそのような認定は不可能である。原審の取り調べたその余の証拠にもこの点確認するに足りるものはない」と判示しているのであるから、第一審判決掲記の各証拠を検討する必要はない。それであるから原審は第二、第三の事実を認定する資料として前述虚無の各証拠を引用したことになる。されば原判決もまた第二、第三の賄賂の価額について審理を怠つた結果理由不備の違法を犯したものという外はない。

右のとおり原判決が虚無の証拠をもつて事実認定の資料としたこと、よつてもつて審理不尽の結果理由不備の違法を犯したことは昭和二三年(れ)第四一六号同年七月一三日最高裁判所第三小法廷判決、昭和二八年(あ)第二五二二号同三一年一月三一日最高裁判所第三小法廷判決に違反するので原判決は破棄せられねばならない。

第三点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令違反を犯したのみならず事実の重大な誤認がある。よつてこれを破棄しなければ著しく正義に反する結果となる。

一、第一審判決は判示第一の事実認定の証拠として次のものを掲げている。よつてこれを検討する。

(1)　細川勘五郎の検察官に対する昭和二九年六月一五日及び同月二二日付供述調書謄本二通によれば

(イ)　「昭和二七年十二月二十一日頃……私の左側に居た佐藤書記が菅野さんは子供さんが病気で東山病院に入院していて金に困つているから何ぼか融通してやつてくれないかと私にそつと耳打をしたので私は金が欲しいのだと思つたので……講義がすんでから鞄に入れて置いた組合の名前を印刷したハトロン封筒に持つていた千円札五枚を折らないで入れ封しないで準備して置きました……講義が終るとゆう方最終バスで三人で鈴木旅館に参りました。……菅野が一諸に風呂に入ろうと云つてどてらに着換えて風呂に行うとして立上つた時私は用意して行つた封筒を同人の傍え行つて「心持だ」と云つて差出した処同人はそんな事するなと云つて受取らずに風呂の方え行つてしまつたのでした……私はそれでは服の中えでも入れて置けやと云つて部屋に入つた右側のかべにかけてあつた

衣紋掛にかけて置いた菅野の背広服の右外側ポケットにその五千円入の封筒を入れ……云々」と記載されており次に

(ロ)「その外菅野主事には二十七年十二月十八日頃前沢町の小宮山旅館で県の川畑主事協議会の佐藤書記と共に一人当り三千七百五十円の御馳走をしてやりました」と、

(ハ) また、「同二十八年二月十日頃にも同旅館で県の菅原主事、佐藤書記と共に一人当り三千七百五十円代の酒肴を御馳走してやりました」と記載され

(ニ)「菅野正見にやつた現金五千円は病気見舞や同人から貸してくれといわれて貸したものではなく……」とある。細川は当時横領被疑事件で組合員に対する政府交付金横領のかどで取調べられていたから、その横領金額を少くせんがために苦心していたと思われる。従つて右供述は直ちに措信することはできない。

(2) 次に、佐藤恭一の昭和二九年六月二四日付証人尋問調書並に検察官に対する同月一七日付供述調書をみるに、

(イ) 佐藤恭一の証人尋問調書によれば、

「問 菅野はその部屋にいたか。

答 はい、私が便所から戻つて部屋に帰つて煙草をつけようとした際菅野さんは丹前に着換えておつて間もなく風呂に入つて来ると云つて部屋を出て行つたのであります。そして私が煙草を喫つていた時唯今申上げたように細川さんが菅野さんの洋服に封筒を入れたようでした。それでその封筒の中には前に細川さんから見舞金の話があつたので金が入れてあつたものと思つたのです。

問 その時細川は着換をしていたのか、又何といつて菅野に渡そうとしていたか。

答 そのへんは唯今記憶して居りません。

問 証人が便所から戻つた際細川は封筒を手に持つていたのか。

答 それもよく記憶して居りません。古いことで細いことは唯今記憶にありません。

問 その時の宿泊料は誰れが払つたのか。

答 細川さんが支払つたというので後からやつてもよいと思つてそのまゝに致しました。というのは勘定は翌朝九時頃バスで私達が帰りましたが、その少し前に洋服と着換えていた際女中が入つて来たので「会計は」と云つた処そこに居た細川さんが全部済したからと云い、その時は丁度バスの発車時刻間際でもあつたので私達は「それでは後から」と云つて急いで旅館を出てバスで松川迄行きそれから汽車に乗つて千厩に帰つたのであります。」という供述記載がある。

(ロ) 六月一七日付供述調書の内容は前記尋問調書記載の内容と大体同じである。

次に第二、第三の事実認定の証拠として次のものを掲げている。よつてこれ等を検討してみる。

(1) 検察官に対する昭和二九年六月一七日付川畑隆襄の供述調書謄本によれば、昭和二十七年十二月十八日前沢駅前の小宮山旅館で酒肴を御馳走になつた旨の記載があるだけでその金額については何等の供述記載もない。

(2) 同じく昭和二九年六月一四日付菅原勇吉の供述調書謄本によれば、昭和二八年二月頃被告人、菅原主事、佐藤書記とが細川に小宮山旅館で御馳走になり宿泊した、そして右の支払は全部細川がした旨の供述記載があるだけで、これが金額については何等の供述もなされていない。

(3) 次に原判決が第二、第三の各事実認定の証拠として附加した次の各証拠は本件記録にはなく虚無の証拠であること前論のとおりである。従つてこれをもつて右第二、第三の事実を認定した原判決が違法のものであること第二点に論述したとおりである。

(4) しこうして被告人の検察官に対する昭和二九年六月二五日付供述調書並に司法警察員に対する同月九日、同一四日、同二二日付供述調書については第一点に述べたとおり、弁護人の弁護権の行使を故意に妨害した疑いが濃厚であること。被告人は同月二二日弁護人に面会ができることを唯一の心のよすがとしていたのに、突如として勾留場所を一関市警察署より千厩地区警察署に移されて、弁護人との面会を制限されてしまつた。このことにより被告人は全く精神的打撃を被り、刑事より細川及び佐藤等の司法警察員に対する供述調書を読み聞かせられ罵詈雑言と肩部に打撃をうける等の外部的圧力を加えられて、遂に偽りの自白をした。これは第一点に述べたごとく任意性のない供述調書であつてこれを証拠として事実を認定することは最高裁の判例に違反するとともに自白を強制、誘導することは憲法第三八条第一項に違反すること明らかである。

次に被告人は右供述調書作成の結果、検察官の取調に際し右供述内容を違えることはまた思はざる不利益を被るものと自ら考えて検察官のいうまゝに作成した。これが前記被告人の検察官に対する昭和二九年六月二五日付供述調書である。右のとおり本件事実認定の資料となつた供述調書の内容はすべて因果関係があること頗る明白である。

二、前記細川勘五郎の供述調書には五、〇〇〇円を封筒に入れて、被告人が風呂に行つている間に、その洋服のポケットに入れて置いたというのであるが、第一審第三回公判期日における証人細川の供述によれば、そのような事実のなかつたことを明言し只金を貸してくれということはあつたと述べている。これは同期日における証人佐藤もまた述べているところである。

また宿泊料についても細川に立替えて貰つたもののごとく記載されており犯意なきものと思料せられる。

本件は右のとおりであつて原判決には判決に影響を及ぼすべき法令違反があるのみならず重大な事実の誤認がある。よつてこれを破棄しなければ著しく正義に反する結果となる。

よつて刑訴法四一一条により原判決を破棄せられたい。

(昭和三十三年二月二十七日付)

(附録省略)

以上

昭和三四年(あ)第五九九号

決　定

本籍並びに住居　名古屋市東区矢田町一〇丁目一五番地

会社員

鵜飼幾丸

大正七年一月三〇日生

右の者に対する横領被告事件について昭和三四年三月一六日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人亀井正男の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない〔なお、使途の決まつている金銭または有価証券の寄託を受けた場合は、所定の使途に使用されるまでは、これらの所有権は所有者に保留され、これを受寄者が所定の使途以外に使用すれば、横領罪を構成するものというべきである。(昭和九年(れ)一二七〇号同年一一月二二日大審院第一刑事部判決、刑集一三巻一五八八頁参照)〕。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三六年一〇月三一日

昭和三六年一〇月三一日決定　昭和三四年(あ)第五九九号

一

昭和三六年一〇月三一日決定　昭和三四年(あ)第五九九号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　石坂修一

裁判官　河村又介

裁判官　高橋潔

裁判官　五鬼上堅磐

昭和三四年(あ)第五九九号

弁護人亀井正男の上告趣意

被告人　鵜飼幾丸

第一審判決ではその挙示の証拠により東洋石油株式会社（以下単に会社という）と被告人との間に、旧債手形に対しては毎月約百万円づつ返済し、不足分は六十日先の更新手形を差入れる代りに、会社が右不足分に相当する現金を被告人に交付し、被告人に於てこれを旧債手形の支払場所である銀行に振込み、形式上自己の手形の決済を為すと同時に、会社の信用のためにも不渡を出さぬ様にする旨約定したと事実を認定した。

然るに原判決では第一審判決挙示の証拠を綜合すれば、第一審判決の事実認定を肯認するに十分である、すなわちとして、被告人は会社の幹部と旧債の弁済方法を協議の末、当時すでに被告人から会社にあてゝ振出された約束手形の不渡を防ぐため、被告人は会社に対し、不動産、動産を担保に提供し当月満期到来の約束手形金に対する更新手形を差し入れ、会社は被告人に対し満期到来の約束手形の支払資金として、その金額より金利と送金手数料を引いた金額の小切手を右手形の支払場所である取引銀行に振込んで、右手形を決済する旨の契約を結んだと事実を認定した。是に由て之を観れば原審は口では第一審判決挙示の証拠を綜合すれば、第一審判決の事実認定を肯認するに十分であるといゝながら、その説示では根本的に相違するものを認定したことに帰着している。而かも所謂挙示の証拠中、被告人がさように小切手を受取り、小切手そのものを以て旧債手形の決済に振込むことを約定したことの窺えるものはないのであるから、畢竟原審は証拠に基かずして、この重要な事実を認定した違法を敢えてされたわけである。加之ならず証拠の有無にかゝわらず、この事たる社会的顕著な事象を識らざるの譏りをも蒙むらねばならぬもので、すなわち支払場所銀行に廻付されてある手形の決済として、私人（本件の場合は東洋石油株式会社）振出しの

小切手を提供しても、支払場所銀行は受付けないのである。その小切手金の取立を支払場所銀行に依頼して、それが取立てられた上で、当該手形の決済に充てられる旨の注文ならば発せられるかも知れないが、それでは手形の満期日は経過してしまうから役に立たないのである。

然るに原判決は、かゝる誤つた事実認定の下において、当該小切手は他に特別の事情の認められない限り、支払場所銀行に振込まれるまでの間、右小切手の所有権は会社に留保され、被告人は右事務処理の任務上これを預り保管しているものと解するのが相当である。従つて被告人が右小切手を保管中、ほしいまゝに換金着服した行為は横領罪を構成するや論のないところであると判定されたけれども、それは事実認定の誤りを累ねられたものであること論のないところである。

すなわち支払場所銀行にその手形の決済に充てるためには、受付けられない小切手を被告人が手裡していても仕様のないもので、支払場所銀行へ手形の決済に充てゝもらうため持つてゆくには、先ず小切手の宛先銀行で現金の払渡しを受けるか、又は誰かに割引してもらい、所謂換金するより他ないのであるのに、この換金行為を横領罪に断ぜられては、被告人たるものたまつたものではない。

それには被告人は換金し得た金員の一部を数通の旧債手形の内二通の決済に充てたにかゝわらず、原判決は被告人が不可分的な当該小切手一通そのものを換金着服した行為を横領罪に認定するとして、小切手金全額の横領に問擬したのは、理屈に走り過ぎていられはしないか。

要するに第一審以来弁護人の提出した書証には明らかに『金利は更新手形に対し日歩二銭八厘とする』旨の契約されてあり、それに送金費用一回に五百円宛徴されているのは明らかな事実（本件では偶々小切手で送金されたのであるが、それには送金費用わずか書留郵便料だけで足るものであつて、元来送金の方法は小切手に限つたわけでないことが窺える）であるから、会社と被告人との間は正に送金されたものについて消費貸借が成立し、それは決して横領の対象となり得ないもので

ある。

（昭和三十四年五月九日付）

以　上